

43N22

99-194

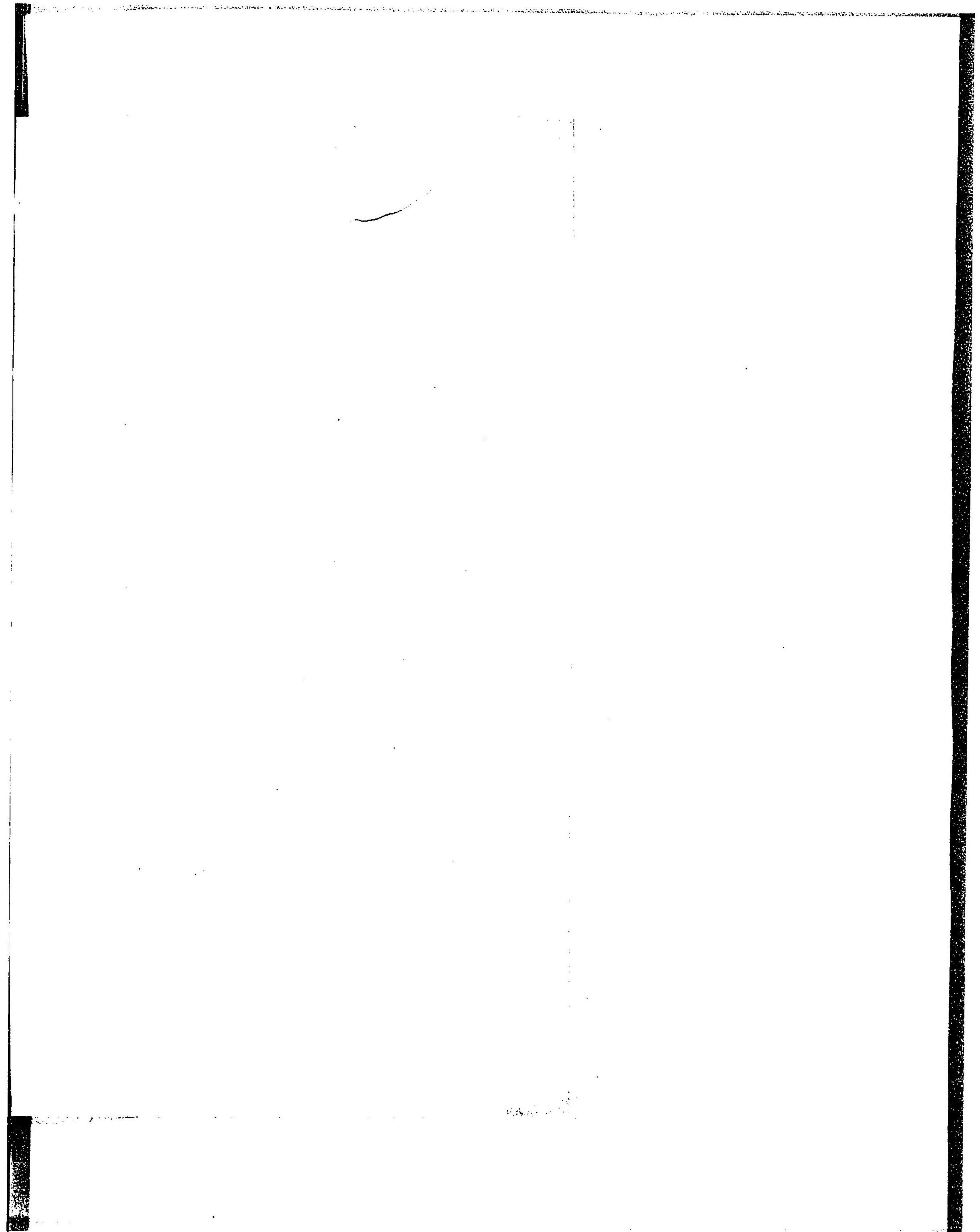


松永聽劍編

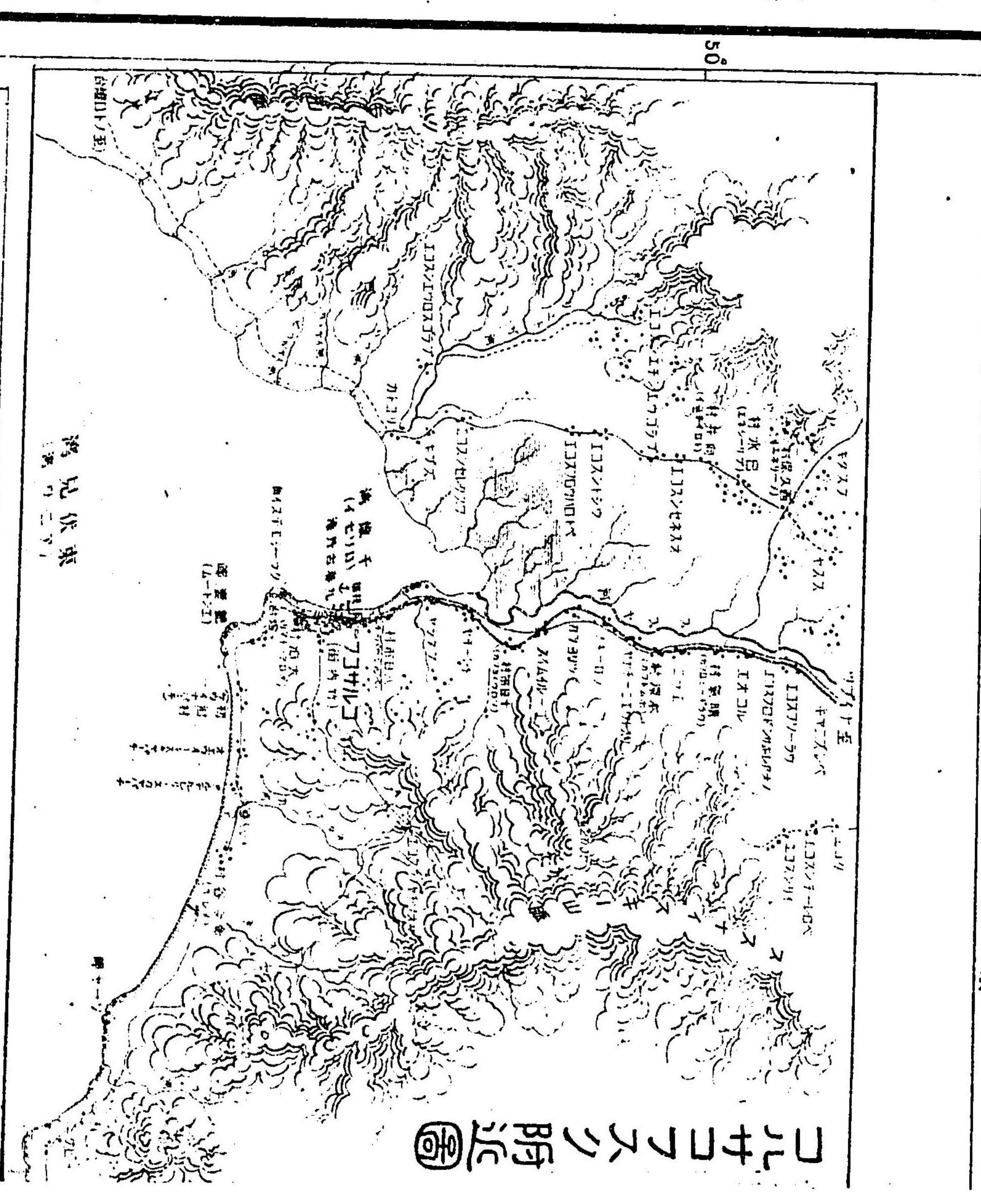
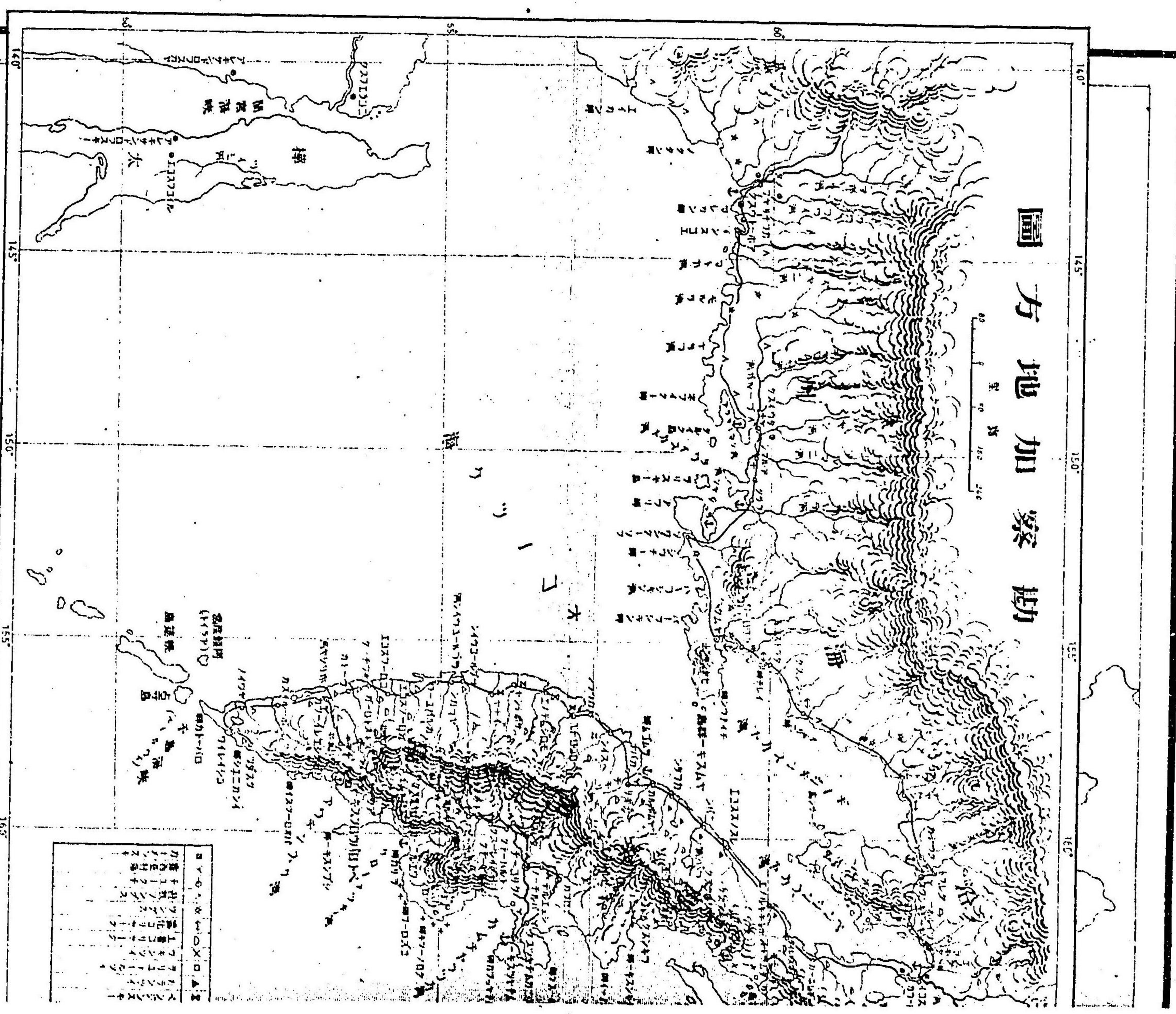
權太及勘察加

東京博文館藏版

明治  
38 11 8  
内交



# 圖全加察



# 圖近附キヌプロボサキア









鹤云  
寿



予曾船過宗谷海峽。咫尺對薩哈連。扣舷慨然久之。蓋使北方寶庫  
委鑰於他人手也。予友松永聽劍。亦同其感慨者。某歲遂挺身跋涉  
薩哈連山河。豚肉岬角直睥睨。勘察加而歸。頃編一書。題曰樺太及  
勘察加。將印行。請予序。披而閱之。明其地理。詳其產物。覈其開  
拓所由起。而我邦人苦辛慘澹。澁心血于其經營者。躍然於紙上。  
聽劍之志可以見矣。今也伐俄之軍。海陸奏大捷。而珠槃玉敦和成  
蓋在近。當路者攬焉講之。可以抵邊鎮之奇策。志貨殖者。攬焉讀  
之。可以供經營之良材。嗚呼此書益世。不可以尋常之青史黃卷比



### 樺太及勘察加序

予曾船過宗谷海峽。咫尺對薩哈連。扣舷慨然久之。蓋使北方寶庫  
委鑰於他人手也。予友松永聽劍。亦同其感慨者。某歲遂挺身跋涉  
薩哈連山河。豚肉岬角直睥睨。勘察加而歸。頃編一書。題曰樺太及  
勘察加。將印行。請予序。披而閱之。明其地理。詳其產物。覈其開  
拓所由起。而我邦人苦辛慘澹。澁心血于其經營者。躍然於紙上。  
聽劍之志可以見矣。今也伐俄之軍。海陸奏大捷。而珠槃玉敦和成  
蓋在近。當路者攬焉講之。可以抵邊鎮之奇策。志貨殖者。攬焉讀  
之。可以供經營之良材。嗚呼此書益世。不可以尋常之青史黃卷比



也明哉矣。予將俟平和之日。拉聽劍。徑抵樺太。觀戰後之風物。而一葦航勘察加。黑樺樹蔭。割鮭魚酌蠻酒。擊缶高歌。其快果如何哉。撫卷不堪神往。

明治卅八年八月下澣

香國 土居 通豫 撰

筆硯益御清適不堪大慶候兼て御下囑の序文甚敷延引此節逾印刷御終了との事早忙思構と相就兼殊に和局の結果は日南子の所謂折半二分の樺躰島と相成曠古大戦の紀念は粉飾假面の平和人道言下無兵備禍源の半版圖を剩し候義に候得ば野生等殊の外調子板けの感覺いたし爲めに執筆の張合も無之次第不惡御了察被下度候併し盛夏以來御編述の精力と材料收拾御奔走の勇氣は平生大兄腹中の素資蓄積致し候結果とは申ながら唯々感服の外無之候早々原稿拜閱御筆勞實に一字一汗の思ひに御座候樺太勘察加の後來に對し愚見申上候様御下命に候得共此義は二三頁に盡兼候間御再版の時を期し詳述可仕候得共今

簡短に其要目を申上候得ば我通漁區域の發展と隨て進む北方貿易の振作とは向後數年望外の増大を期し得られ候事と確信いたし候又這般御編纂の結果勘察加の分は拙會非賣刊行の冊子其儘御採取の由同地は北邊荒遠の境域に加へ文冊の憑るべきもの無之編述疎簡に失し居候事實に不得已義にて是亦た後來の志士に期し大成を俟つの外無之豫め老兄を煩はし讀者に謝し置度此意萬々御推容被下度候先は申譯迄小書得御意度如斯候頓首

九月 日

黒龍會主幹 内田良平

松永聽劔老臺侍史

### 叙

國土は民俗の安宅、隻礁半嶠の微も決して之を失ふべからず軍國古今烈士偉人の此間に處する其蹟煌々炳々たる者あり元和以降江戸幕府一に太平を以て民人を柔化せしめ知らず識らすの間我北海の領域を魯人の取るに任せたり羽太正養東察加を以て古史の所謂我奥蝦夷なるものとなし考証に憑據して魯人の侵略を痛論せしもの蓋し亦た所以なきにあらず。

魯人南漸の勢は海潮の沙汀に入るか如く竟に又た制すべからず維新の後東察加を問ふものなし進で樺太千島の交換となれり之を交換と云ふは割讓の辱を避けて有司の責を免れし所以にして達識の士今猶ほ論難其罪を鳴せり魯人猶ほ此に已ます清領を奪ひ韓境を畧し征清の後に乘じて遼陽

叙  
の土を我に取り驕傲暴慢殆んど顧慮する處なし我閣臺顯要の者首を畏れ尾を畏れ穉羊の乳狼を見るが如く唯だ是れ噫して謙せり。

二  
國民一意 皇上還遼の詔を體し臥薪嘗膽方に十年討魯の論囂然として起る怯魯者竟に之を制する能はず以て干戈に及び海陸連捷其艦船を覆滅し其軍旗を竊殛し別軍海を航して樺太を復せり。

斯時予松永聽劍と會し手を把り相賀し且つ曰く以て我北邊の謀を講ずべく以て我が北海の巨利を興すべしと共に論攻數刻に及べり聽劍曾て樺太の事に憤り親しく風土物産を探り常に自ら其回復の期を待てり而して予客年同社の爲めに勸察加薩哈連阿哥斯疇沿岸情況を編纂し内田硬石之を刷刊して當路者及び有志諸友に頒てり部本厩かに半千未滿洽く世間に示すに足らず況んや軍國の機に要する所ありしを以て應急早忙素より雜錯

を免れず聽劍之を惜み其平生輯拾する所の資料を合せて更に一稿を起せり而して樺太全篇實に聽劍の手に成り沿革の記事考據極めて確なり勸察加に至りては猶ほ資料の取るべきものなきを以て予が編纂を改めずと云ふ樺太觀風集、聽劍自ら痲癖の餘贅と稱すと雖ども偉人烈士心事の發瀝する所後進を裨益するに足るもの蓋し妙からず。

稿既に成り刷刊將さに半ならず成和の報乃ち至る曰く償金割地兩ながら之を撤し樺太の北半之を魯國に附せり曰く何曰く何民論騷然予聽劍と相見て言ふに忍びず筆を投じて悵然之に久ふす。

古へ江戸幕府太平を以て民人を柔化し知らず識らず我北海の領域を失ひ而して今ま平和人道の聲、白人の權變、閣閣の侯伯を簸弄し七萬有許の忠良を亡はしめ二十餘億の國資を費やさしめ以て前古未曾有の戰勝を人

叙  
道聲裡に没却し敢て我既得領域たる樺太の半を割くに至る滿韓權域の後  
來亦た知るべき而已聽劍以て如何となす乃ち以て叙に代ゆ。  
四  
明治三十八年九月戒嚴令後三日

辱知 權藤 善識

## 一例一言

一「樺太及勸察加」稿茲に成る豈に敢て其全豹を描きたりと謂はん乎讀者  
幸に一斑を窺知せば要自ら其中に在らむ。

一樺太の郷歴文冊の首尾を一貫し編をなせる者往古より之なし故に其沿革  
記事は紀傳に非ず編年に非ず復た紀事本末に非ず茲に一種の私家志  
に擬せんとす讀者の其破格を笑ひ其變體を嘲る素より敢て辭せざる所  
なり。

一然れども地理、風土、氣候、産業等の部門は明治三十八年四月外務省  
通商局調査の統計及資料に據り敢て私見を雜へず逕ちに編述したるを  
以て或は誤謬なきに庶幾からん乎。

一樺太は編者、明治廿六年曾遊の地にして爾後之が調査講究を懈らざり

しを以て或は正鵠を誤らざる者あらむ唯勸察加に到りては荒渺の土別に資料の憑るべき者なきを以て黒龍會の勸察加紀事(非賣刊行)を採れり讀者幸に諒せよ焉。

一編者の學淺聞寡に加ふるに北邊遐陬の地、文献不備、其編著素より雜錯を免れず博雅篤學の君子幸に垂教を吝むなからん乎再版の日謹んで訂正を加ふべし是れ編者の光榮とする所但其出典故事と前人の説と自家の見とを明にし講究の資に供せられよ何幸過之。

一樺太觀風集、篇中の鷄肋ならむ唯編者多年の摺撫に成れるを以て今之を棄つるに忍びず併せて茲に其數十首を抄録す。

一本書沿革を叙する我北遣艦隊の樺太平定に筆を擱せり刷刊未だ半ばに至らず成和の報臻る屈辱乎、成効乎、將た又道德的勝利乎、之を辯ずるに忍びん哉編者素より北蝦州を以て皇土と信ぜり何を圖らむ倉皇其

半を割きて俄人に贈與せむとは編者數計龜卜の中らざる亦自ら廟猷如何を知るの明なきを慙づ噫吁乎。

一本書の成る外交時報社々友烟山專太郎、黒龍會主幹内田硬石、及び志賀矧川、桂湖村、權藤成卿、熊田葦城、上島笠山、舟越勇夫、村尾水哉、故松浦北海翁の嗣一雄、故岡本韋庵翁の嗣健の諸氏等の力に藉る斟からず編者の黙して徳とする所謹みて謝意を致す。

明治三十八年十月媾和大使歸來の日

### 編者誌

乙巳十月同松永聽劍游金澤兼六公園水榭分韻得先  
聽劍將之樺太詩中故及

香國 土居通豫

吟倚欄干飛瀑懸。名侯遺蹟好林泉。一池魚豨紅於似。

當世子衿青勉旃。二六時中唯感慨。三千里外舊山川。

莫辭靈澤金城酒。徑上秋詩韋韞船。

同分韻得蒸卒賦

聽劍 松永久邦

秋風短褐袴騎嘗。兼六名園携手登。徑自白山噴水雪。

便將北海駕鯤鵬。半林紅葉煙霞麗。一水古瓢天地澄。

靈澤依然光景好。重來同醉有詩朋。

# 樺太及勘察加目次

## 前編 樺太

第一章	概要	一
第二章	樺太なる名稱	二
第三章	前世紀の樺太	八
第四章	樺太土人と大陸との交通	二二
第五章	樺太に對する幕府時代の經營	二四
第六章	海防論者の樺太觀	二八
第七章	樺太の探險家	三二
第八章	魯國の東方經營に於ける樺太	六一
第一節	魯國の樺太侵略の發端	六一
第二節	ラックスマンの來朝	六二
第三節	レサノフの來朝及魯人の樺太侵入	六三
		六八

第四節	ブーチャチンの渡來……………	七二
第五節	ムラゾイオフの國境談判(下田條約)……………	八一
第九章	國境談判委員の派遣……………	八五
第一節	竹内下野守松平石見守の魯國派遣……………	八五
第二節	小田大和守石川駿河守の定境談判(ヘナレブルグ假條約)……………	九一
第十章	千島樺太の交換……………	九五
第一節	明治初年よりの樺太……………	九五
第二節	樺太買收說……………	一〇〇
第三節	樺太讓與始末……………	一〇三
第十一章	樺太の回復……………	一一一
第十二章	樺太の地勢(港灣、山脈、平地、河、湖、島)……………	一一二
第十三章	樺太の氣象(風位、潮流、溫度、結氷、氣壓)……………	一一九
第十四章	樺太の人種(日本人、自由民、流刑人、異種人)……………	一二五
第十五章	樺太の市邑(都市、村落)……………	一三七

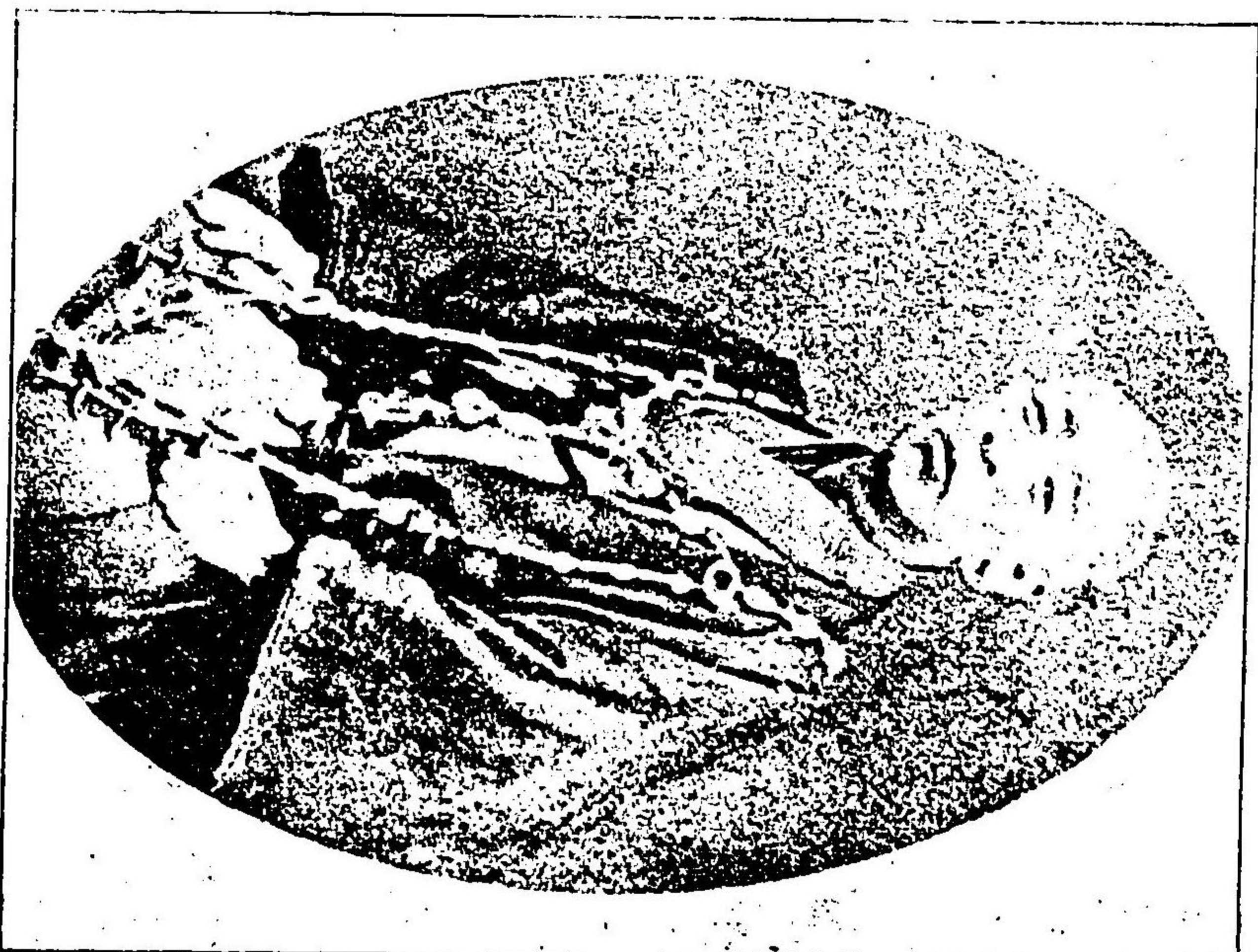
第十六章	樺太の産業……………	一五一
第一節	農業……………	一五一
第二節	海産……………	一五四
第三節	鑛業……………	一九二
第四節	林産……………	一九九
第五節	商業……………	二〇五
第十七章	樺太觀風集……………	二〇八
(附 錄)	樺太漁業に關する陸軍省並民政署の最近告示及 布達……………	二二八
後 編	勘察加……………	二三五
第一章	概要……………	二三五
第二章	東海岸……………	二四七
第三章	西海岸……………	二五一

# 樺太及勘察加目次終

第四章	黑龍會員鈴木重治探見記事	二五五
第五章	國際的漁業に關する意見	二九八
第六章	カマンドルスキー島	三〇二
第七章	オコツク海沿岸	三〇五
第八章	勘察加オコツク補遺(上)	三一七
第一節	晴雨表	三一七
第二節	商業表	三一七
第三節	商品價格表	三一七
第九章	勘察加オコツク補遺(下)	三二四
第一節	住民の情態	三二四
第二節	漁業	三二四
第三節	獵業(熊、狼、狐、水鼠、オロスツマ、ゴルノスタイ、兔、猪、鹿、狼、熊、獾、	三二五
(補遺)	アザラシ、モルジュ、鯨、海鼠	三四一
	志賀、矧川氏間宮、林藏、東、韃、行程考	三五三



翁輔監本國官制拓開



翁郎四武浦松官制拓開





権太のイマの人



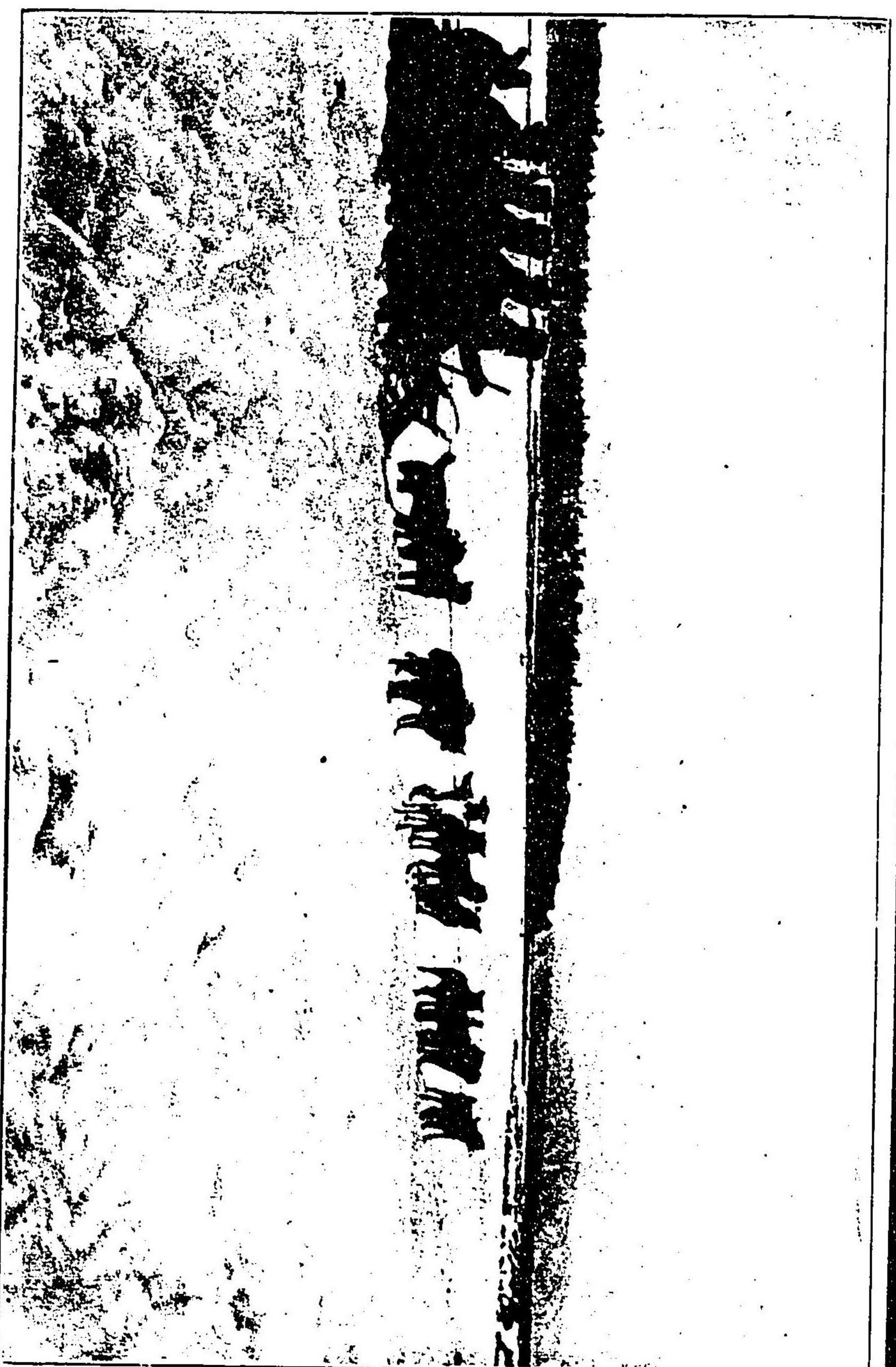
民移國露のラエサルコ



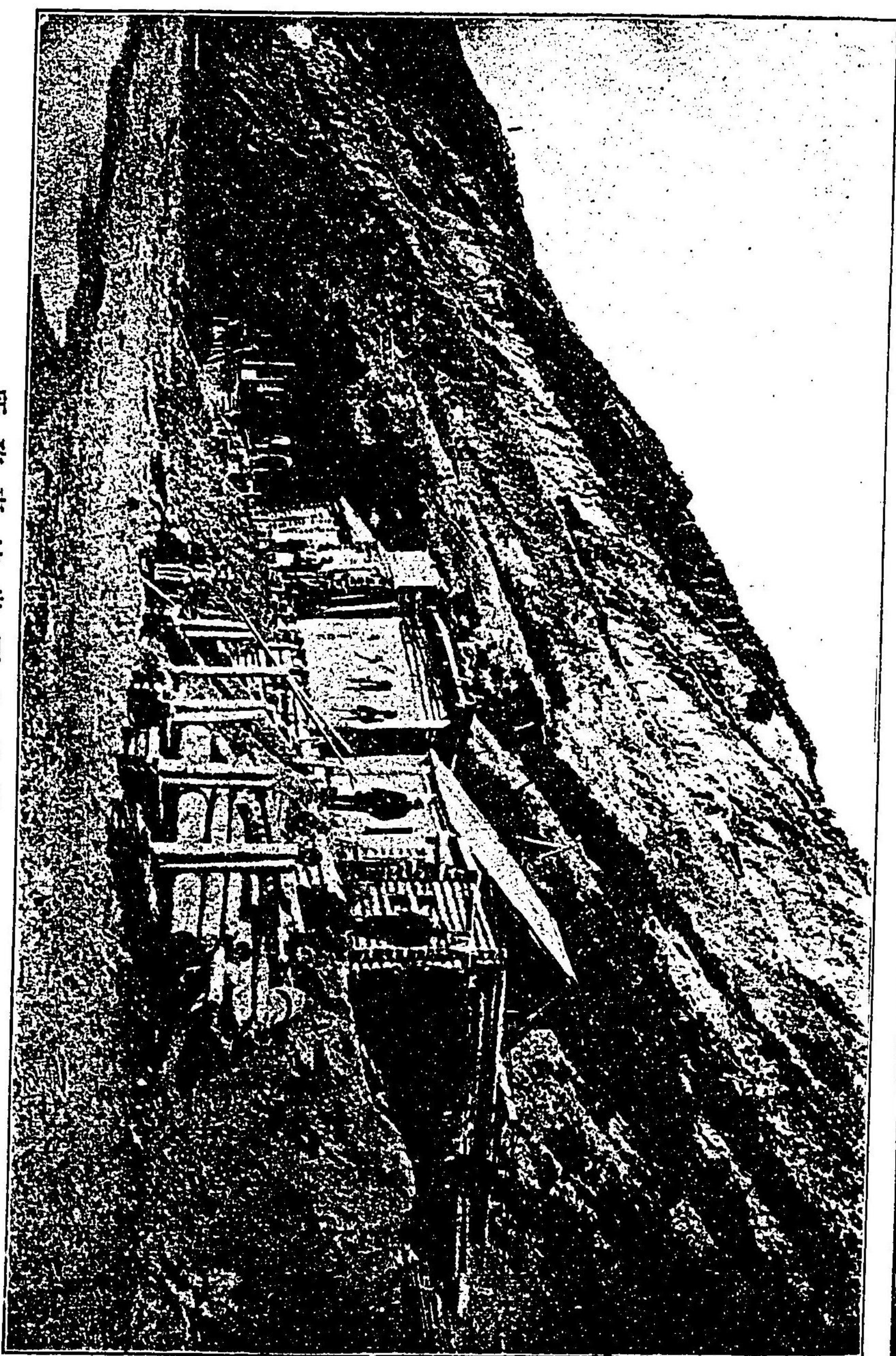
太樺の漁場



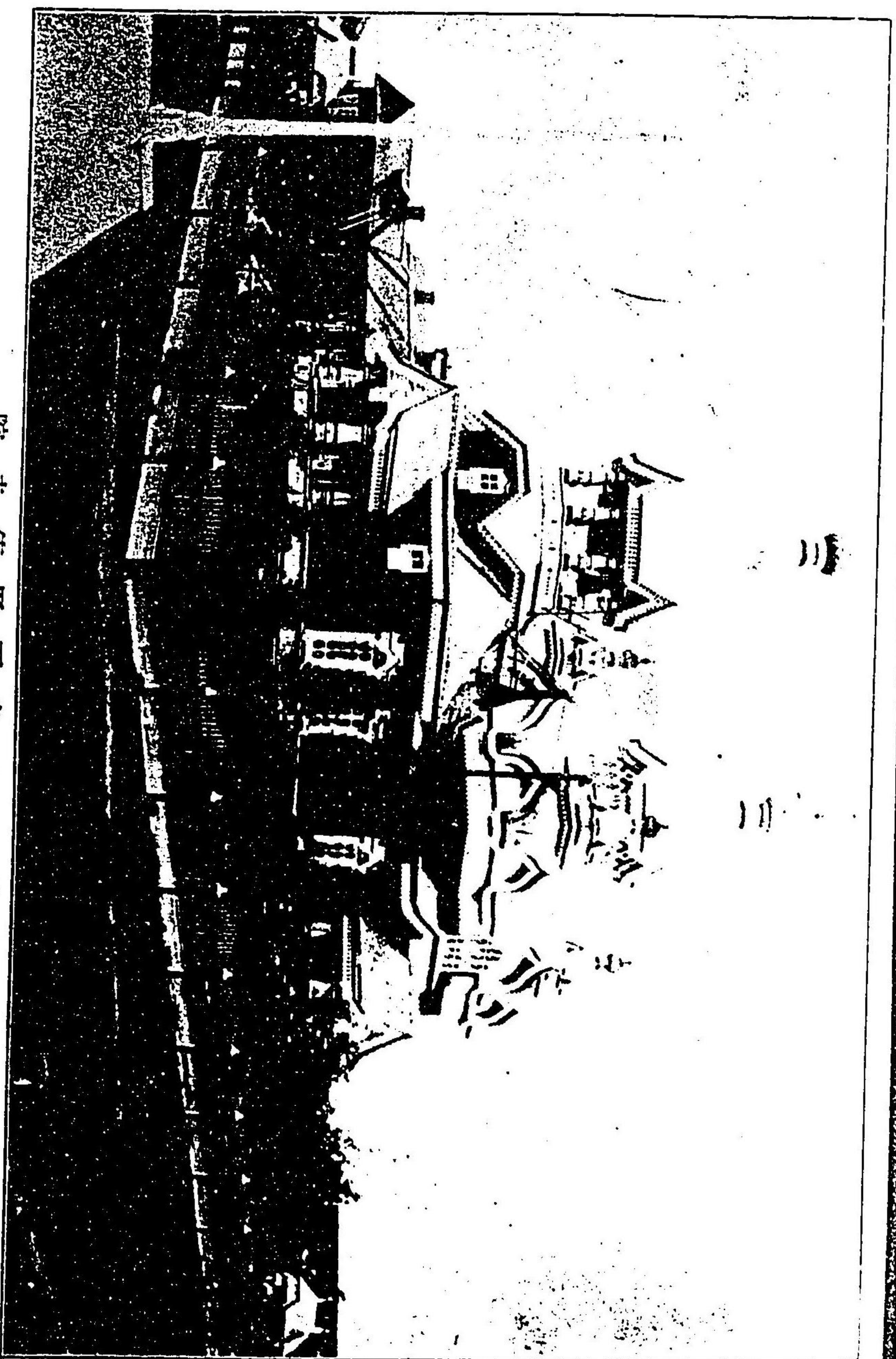
(山一キヌツチリ山) 林 山 の 太 樺



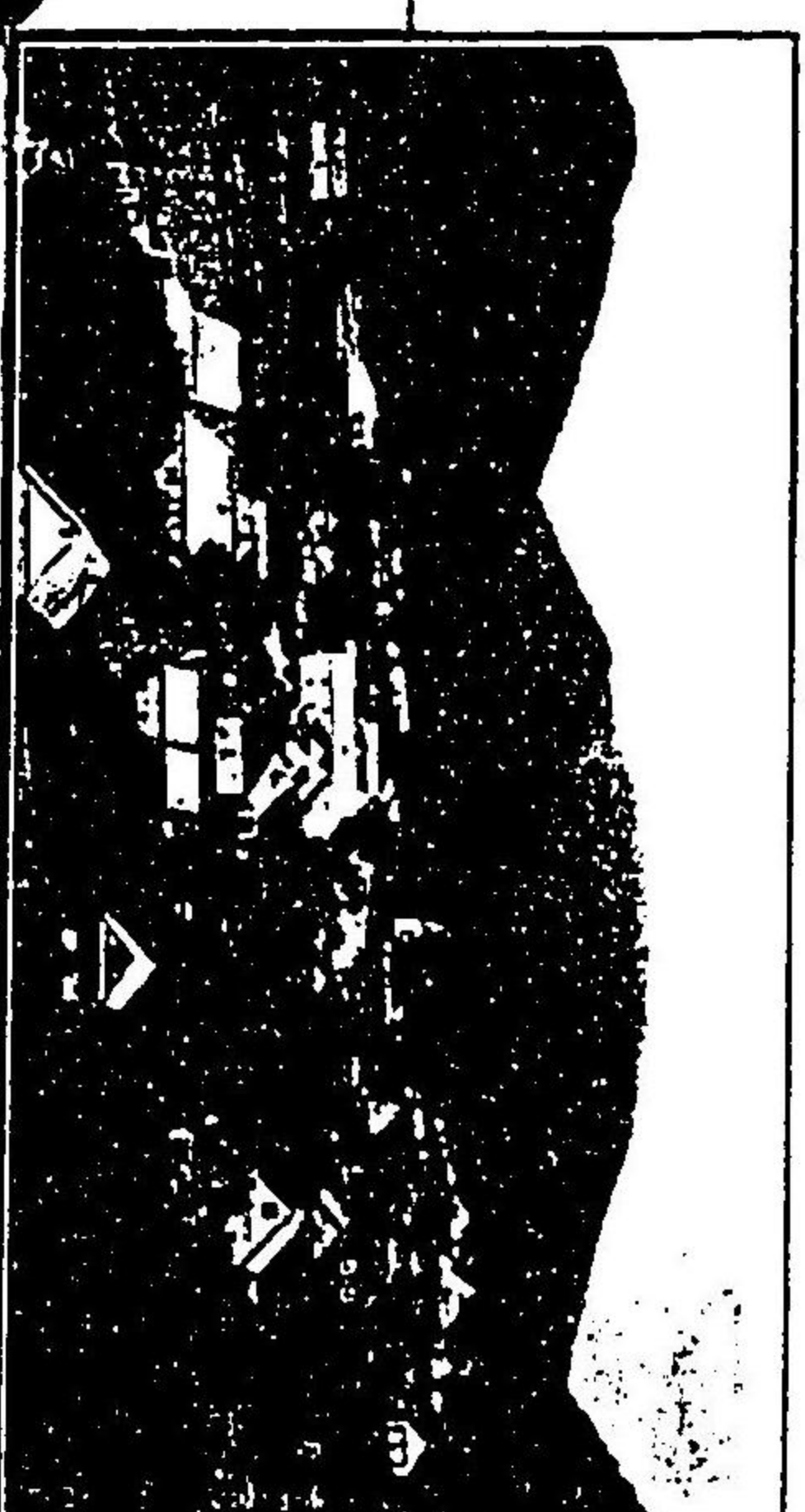
樞 犬 の 太 樺



所務事坑炭石の近附エーパ



院 寺 德 歷 亞 島 ソ レ ガ サ

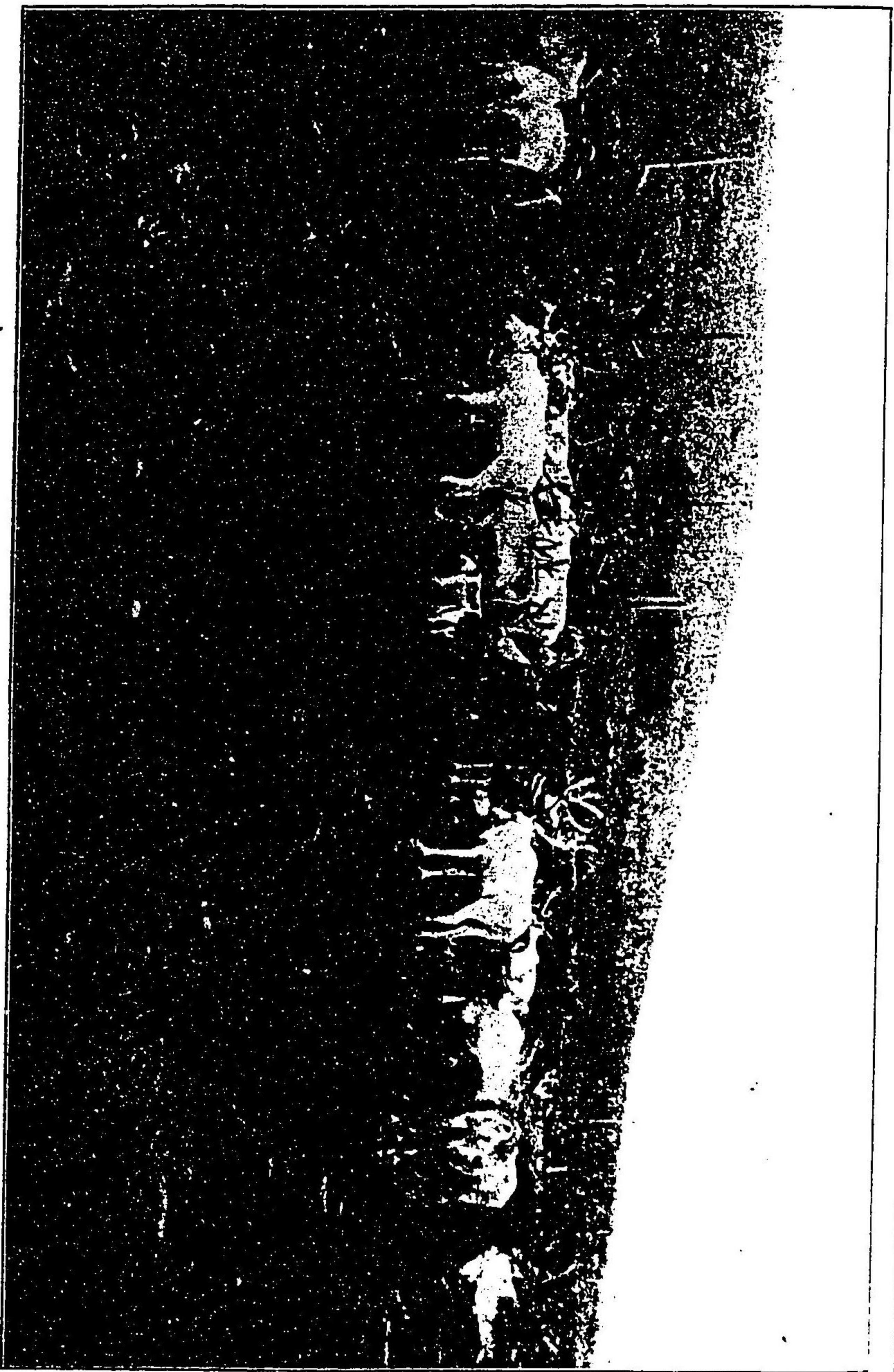


トランスロバリアン加務



同市兵營（我軍駐紮地破壞を蒙る）





鹿 馴 る け 於 に 太 樺



# 樺太及勘察加

松永聽劍編

## 前編 樺太

### 第一章 概要

樺太の概要

樺太は日本の北端に位し南北に向て蜿蜒たる一大島嶼にして其勢恰も鯨魚の如く宗谷海峡を以て北海道に隣りし間宮海峡(舊稱韃靼海峡)を以て近く亞細亞大陸に接す北緯四十五度五十四分に起り五十四度二十分に終り東經百四十一度二十八分より百四十四度四十分の間に在り長さ二百二十二里半幅約八里より約五十里に至る其面積四千八百三十八方里殆んど北海全道と匹敵し又九州と四國を合せたるより尙大なり、シベリアの荒原アルタイの高嶺より吹き降ろす朔風とオコック海を盤廻する北極の寒潮との爲め氣候頗る寒冷にして南部温暖の地に於ても一年の平均温度華氏三十七度を越えず全島盡く鬱蒼たる松柏科植物の森林を以て蔽はれ漸く山嶺重疊の間を縫流する河川の兩側に荒蕪の平地あるを見るのみ然れども大半は自然に委棄せられ空しく

第一章 概要

熊鹿の住宅となり土人は僅に狹隘なる海岸の砂濱を占めて鯨、鯨、鮭、鱈、其他諸種の海獣を漁獵するに過ぎずして宛然たる太古原人時代の觀を呈す。

### 第二章 樺太なる名稱

樺太一に唐太、柯太、又哈喇土と書す初め空子と名づく文化六年改めて北蝦夷と名づく其名稱に關しては諸種の説あり。

北夷考證(高橋景保著)に曰く嘗て聞く蝦夷地「ソウヤ」の北にあたり海峡を隔つる大地を松前人從來「カラフト」と稱す「カラフト」は唐人なり我恐俗異邦を汎稱して「カラ」といふ「フト」とは北人「ヒト」と云ふことの訛なり何を以て「カラフト」と稱するといふに彼より漢製の諸品を携來る者ありて「ソウヤ」の夷人と交易すること年久し其齎す所の品物は所謂「拾徳」(是れ松前にて呼ぶ所都下にて「ジツトク」「エゾニシキ」と云ふ山丹語ホウトウ)「タンキレ虫の瑠烟管」(山丹語チユアイ)の類種々なり漸くこれを本地に傳ふこれ我夷種とは異なる人々持來る故に江差松前の商賈ともこれをきき受けて泛然として「カラフト」と呼ぶことになり終に其地夷の地名のやうになしたると見へたり。

蝦夷地東西考證(前田夏蔭著)に曰く「カラ」は空虚なり「フト」は太にして空太州の義なりと古へ内地人の初て此洲に渡りて地勢を熟見し荒山曠野の大なるをもて空虚太洲とは名けたるに

樺太なる名稱

高橋景保著北夷考證の說

前田夏蔭著東西考證の說

栗本匏庵の說

松浦北海蝦夷年代記の說

なん加良と云は蟲豸の蛻の義又枯萩、枯野、或は乾井、乾渥の類より通はし此地名は空虚の義なるべし上古に磽地のみなるを空國と云へる語と同じきも亦奇なり太とは陸奥、出羽にて物の大なるを太といひ小なるを細と云ふ即ち空く大なる洲と云ふ義にて此名稱は決して蝦夷人の語にあらず我内地人の夙に渡航者ありて如此名けたるものなり。

蝦夷年代記(松浦北海著)に曰く「カラフト」とは「オロッコ」語の蝦にして此樺太の形狀宛も蝦に似たるより斯く云ふならん如何にも白主と「シントコ」を兩\*彼等は蝦苗をも「カラフト」と稱したるものならんか。

第二章 樺太なる名稱



(むしか虫を舟に犬)

を尾とし腰まがりし様は西地より北の方を背にとりしに能く似たり。

栗本匏庵(鋤雲と稱す)曰く「タライカ湖に蝦苗多し撫ふて土人「オロッコ」人に其名を質せしに「カラフト」と答へたり始めは日本人より唐人の國なるべしとて「カラフト」と云ひしを後に「オロッコ」人などより南部に住する「アイノ」部落の名なりと信せられ「アイノ」の蝦多きより聯想して

岡本説は非なり  
岡本説は非なり  
岡本説は非なり  
岡本説は非なり

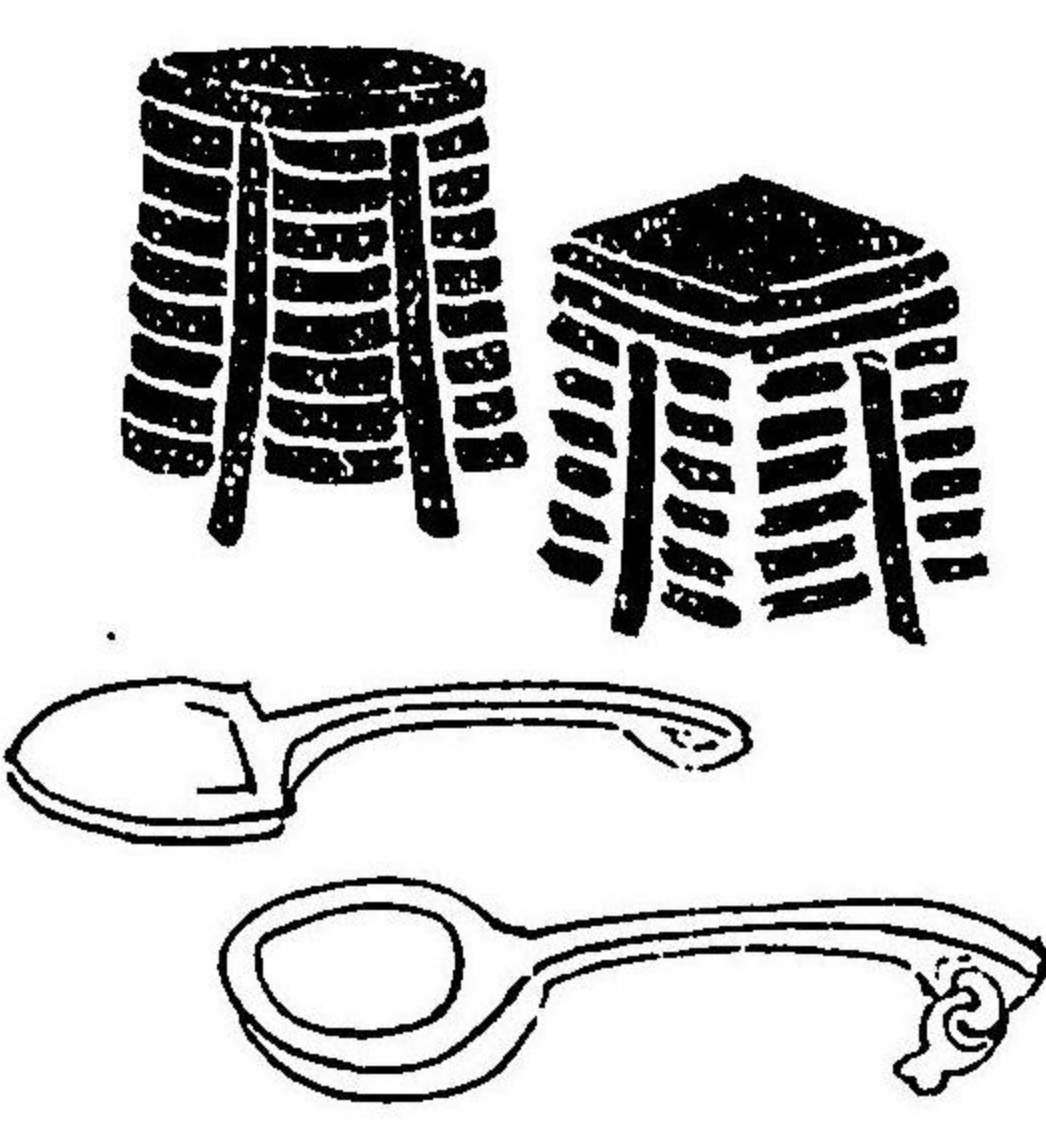
唐太を榊  
唐太を榊  
唐太を榊  
唐太を榊

以上の諸説何れか是なるを知らずと雖も第一説或は真に近からん唯近年此「カラフト」を柯太又樺太と書する如きは其據を知らずとの岡本説山の説(北海史稿)は非ならん岡本韋庵著樺太探險日記明治元年八月の記事に曰く(前略)鑽末の事など彼是と評論したる者は松浦武四郎と余とあるのみ嘗て北海道を分て十一國となし各處の地名に漢字を用ひ柯太の號を定むるに到り松浦は樺太とせんと云ふを余は難じて曰く柯は土人の舊名にして作の義なり太は大に間あらしむるなり此島元來南嶋(北海道)と全一なりしを神の破りて二としたるよりして此名ある由なれば土人の舊名に由るに加かずと松浦曰く彼地に樺の大樹多き故に樺と曰ふ何かあらん等と争ふに鍋島長官曰く其等の名義は何れにても可ならんと云ふより止めし事あり今之を實地に徴するに「ニクブン」「ラッコ」「スメレンクル」此三種の夷人は好んで樺皮を以て屋根を葺き又障壁の代用となせり樺には白黄の二種あり其皮を剝落して薪並に器具用に供す此樺皮風雨に晒らざるゝときは灰白色となり恰も象皮の如く其性質一層堅實となり永く歳月に耐ゆると云ふ往古蝦夷人は昆布を以て屋根を葺くとの傳説は恐くは此等の事實を誤認したるものと思はる現に北海道の蝦夷人も往々樺皮を以て家屋を作るを見る(蝦夷訓蒙、窮北日誌、銅柱餘録、東鏡紀行)既に北史に室韋以樺皮蓋室とあり此地樺皮を用ゆることは古き事と見ゆ猶此唐太を樺太と書したる事に干し宮本鴨北の談に據れば是れ丸山作樂の説なり作樂の明治三年外務大丞として該島に出張するや唐太の唐人より轉訛したる意義なりとの事を嫌惡し飽まで松浦の説を賛成し

井上頼國  
越州考の

薩哈噠な  
る名稱

樺太と書することを熱心に主張せりと此等の事實より遂に格別の意義もなく樺太と書したるものと思はる其柯と云ひ樺と云ふは普通なると且つ文字の雅なるより併用せし者ならん何れにせよ同島は我邦載籍ありて以來皆「カラフト島」間宮林藏探險の途上、當時天文の大家高橋作左衛門に贈りたる書其他)と呼べり故に樺の字に拘泥して「カバフト島」と呼ぶは誤れり我邦人は依然として古來の名稱に據りて「カラフト島」と稱すべし。  
此他樺太に干し奇異の考を爲せし者なきに非ず。  
井上頼國氏の越州考に曰く古事記の國生の下には越州の名はありて次生二兩兒島亦名  
二の義にして神の體を二つに生成し給へるより如此は云ふとあるにて名義も所在も明著なりし云々一説なりと雖ども信じ難し。  
其の薩哈噠島と稱する所以は盛京通志曰。黑龍江即薩哈噠者黑也。金史曰。混同江一名黑龍江。水微黑。混同源出。長白山。舊名。粟末江。遼以爲混同江。土人呼。松阿里。とあり之を要するに



(子抄と器行)

\*謂天雨屋とあり此兩兒島即ち越州にして蝦夷、樺太を云ふなり抑も越てふ言の義は籠障にして彼の國の曇り勝なりしより名けしなるべし兩兒島とは樺太の土俗の傳にカモイカラフトと云ひてカモイは神の義カラは體の義、フトは

薩哈連アイヌ語なり

「サガリン」とは土語（トングース種族の語）黒の義にして土人は黒龍江を「サガリンウラ」と曰ふ其の河口の島なるを以て之をサガリン島と稱せりと（近藤守重の説）又多年アイヌ語研究に従事せる英人バヂエラー氏の談を聞くに「薩哈連」なる語は、アイヌ語にして露語にあらず、乃ちサガレンと云ふは、サハレンの誤にして、土人は之を「サハレン、モシリ」と稱し居れり、アイヌ語にてはサハは平原の意味、レンは波の起伏する状態を意味する語にして、モシリは國の意義なり、之を要するに全島高山なく、大なる波状地なるを意味するものなりとぞ一説には魯人は之を「サハリン」と稱す、然るに吾の魯音「ハ」なるを知らず遂に轉じて「サガレン島」と呼ぶに到れりと。

佛蘭西古版の地理書に於ける樺太島

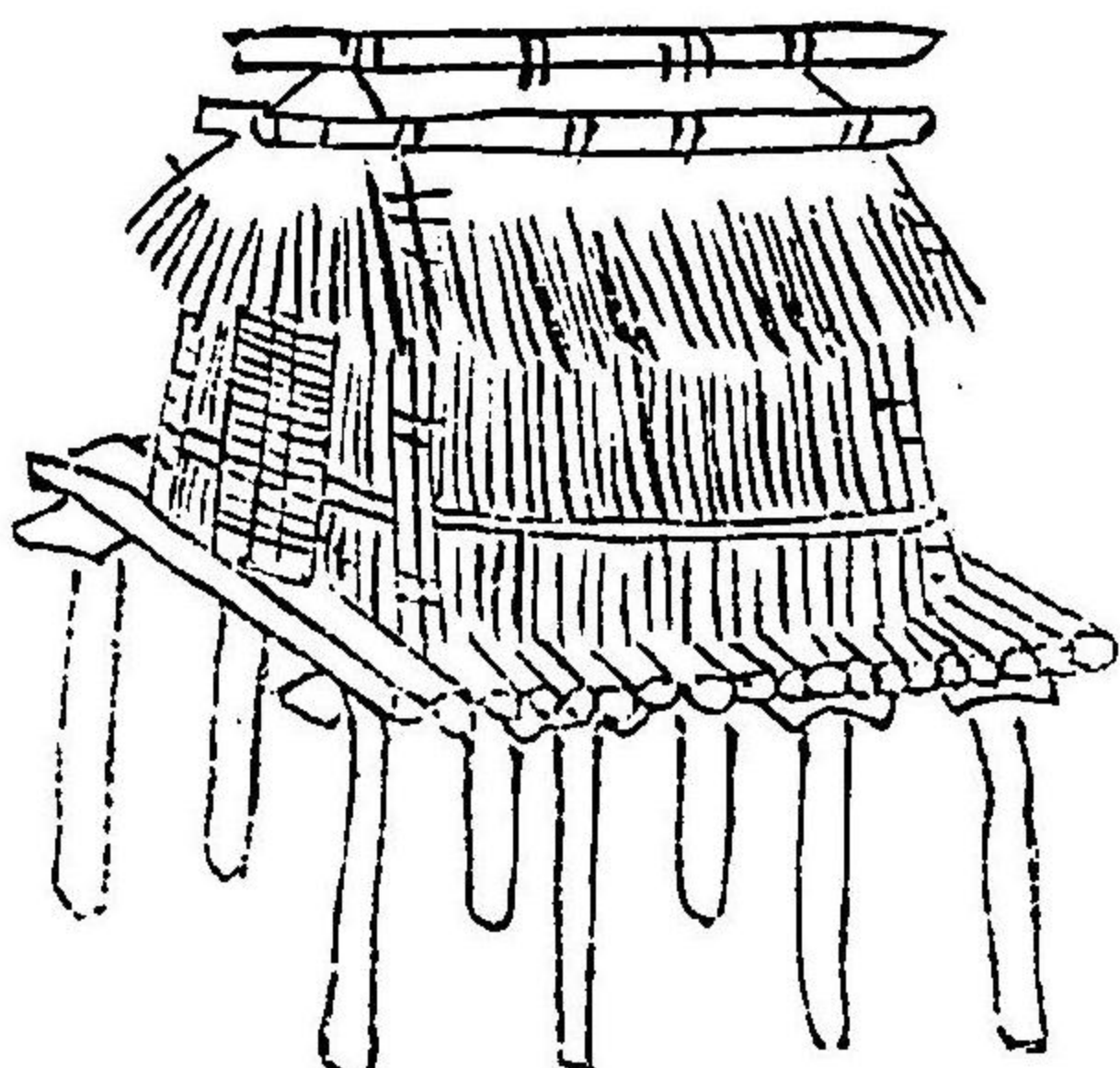
佛蘭西古版の地理書に此の島を「エレットホウセ」と記せり「エレット」とは物を閉塞する義「ホウセ」は島なり是れ此の島のマンコー河即ち混沌江口に在て其の流を閉塞する如きを見て名づけしならん。

支那人の樺太觀

以上の諸説共に或は河名を島名に轉用し又は其所在を以て思ふ儘に稱せしものならん。支那人の樺太觀は如何彼國の學者は魯人が未だ樺太の存在は勿論、靑龍海峽の有無さる知らざる以前に在て既に樺太島の何者なりしを會得せしものゝ如し。大清一統志に所謂、吉林、寧古塔、所屬の海以外、混同江口の東に大洲ありとあり、水道提綱に所謂、大長島は黒龍江口海中の大護沙たりとある者皆樺太たるに疑なし又地理全志に庫頁海峽

清人は樺太を稱して庫葉島又庫頁島一名黒龍嶼或は魚皮島と云ふ何秋濤曰く唐書に流鬼は南莫夷部に隣す明朝には蓋し里野の對音なりケレヤス又轉じて庫葉、庫頁となりしならん是れ豈に島名の由來する所

は庫頁島、吉林の間に在り北路西峽は日本庫頁の間に在りと云へるにて最も確證とすべし即ち支那大陸の方面よりしては樺太地理の詳悉せられしこと我邦に先てる明了なり間宮が島夷と滿洲人との交易の状態を記せしに徴するも猶推知するに難からず溯て明初世已に苦夷、苦兀（勅修奴兒干永寧寺碑記）の記述を觀れば此海峽の發見者は間宮なりとの説は幾分か其光輝を滅殺せざるを得ず然れども是れ蓋し已むを得ざるなり。清人は樺太島を稱して庫葉島又庫頁島一名黒龍嶼或は魚皮島と云ふ何秋濤曰く唐書に流鬼は南莫夷部に隣す明朝には蓋し里野の對音なりケレヤス又轉じて庫葉、庫頁となりしならん是れ豈に島名の由來する所



（圖）の（説）の（ア）

\* 是苦兀と稱し今庫葉と稱す皆莫夷の音轉、吉里迷は元史に又帖烈滅に作る故に此島今又額里野と名く又野所也に作るとあり然れば吉利迷、庫葉亦同音の轉じたるものにあらざるか魯人アダム曰くサハリ島周圍凡七百里（フロシヤ里法）支那の夷ケレヤスと云ふ者居ると云へり「ケレヤス」

第三章 前世紀の樺太

山澤經

唐書

杜氏通典

新井白石  
蝦夷志に  
於ける樺  
太觀

樺太の初めて我邦人の眼に映じたるは漸く二百餘年の以前にして此以前に在ては我邦の書籍毫も此地に關せる記事を見ず、或は其地勢上より此樺太を以て往古の肅慎、靺鞨なりとの説を爲す者あれども如何にや山海經に北倭起于黑龍江口とあり朝鮮の申叔舟も日本の疆域を起于黑龍江之北と云へり(岡本草庵北島急務)是れ明に樺太を以て我邦の領土なりとの證左となすに足るものか有名なる多賀城の碑に去靺鞨國界三千里とあるは即ち此地なりと云ふ又流鬼とある島も此地を稱するものなりとの説あり。

唐書に曰く流鬼去京師萬五千里、直黑水靺鞨東北北海之北、三面皆隔海、其北莫知所窮、人依岐散居、多阻澤、有魚鹽之利云々とあり。又杜氏通典に曰く流鬼在北海之北、北至夜及國、餘三面皆抵大海云々とあり。

新井白石蝦夷志に曰く北蝦夷(即奥蝦夷、夷中呼之曰カラフト)其俗與蝦夷同、夷人亦皆濱山海居、部落凡二十二ウツシヤム、コクワ、ツナヨロ、マラカ、ノタシヤム、オツチシ、キトウシ、オトイマテ、オレカタ、チャボコ、ナフキン、ニクフン、キンチハ、ヒンノキ、ウヘコタン、カレタン、セウヤ、シロイトコロ、シキタ、ナイフツ、アユル、東際大海、西北乃韃靼、東南海、兩地相去近遠不可得詳、厥產青玉鸚羽、雜之以蟒緞文繪綺帛、即是漢物、其所

大清一統

歐人の眼  
に映じた  
る樺太

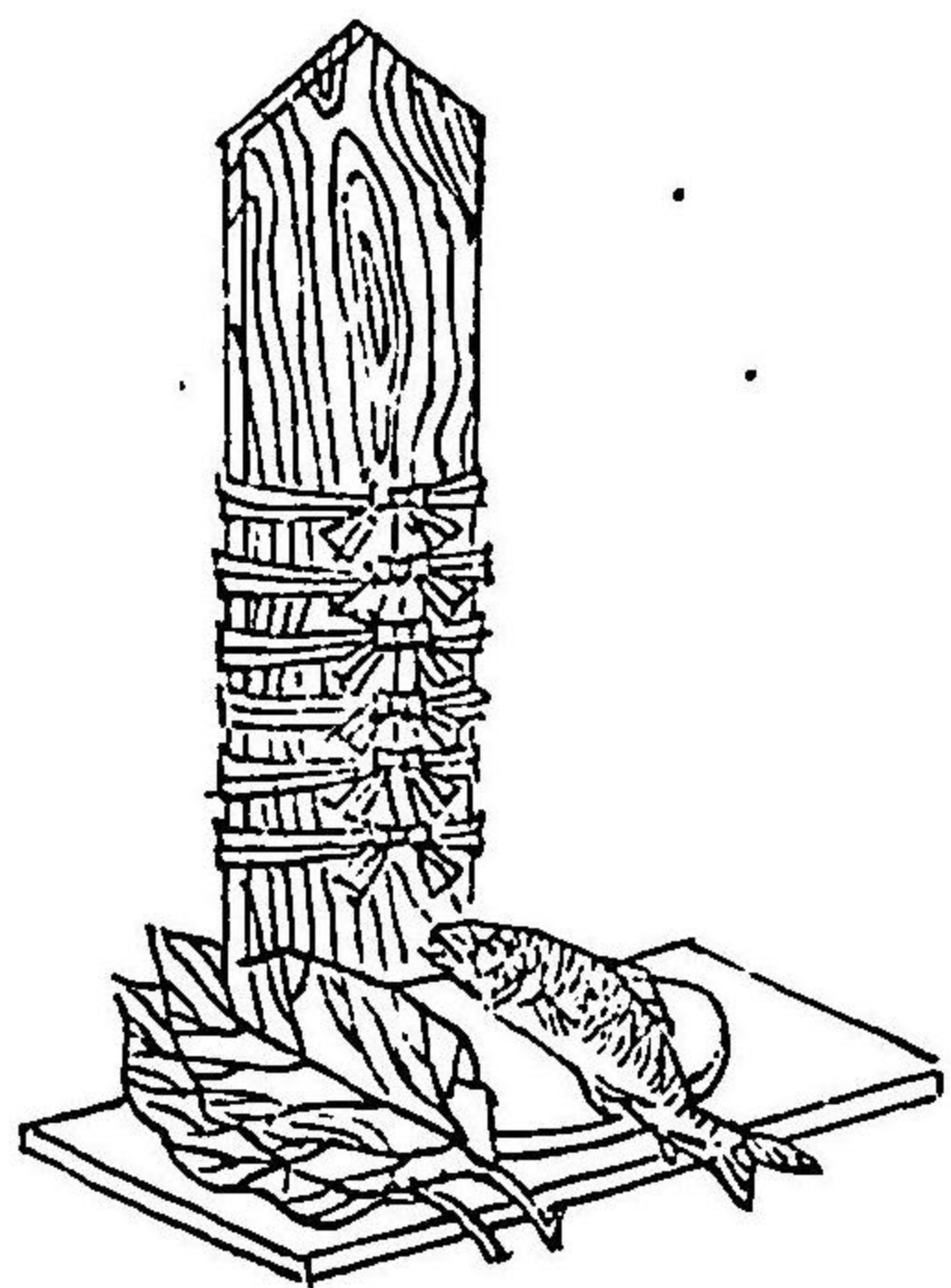
高橋作左  
衛門の萬  
國地圖始  
めて樺太  
を以て島  
となす

從來、蓋道韃靼地方而已、萬國圖中東室韋地、曰野作者疑此也、凡南北接壤、但隔小海、而波濤險惡、夷中亦稱畏途、且其地絕遠、此間之人、到者鮮少、不能閱歷而知之、故其間廣狹、亦不可考、考とあり博學達識絶代の大儒白石其人にして其樺太觀此の如し他は推して知るべし。

支那にては明初より之を知りたることは前章既に説けり、大清一統志に大洲在城北三千餘里、混同江口之東大海中、南北三千餘里、東西數百里、西岸近處僅百餘里許。とあり。

樺太島が歐人の眼に映じたるは漸く十七世紀のころにして十八世紀の末年ラベルズ(千七百八)

重(千八百五年我文化元年)一書を著し樺太の決して島嶼に非ることを辯じ且彼は歐人の地圖中アムール河口にサガリン島あるを見て誤謬なりと爲し又魯人アダムス氏のサガリン島は周圍凡九百里と云へるを駁しサガリンと樺太とは全く別地なりとの論斷を爲したり。然るに漸く文化七年を以て完成せし高橋作左衛門の萬國地圖に始て樺太を以て島となせり如此樺太の事情頗



(圖) の主神

十七年我光格天皇天明七年將軍家齊の時)及クル  
一センステルン(千八百  
五年我文化二年)亞細亞  
の極東を旅行して地理を  
討究せりと雖も共に此島  
を以て大陸の一部分なり  
と信じたりき夫の近藤守

る判明せしに拘はらず我邦人にして猶往々不審を懐くものあり此後四十年餘當時の地理學者たる箕作省吾の如きすら其刊行地圖中に樺太を以て半島なりとして記し天保十二年(千八百四十一年)刊行の終北錄(高津藩川著)にも半島なりと書せり當時我邦人の海外事情に疎かりしは實に想像の外に在り。

ケムプアー氏其日本史中に曰く。

日本人は自己の國の事を知らず、又蝦夷が島の北に、横はる奥蝦夷なる者の大きをも知ることなし。只其の地の長さ三百日本里ありと云ふのみ、毫も之が確實なる證據を有せず。嘗て日本の近海にて難波せし舟あり。其の乗組員は極めて粗野野蠻なる人民なりしが、中には美はしき支那絹製の衣服を纏へるものありて、其の土人の韃靼地方に交通せし事少くとも奥蝦夷の滿洲と遠からざる事を知るを得たりき。千六百八十四年(我靈元天皇の貞亨元年)探檢の爲め其地方に差し向けられし舟ありしに其舟三ヶ月にして歸り來り又同じ事實の形跡を報じたり。我、かつて日本の頗る老練なりと稱せらるゝ一水夫に此事を問ひし事ありしに彼は我に満足なる返答を與ふる事能はざりしかども、只日本と蝦夷との間にある潮流は、一は東に、一は西に流るゝなるに、蝦夷の奥に至りては、潮流只西北に向ふ所の一筋あるのみなれば、北流は必ずや北方なる他の海と連絡するものなるべしとたしかめたり云々。

以て當時日本人の地理的智識を想見すべし、間宮林藏韃靼海峽を發見して歸るに及び、文化八

山田聯一を發見し書な贈りて問宮に質疑す

年山田聯と稱する人、手書を以て問宮に質疑して曰、

カラフト島サハリン島と分明にこれ兩地にして洲沙を以て接すれば時として分れて島たり時として合して一島たる者なるべし。然れ共、百年前、分明にこれ兩島たり。故に地志及清蘭の圖、此を二島に畫出して稱呼を殊にし、近年に至ては、潮水奔流するを以て、現に一島たるを以て、之を一島に畫出して、清人又其の南北の里程を通算せし者なるべし。これ只百年來、圖面所見する所に依て、許多の半上なるべきの地なしと、今足下に邂逅して其評を聞く事を得て、其の説又如此。即知る、マン



\* 落下の説をなすに非ず。二島に非れば舊志通曉すべからざるを以てなり。……今足下、既に朔漠不毛の地に跋涉し、大凡の言皆目覩足履に出で、豈不倭叢書生青冊子について空談すると同日にして論すべけんや。比年來、足下の所説を傳へ聞くに、マンガトアイ江口外、只カラフト島の地ありて、所謂サカリン島



問宮の答

ゴトアトイ或はこれ混同江の末流を稱せし者にして、明人の所謂薩哥河或は是か。……只足下渾て江口外、特に我カラフトの島ありて、所謂サカリン島なる者なしと云ふが如きに至ては、不佞敢て命を奉せざる者云々。

「カラフト」の北方洲沙相連り其状恰も海水の之を分ちたる如し我屢之を思ふて疑心時に胸間に迫る事なきに非りしに今貴下の高論を得て初て其符合する事を知ると  
彼魯人の所謂サハリンが古來全く我樺太と同じかりし者なることは毫も疑なき處にして其海水之を分ちしと云ふ如きは必竟一の附會の言なるに過ぎず。

### 第四章 樺太土人と大陸との交通

樺太土人と大陸との交通

往古我蝦夷本島のアィヌと韃靼(即山丹)方面の人種が樺太を媒介となし互に往來貿易せしことは争ふべからざる事實なるが如し即山丹人は歳に虫の巢玉、木綿、繻子、錦緞、煙管等を齎らし來りて獺貂、水豹の皮と易へ樺太アィヌの愚なるを幸とし年を期して色々の物品を貸與し期至りて償還する能はざれば質として其子女を掠取し之を滿洲地方へ賣却せしこと幾回なるを知らず西海岸の人口爲めに減少し土人生を安せず終に寛政元年(千七百八十九年)北見宗谷に來り寶物を松前氏に献じ其配下に屬せんことを請ふに至れり、松前氏直に之を幕府に報じ高橋寛

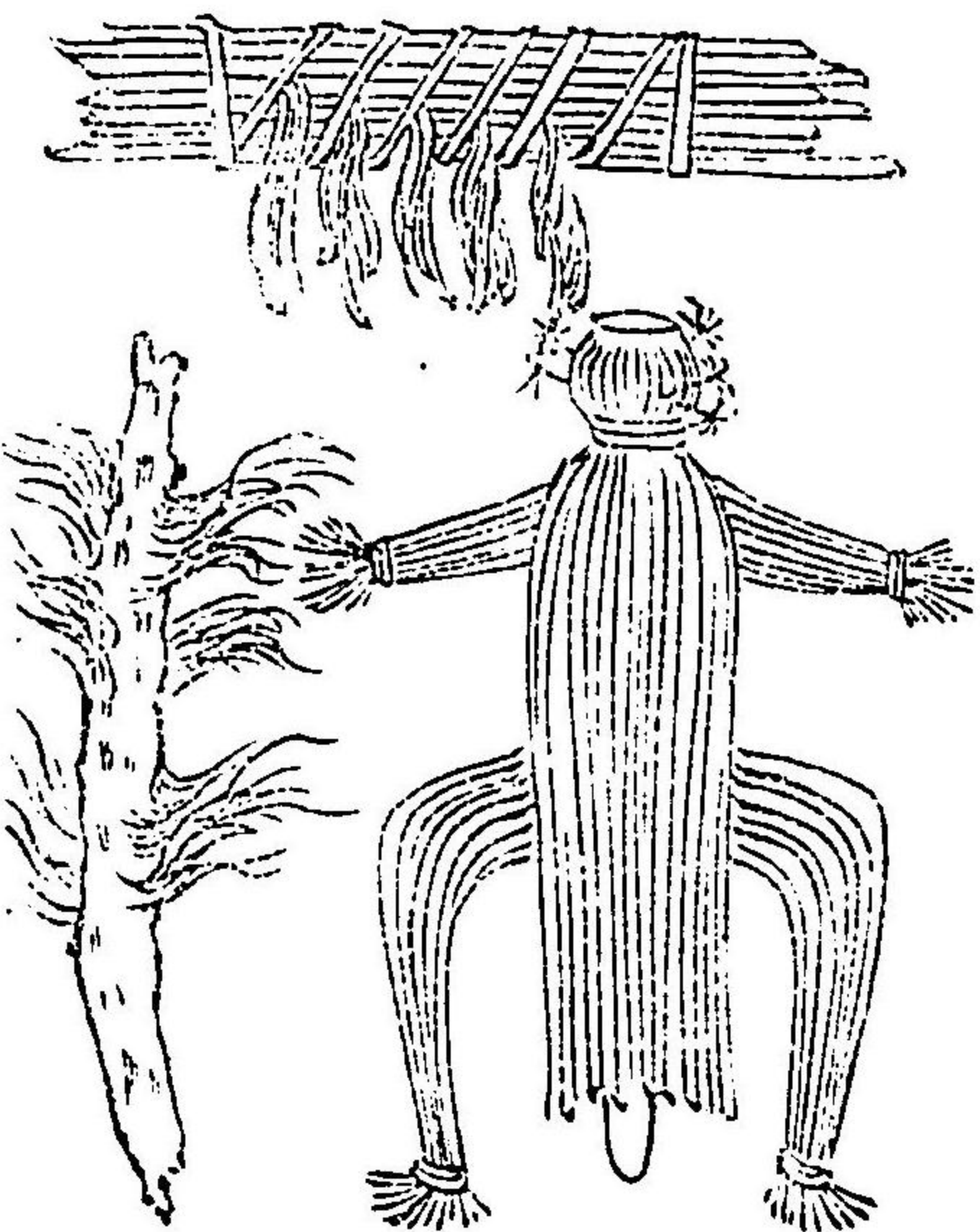
幕府高橋寛光を派

光を派し之を撫す文化四年(千八百七年)幕府貂皮二千六百四十張を以て山丹の負債を償却す爾來山丹との交易暫く中絶するに至る但し樺太土人の北方に住せるオロッコ、スメレンクル族の如きは古來山丹に服従せりと云ふ。

ナヨロの會長ヤエ

後桃園帝安永年中樺太の西海岸ナヨロの會長にヤエッコなる者あり其父常に山丹に往來せしに滿洲官人との與ふるに楊忠貞なる氏名及滿文の印書(方二寸にして滿文篆字にて

(のるけ懸に内の内家)



(何に祭るものい神體)

(用時に殺る鳥を置の)

元文四年(千七百三十九年)魯船初めて我邦に來る當時我邦漁船のカムチャツカ地方に漂着せし者往々有りしならんと雖もオロシアの名は未だ我邦人に向て何等の感覺を與ふるに足らざり

魯西亞船初めて日本に來る



- 一 志摩守へ無断して令渡海賣買致候者急度可致言上候事
- 一 對蝦夷人ニ非分の義申立候者可爲曲事
- 一 右條々若於違背の輩は可處嚴科者也

慶長九年正月二十七日(御朱印)

所謂ゆる北警問題なる者  
幕府の狼

此後松前氏漸次土人を懐柔し其領土益膨大して元祿年間に在ては全蝦夷殆んど全く其管轄に歸し後百餘年にして樺太、エトロフ、クナシリ等の諸島へも亦吏を遣し之を支配するに至れり。寛政四年魯人ラツクスマンの來朝に及び所謂ゆる北警問題なる者喧囂極りなく世人の耳柔を破らんばかりとなれり幕府の狼狽非常にして寛政四年(千七百九十二年)十一月沿海の諸侯に命じて邊海を警備す此月松平樂翁を以て之を掌らしむ九年十月津輕寧親に命じて箱館を警護す十年三月目付渡邊胤、使番大河内政壽、勘定吟味役三橋成方に命じて蝦夷地を巡視せしむ勘定奉行石川忠房大江戸に在りて之を監す全年勘定吟味役近藤重藏に命じて東蝦夷(千嶋エトロフ)を巡廻し國後に越年し以て魯人の情勢を視察す此結果大に北警問題の急務を感じ十年十二月書院番頭松平忠明に命じて蝦夷地經營の事を統轄す十一年(千七百九十九年)幕府は遂に松前氏の領を割き魯人と往來の頻繁なる東蝦夷地を直轄に歸し官舎を置き南部、津輕の藩兵に命じて之を守らしめ以て交通を便にし土人を撫育し全嶋の開発を謀る享和二年始て蝦夷奉行を箱館に置き後ゾノフの士官等樺太、エトロフの各地に來寇するに及び老中堀田正篤等をして之を巡檢せしむ

河尻肥後守の事蹟

此に於て松前氏の領土を沒收して幕府の直轄とし河尻肥後守、村垣淡路守を以て松前奉行となし文化五年會津藩に命じて兵を樺太に駐屯せしむ。(終北錄)

河尻肥後守天資豪邁勇武にして魯人の專横跋扈を憤ること甚しく之を征伐するの志あり堅牢なる船舶を作り精銳なる兵卒を練り「カムサツカ半島サンルルカ」(舊名ベートルポーロスキー)の城砦を陥んと準備怠なかりしも船舶將に成らんとするに際し俄に能められ國に歸り快快として樂まずして遂に卒す多年の雄圖一朝空しく水泡に歸せり(松)



此に於て松前氏の領土を沒收して幕府の直轄とし河尻肥後守、村垣淡路守を以て松前奉行となし文化五年會津藩に命じて兵を樺太に駐屯せしむ。(終北錄)

後幕府は蝦夷地開拓の徒に國帑を消費する多きに拘はらず毫も効果の之を償はざるを名とし松前氏を舊領に復せり後二十年間は北邊事なきを得たり是れ實に奇異の現象にして一考の價あり蓋しナポレオン第一世の大敗後魯國は専ら内治の修養を勉め加之佛國革命の影響を受け貴族に反抗する不平の人民ありポーランド人又魯國に抗し猛烈なる叛亂を起すや政府は極力之を防禦せんとせしのみならず一旦鎮靜せしバルガンの形勢不穩に傾

嘉永五年(千八百五十二年)ブウチャテン來朝するに及び北警問題は實に紛糾を極む(第八章第四節参照)。

### 第六章 海防論者の樺太觀

大日本史の誤謬

海國とは何の謂ぞ六無齋林子平の事

以上所述の如く蝦夷全島は松前氏世々之を統治したりしと雖も是れ猶内國の諸侯と其資格を異にする所なく慶長年間家康に據り我邦の領土たることを公認せられたり然るに後世其事情に暗き結果として彼の我邦唯一の大日本史の如き猶且つ蝦夷を以て外國傳中に編入し之を肅慎、靺鞨の諸國と伍を同するの愚を見るに至れり。

島原の亂後耶蘇教嚴禁せられ西洋人の我邦に往來する者漸次其數を減じ外國貿易と云へば僅に長崎、平戸の二港に在る清人、蘭人に限られ加之蘭人の如きは永く出島の一區域に幽閉せられ貿易の如きも日に月に衰頹するのみにして外國との政治的交渉の如き絶無になりければ上下舉て長へに桃花源裏の安眠を貪りつゝありき然るに將軍家重、家治の時に至りオロシア人が俄然我邦の北邊を覬覦せしことは端なくも志士、經國家の耳朶を劈破し大に邊防を備へて黒船に對せざるべからざるを唱導するに至れり。

劈頭第一「海國とは何の謂ぞ日地續きの隣國無くして四方皆海に沿へる國を謂ふなり」と喝破し一世の深夢を醒したる者は實に仙臺の名士六無齋林子平なり子平轆轤不遇、世に容れられず

白河樂翁の歌

水戸烈公の歌

太原小金  
香の北地  
危言  
本多利明  
の事蹟

欽命欺世を以て罪せられ其書燬かれ、其身獄に死するの不幸に至りしと雖も大勢の趨く所其遺志を紹くの人土陸續として輩出せり即ち寛政の名宰相白河樂翁公をして(こと船のよるてふ事を夢の間も忘れぬは世の寶なりけり)と黒船圖に題せしめたる如きあり文化文政年間に於て滿腹の經綸を蝦夷拓殖に施さんとせる水戸烈公をして(箱館の關のふせもり心せよ波のみ寄する世にしあらねば)と歌はしめたりき海國兵談の刻成りて後六年大原小金吾あり北地危言(外に北地萬談二卷ありと云)を著して大に北地經營の一日も忽諸に附すべからざることを痛論せり其翌年天文学者なる本多利明(三郎右衛門と稱し北夷先生と號す)壯年屢蝦夷に航し我邦數れば利明は越後の人なること、加州藩の聘に應じて金澤に留ること約一年有半なること、(及加州を去りし後江戸の音羽に帷を垂れて算數を子弟に授け以て世を終りしことを知るに足る其他一も傳記を審にするに由なし惜むべきの至なり)西域物語、經世秘策を著して以て我邦從來の狹隘偏小なる排外的島國根性を痛罵し又北方防備の方今焦眉の急務なることを切論せり。今左に是等炬眼達識なる志士、經國家の所論を概記せん乎。



(く吹を笛桃胡)

林子平の三國通覽に曰く、

「蝦夷島の北に又一國あり蝦夷の西北界より僅に海上六七里を隔つ此地をカラント島と云ふ（本名ケウイカイ又タラカイと云ふ）聚落二十一ありて廻り三百里の島と云ひ傳ふれ共、其詳なる事を見たる人なし然れ共近頃輿地の學精しくなりし故此地の事も大略辨すべきに似たり此地全く離島に非ず東鞆の地績、室韋の地方にて東南海の一出崎なりと云へり」

一體日本人は狹隘なる性多き故たとへば下町の者は山の手をだに知らず川崎外へ出る者稀なる故に、海は品川の如く、川は大川、玉川の如きと思ふ許にて、思慮も只目先の事を勉め、かつて深慮遠謀に及ぶべきなきを宜しき事と心得る風になり行きなば、愈々狹隘になり行くべし。されば、敵はいつも甲州流の組立の如くして来るべしと思ふ輩もありて、よそ事を知らざる故、只我知る所のみを信する様になり行きては、尤も以て嘆息に堪へざる所なり。神言にも異國の事聞ても油断するは大内、今川などと、示させ給ふなるは「……………」と。

我同胞の欠點を抉出して罵倒眞に痛激を極む。今日尙ほ世人の反省すべき所なり。又本多利明の西域物語に曰く、

「日本の人は、松前の奥は寒國にて五穀を生せず、住居も出來ざる位など云ふ人は餘程の物知りなり、甚しきに至ては、蝦夷は外國にて、人物も違ひ眼、額の上に只一つあり、其光電

光の如し杯と云ひ、渡海の船漂着するとも、本國へは決して戻る事なく、殊に極寒の冬に至れば、凍死すなど云へり。是等の人は餘程よき人にて、物の道理も辨へて、人を教導し、素讀でもして人の師たる事も間々ある人なり。是れ只今の風俗にて「がくしきにあらすや」と。當時地理的智識に欠亡せしを察するに足る後、黒船の渡來煩繁となれ共、海防を唱へ、外交の經營に腐心する志士論客、益々輩出するに至れり。今海防秘策を見るに曰く、



(五 絃 琴 弾 く)

今蠻船渡來するは日本の吉事にして凶事に非ず。然るを凶事として患る者は日本の治道を知らざるに似たり。其故は三百年來の昇ひて奢侈困窮を救ひ玉はんと、今を制し玉ふと雖、夏の虫、冬の寒さを不知に等しく、人情に背き出べからず。然るに偶々蠻船のさはぎありて、天下一統後の危き事を知り、又此勢に乗じて太平久しき自然の弊を補ひ、奢侈を制し、是未だ無窮の太平の基本を創業なし玉はん事、實に此時にあるべし。蠻船の渡來を以て幸とし、戰國質素の風になさしむる時は、自ら

海防の備立て、富有堅固の日本となり、外寇は自ら威服して、渡來する事あるべからず。智者は災を轉じて幸とすと云へり。然るを吉事を轉じて凶事とし、嘗に悞れ玉ふ時は、其害彌々多く生じ、日本の亂れん事、十年も過ぐべからず。日本の患は異國船に非ず。公義にて治道を知り玉はぬにあり」と。

論旨正々堂々眞に是れ時弊に適中するの言、何等の爛眼ぞ何等の活議論ぞ。唯其何人の著なるを知るに由なし惜むべき哉。

### 第七章 樺太の探險家

樺太島の地理殆んど之を詳にし難く徒て諸書記する所の地名を参照して其正確を討究するに由なし故に往古の事蹟は茫乎として之を知る能はず唯我後水尾天皇寛永の初年（十七世紀の初）松前公廣其領土を巡檢し翌年船を醸し其家士をして此島に越年せしめたる事あり是れ松前氏其家士を樺太に派遣したる嚆矢たるべし此後二十餘年後光明帝慶安三年（千六百五十年）魯人始て樺太に到れりと（柯太概覽）降て元祿年間魯人カムチャツカを侵掠し又千島土人を脅かし紛争常に絶えざりし時に當り松前氏家臣蠣崎傳右衛門を樺太に遣し其情況を記せしめたり後一百餘年明和年中魯人北方經營の計畫大に歩武を進めたる當時松前氏家士下和田某を樺太に遣し其地五十餘里を視察せしめ（北蝦夷志）又安永六年（千七百七十七年）其家士新井田隆助を遣し

樺太の地理は茫乎知らず  
寛永の初年松前氏を巡檢す

天明五年幕府初て東を遣す

其南部の地を踏査せしむ（國疆議案）

幕府に於て初めて其吏を樺太に派遣したるは實に天明五年（千七百八十五年）御普請役山口鐵五郎、下役大石逸平等十人に任命せし時に在りとす此一行宗谷より船を發し樺太の南端シラスシに至る其記に曰く、

『猶島中を巡廻せんとするに、陸に路なく、海に岩石多く、船の通ずる事難ければ、艇運ふに便無し、故に蝦夷の小舟に僅の糧を入れ、海岸に隨ひ、シラスシより西に行く者十余日にしてカラント



（る去を艇にて其き筒を神粟）

島の盡境を究めん事を談じ、艇するの中、蝦夷と共に東の方陸行四五日にして歸り、蝦夷舟五艘にてシラスシヲ發し西に往くこと三十日にしてナヨロに到り、又一日往てクスリナイと云地に到り、猶其奥を探らんと欲し、蝦夷共に謀る。蝦夷が曰、是より前路海陸共に通ずる

事易からず、二ヶ月を経てラツチンと云所に至るべしと。幕吏等なほ強て進下人跡未達の地を極めんと欲せしも、糧空乏を告げければ、已むを得ずして空しく江戸に歸り来る。(蝦夷拾遺)

文化六年  
宮林蔵年  
始て樺太  
に赴き一  
大島なる  
ことを明  
確にす

此の後四年土人、山丹人の暴戾に苦み松前氏の統治を請ふに及び寛政二年(千七百九十年)家臣高橋寛光を遣し、始めて役所をシラヌシ、クジユンコタンに建て、夷人を聚め綏撫す、寛光は西岸コタムツタに至り東岸シレトコに至る(邊要分界圖考、北蝦夷志)寛政四年九月魯國使節ラツクスマンなる者、魯西亞國王の書を携へ、我漂民幸太夫等を護送し根室に來り、通商和親を求む、翌五年六月幕府石川將監村上大學等を松前に遣し、其の來書を返戻し船牌一通を興へて之を諭し返らしむ此の歳最上徳内幕命を奉じ、樺太に赴き西クシユンナイに至り、東トラフツに至る、之より内地の漁民隨時樺太に往復して貿易を爲し、又産業を營むに至れり。(唐太島見聞書)。

問宮海峽  
の發見

最上徳内  
は問宮林  
蔵に先づ  
蔵に先づ  
二十餘年  
探す

世人は樺太探險者として問宮林蔵あるを知れるも問宮に先たつこと實に二十餘年即寛政四年(今を去る百〇四年)を以て樺太探險の途に上りたる最上徳内其人あるを知る者稀なるは實に遺憾のことなりとす因て左に徳内の事蹟を概記せん。

最上徳内は寶曆五年(今を去る百五十二年)出羽最上楯岡村に生る(山形縣羽前國北村山郡楯岡町の人)名は常矩字を十規と云ふ父を高宮甚七と呼ぶ兄妹二人兄を徳三郎、妹を千代と云ふ本姓高宮(徳三郎の子孫は現に高)

最上徳内  
の事蹟

(合 百 黒)



(根の合百黒)

(索 胡 延)

に生れたるを慷慨し雄心勃勃として禁する能はず遂に飄然故郷を出づ夫より奥羽諸國を巡り野

邊地、青森を遍歴し精しく蝦夷の事情を聞き遂に漁夫となりて蝦夷に渡り進で千島附近に航し具さに辛酸を嘗むるも前後五年、親しく魯人我北海を侵掠せんとするの野心あるを探知し北門の警備忽諾に附すべからざるを覺り松前城主道廣に謁して其實地踏査の狀況及び其意見を具申せしと雖も直に却下せられ却て蝦夷追放の嚴命に接せり。

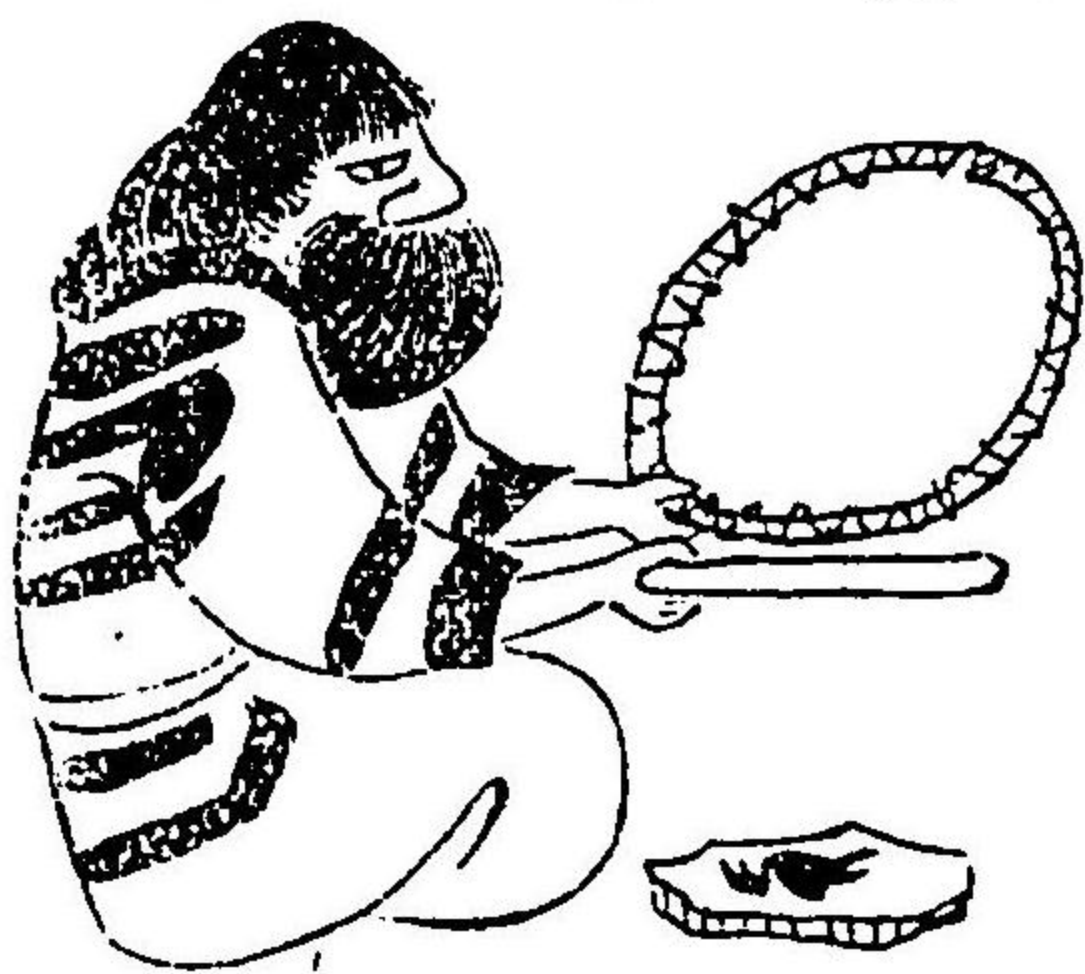
徳内蝦夷追放の嚴命に接す

徳内千島を探査す

徳内敢て屈せず徐に其宿志を達せんと欲し江戸に上りて幕府の醫官山田立長の從僕となり更に本多利明の門人となり天文、地理、測量、航海等の術を學び兼て西洋の事情を研究せり此時魯國は既に勸察加を占領し正徳、享保より明和、安永年間に於て順次千島群島を蠶食し第一（今の占守島）第二、第三と數へ來り得撫を第十八島と稱して妄りに其版圖に收め猶蝦夷本島に襲來せんとするの勢を示せり當時幕府の執政者は有名なる松平樂翁なるを以て銳意北門の警備を經營し先づ天明四年（千七百八十四年）勘定奉行松平秀持に命じ山口高品（鐵五郎）、青島軌起（俊藏）、佐藤行信（玄六郎）、皆川秀道（沖右衛門）、庵原宣方等をして擇捉、得撫より樺太南部を巡檢せしむ此時蝦夷開拓に熱心なる本多利明は青島俊藏と同行を約せしが會病に罹かりしを以て門人徳内をして其從僕として隨行せしむ。此蝦夷巡檢幕吏の一行は天明五年三月江戸を發して蝦夷沿岸を巡り翌六年更に奥蝦夷の探檢となり最上徳内は千島へ幕吏の下役大石逸平は樺太へ赴くことゝなれり。

徳内は得撫島の嚆矢なり

辛うじて擇捉に到着し露西亞人のイジュヨなるもの外二名に遭ふ、徳内はアイヌ中の露語に通ずる土人を通辯となし厚く之を饗し且早くも此露人は決して尋常の漂流者に非ざるを看破し勉めて隔意なきを示し甘言を以て露國の事情より千島列島を蠶食し遂に得撫に進來したる模樣の大略を知ることを得、又右三人の内二人を國後に連來りて運上屋に止め置き更に單身得撫島に渡りて露人在住の現狀并に明和八年蝦夷人と露人と争闘せる顛末、安永九年海嘯の爲め山上に漂盪せられたる露國の船舶等を精細に調査す、之を我本國人の得撫島を探檢したる嚆矢とす。徳内はイジュヨより更に前古未聞の事實を聴けり即延享元年（八年）即ち我明和五年には日本語學校を西伯利亞の首市イルクツクに設置し其の教師として採用せしは即ち徳兵衛等なり徳兵衛等は漂着後既に二十餘年に及び露語に精通せしを以て、露政府は専ら其の歡心を買ひて日本内地の事情を聞き倭語を習ひ又之を連鎖として日本の領港を破り以て其野心を遂ぐるの機會を作らんとす。と徳内は此徳兵衛等に関し露人イジュヨより聞知



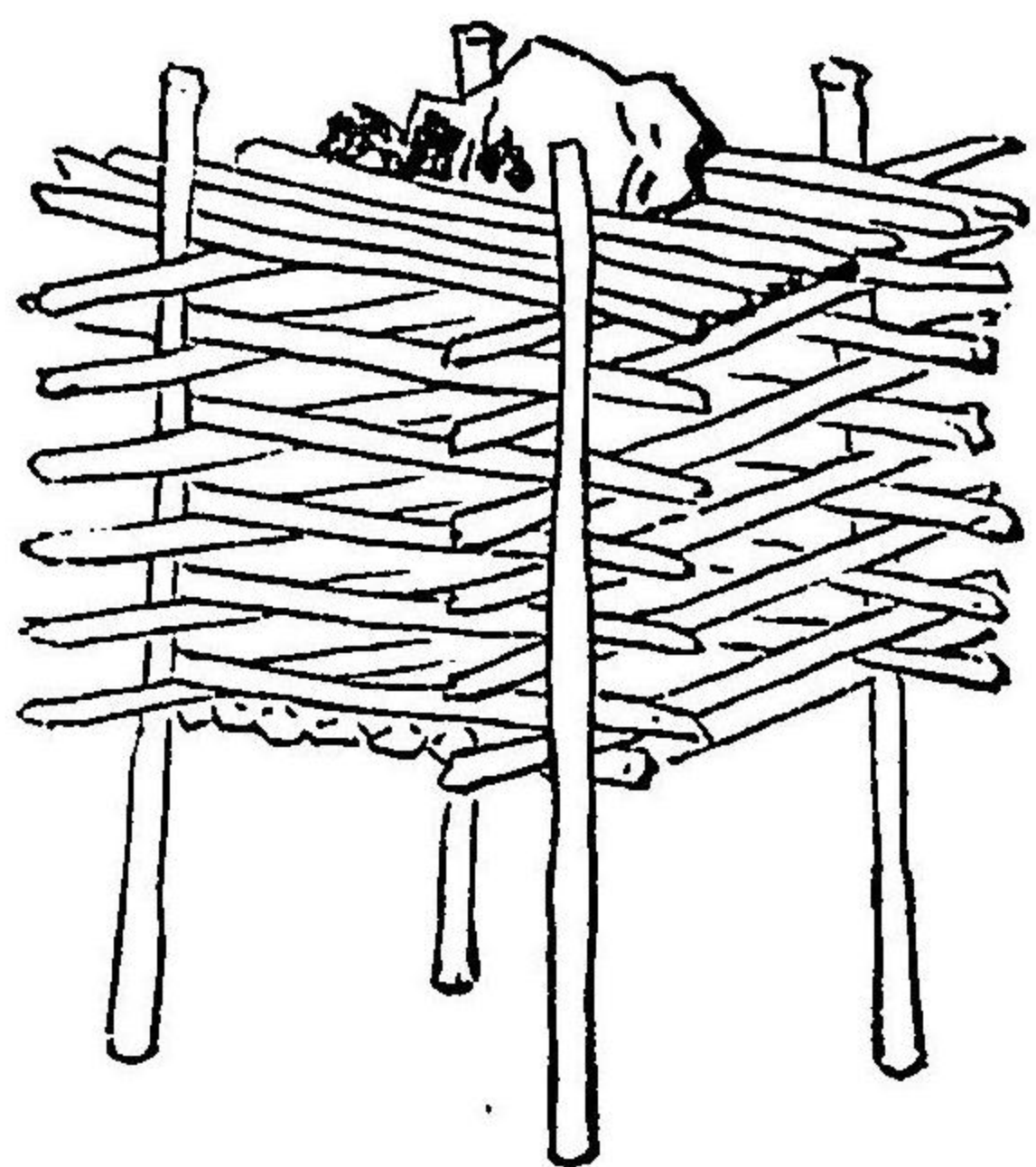
太鼓を敲く



せる事實なりとして其著「蝦夷草紙」に記して曰く、  
 (前略) 徳兵衛が親族勝右衛門、奥戸村伊勢屋安兵衛親類利八、大間村長松、宮古嶺伊兵衛、長助等五人今に存生して赤人國の土人となり五人各諸所に住す、奥戸村の利八はカムサツカ土人日本通詞ヒョドロと云ふの妹婿となり、勝右衛門は赤人國のイルクツクといふ所に住居して赤人の國王より銀錢二百個にて抱られイルクツクの有司となりしに終に男子を設け此子庶人に勝れければ國王よりヘイカラランセイチャといふ名を賜ふ云々又天明年間勝右衛門年八十餘強健にして勤仕すと云ふ。

斯く露國が我領海を覬覦するの野心歴々賂るが如くなるを以て徳内は江戸に還りて其さに實檢の模様を幕府に上申せり、時の老中松平越中守は親しく之を引見したるに徳内の復命一々時宜に適し且其器量膽略卓絶せるを賞し直に侍に列し御普請役に召出され更に其後寛政三四年の交再び北蝦夷檢分御用として北海に特派せらる、是れ徳内が樺太探検の第一征途なりとす。  
 是より先天明六年大石逸平が樺太南部の探検を爲したる爲め頗る便宜を得先づ宗谷より船を出してアニワ灣の西方ノトロ岬よりシラヌシに着し夫よりノトロ半島の東岸を巡りリウタカよりクシユンコタン(今のコルサコフ港)を経てアニワ西岸北緯四十六度卅分なるトウプツ灣に到り更に方向を轉じてノトロ岬より韃靼海峡に瀕する樺太の西岸を跋涉し行程三十餘日にしてク

シユンナイに達せり、此處は北緯四十八度に位する同島咽喉の地にして東海岸オコツク海に面するモグンコタン河口迄は僅に六里を隔つるに過ぎず即ち茲に一大標石を建て、日本の領土たる事を表明せり夫より一旦松前に歸り後再び渡航して北緯五十二度なるラツカ迄行進したりと傳ふ(徳内の蝦夷草紙には樺太檢分の事を充分に記述せざるを以て精確なる經過は之を知る能はず)夫の蘭醫シノホルト氏の著書杯には僅に大石逸平と最上徳内とを混同せしものゝ如しシノホルトは今を去る七十九年前渡來したるものにして著書ニツボンあり。  
 次で寛政四年九月夫の露國使節ラツクスマンがも早く樺太探検の征途に上れるは争ふべからざる事實なりとす。  
 其他徳内の蝦夷地開拓意見を見るに單に國防上のみならず殖産事業にも深く心を用ひ其説とところ今より之を見るも確に先見の明ありき。然るに惜むべし晩年彼が江戸に住みし其後の消息



(カモイモチの船) (兒の船を容る處)

\* 漂流者幸太夫等を率ゐて根室に來り翌五年六月松前に於て彼我會見の時徳内は石川將監村上大學を援けて頗る盡くす所ありき、夫等の功に依り遂に御目見得以上に昇進し當時稀なる出世をなせり、斯くの如く彼は林藏より

享和元年  
中村意積  
高橋一貫  
樺太を  
探検す

は杏として之を知るに由なしと云ふ。  
寛政年間に到り、魯人連りに我邊海に出没するを以て、幕府非常を戒め、北地を整備するもの、  
稍々嚴なり。寛政十一年、(千七百九十九年)遂に命じて松前氏の領を割き、東蝦夷地、即箱館  
以東を幕府の直轄とし、兵を遣りて蝦夷を守らしむ。後享和元年、(千八百〇一年)松平忠明、  
石川忠房並び幕命を受けて東西蝦夷を見、忠明屬吏、中村意積、高橋一貫の二人をして更に樺  
太を探らしむ。記に曰、

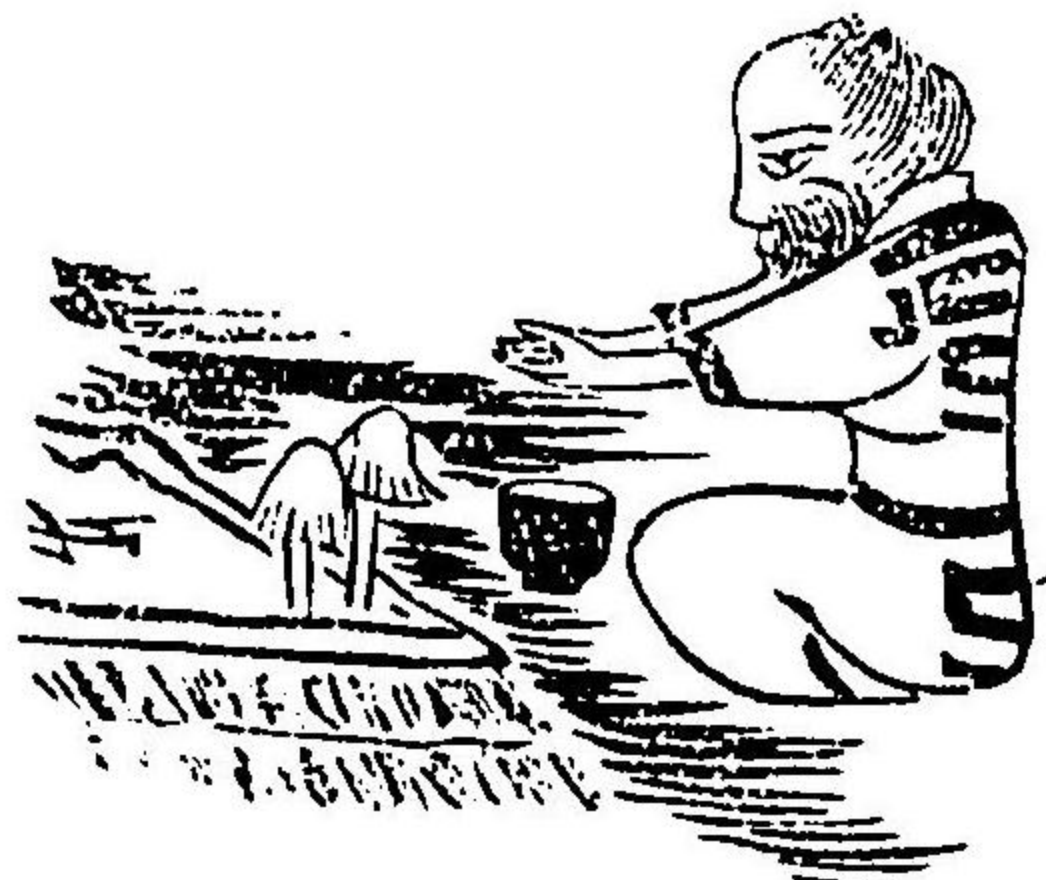
「二人遂に道に分て進み、意積は東部に行く事百五十余里にしてナイブツに到る。七月朔大風  
雨、冷甚し。従行せる夷人言ふ。今還らざれば歸る能はざるを恐ると。已むを得ず、トンナ  
イチャンを溯り、トゥブツ沼より前に過ぐる所の地を経て歸る。一貫西部に行くに百六十余  
里、シャウヤに到る。従行の夷人云、是より風波の怙和するを候ひ、舟を行る八九日ならば、  
或は山丹の渡口に至らん。唯留滞幾日なるやを知るべからず、必將に歸船の期を失せんと。  
適々大風雨なり。氣候變じて冷に、糧食又竭く。則是より船を回す。凡二人の到る所、東西  
部三百余里、夷家則僅に三百二十余戸に止る。其荒涼想ふべし。(北蝦夷志)  
享和二年幕府蝦夷奉行を箱館に置く。是より幕府の我北門に對する政略は常に積極的の方針を  
執るに至りしが如し。文化四年六月、近藤重藏、西蝦夷を巡察し利尻島に至り、冬に及び江戸  
に歸りて其の觀察する所の巨細を將軍に復命す。近藤重藏彼れ果して何物ぞ。

近藤重藏  
の事蹟

近藤重藏  
は足一歩  
踏まず

誤認の一

誤認の二



(る 奉 に 神 火 を 箱)

調査せしも毫も之を發見せず故  
に余は斷じて言はんとす近藤重  
藏は足一歩も樺太の土を踏まず  
と蓋し如此誤謬を來たしたる所  
以の者は一には當時我邦の士人  
桃花源裡に太平の夢を食りつゝ  
ありし際に於て夙に自ら東西蝦  
夷地を踏査し諸種の書を著し以

樺太探險家の人口に膾炙するもの前に在ては曰く問宮林藏曰く近藤重藏後に在ては曰く松浦  
竹四郎曰く栗本砲庵曰く岡本章庵と爲す問宮以前に大石逸平あり、最上徳内あり、中村小一  
郎あり、高橋治太夫あり、問宮と同時に松田傳十郎あり、柴田格兵衛あり、松前左膳あり就  
中徳内の如き傳十郎の如き此二人者は探險家として其偉績遠く問宮の上に出づる者ありと雖  
も世人多く之を知らず實に顯晦  
時あり、亨通數あり如何とも爲  
す能はざるものある乎而して居  
常獨り異むべきは近藤重藏の事  
蹟なりとす余は敢て抹殺博士を  
學ぶものに非らずと雖も重藏の  
樺太探險の事に到りては大半其  
著書を涉獵せしも又其事蹟を  
て天下の耳目を聳動せしめたるを以て世人の多くは蝦夷と云へば蝦夷本島(北海道)も東蝦夷  
(千島)も北蝦夷(即樺太)も同一視したると同時に三藏の一なる問宮林藏の樺太探險ありたる等  
よりして重藏亦樺太に赴きたるならんと想像せしに由るならん。  
又一には彼が著述に於て有名なる邊要分界圖考の中に「哈喇土考」てふ詳細の記事あるを以て彼

邊要分界  
の白

哈喇土考  
の自序

れも亦た樺太を探險せるものと誤認せしものならん然れども彼れ其著書に於て自身樺太を探險せしとの事は之れを一言せざるのみならず「邊要分界圖考」の序には、西夷カラフト地方の奥滿洲山丹境に至りては蝦夷及山丹人の語る所齟齬異同未だ一定を得ず是に於て廣く諸書を參考し偏く圖誌を檢閲し且漂民の言に據て初めて其梗概を得たり。と記し又「哈喇土考」の序には、左の自白あるを見る

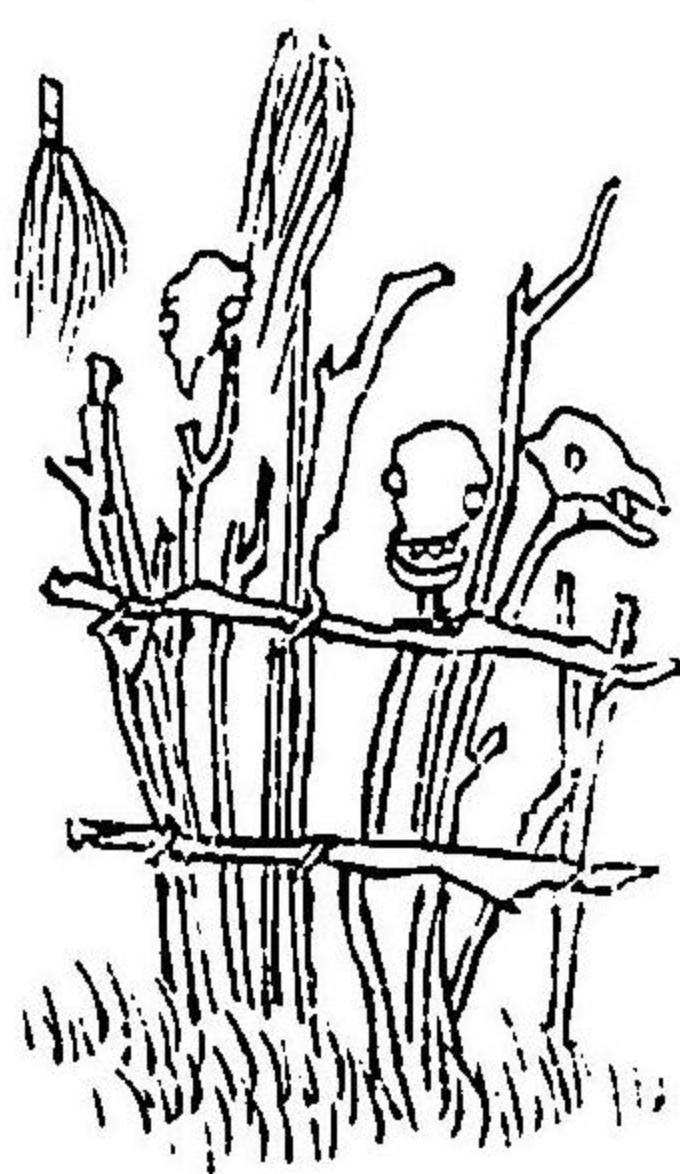
カラフト地は蝦夷地ソツヤの北に在りて渡海十八里同所シラメンに至る此地幅員廣狹未だ悉く詳ならず其奥地に至りては滿洲山丹露西亞と境界を接すれども古今其地を極むるものなれば未だ其の極邊を知らず(中略)天明六年官初て人を(大石某)差して其地を按檢せしめ寛政二年庚戌クナシリ島擾亂の後松前より初めて土人(高橋某)を差して交易所を建て其地を踏勘せしむるに西部はコタントル迄東部はシレットコ迄に至りて進むとを得ずして歸る、寛政四年壬子官亦吏(最上某)を差すに西部はクシユンナイ迄に東部はトウフツ迄に至りて歸る、享和元年辛酉官亦吏(中村意積高橋一貫)を差して其地を按檢するに西部はショウクヤ迄東部はナエフツ迄に至りて亦進むとを得ずして止む故に其奥地に至りては其地理を詳にするもの無く蝦夷人山丹人の語を以て據とす、今左に記する處は最上常矩が記と松前土人高橋某が記を採録して間に見聞を加ふるのみ(文化元年十二月近藏守重輯)

是に據て観る時は彼は寛政より文化に至るの間一回も樺太に渡航したること全く無く其輯「哈

重藏の蝦  
夷探險の  
事蹟

喇土考」は専ら最上徳内と高橋某の記録に據りしことを明言せるにあらざるや更に其蝦夷地巡檢の事蹟を取調ぶるも亦樺太渡航の事蹟を發見するを得ず其巡檢の事蹟左の如し。

蝦夷歴巡は寛政十年に始まり同年及同十一年彼地に越年し十二年十二月歸府享和元年二月廿四日又蝦夷地出張の命を受け十一月廿七日歸府此時關東郡代附を罷め専ら蝦夷地事務を掌る同二年四月五日蝦夷出張十二月十五日歸府文化元年十月六日西蝦夷地處分法并に將來取締方法意見十條を陳し密かに之を老中戸田采女正に呈す同四年六月六日又蝦夷地出張の命を受け特に金二枚時服二襲を賜ふ是月十五日江



(圖のシヤシヤ)  
(る祭を頭熊)

十日跋渉百八十里十一月に至り松前に歸り十二月八日歸府將軍家齊召見て蝦夷の状況を問ふ蓋し特例なり同月廿八日更に松前奉行付出役となる是より先是歲四月(露人擇捉に寇し我兵守を失ひ幕府大に黜陟を行ひ川尻春元(肥後守)村垣定行(淡路守)を以て松前奉行と爲し衛署を松前に置たるに由る守重乃ち巡回中視察する所に就き其處置の方法數十條を列舉し詳かに地形風俗を具陳す中に箱館は築城防衛の地に適せず對岸野崎(今渡島國上磯郡上磯村)に屬す

函館築城  
の不利

石狩原野  
中首府を  
見置くの  
意な

近藤重藏  
の小傳

白山義學  
蝦夷地を  
開く事  
論ず

重藏の著  
書

重藏大阪  
弓奉行に  
轉す

勤方不相  
應にて免  
職せらる

往時は戸切地村内なり)に於て城砦を築くを適當と爲すと云ひ又石狩地方を觀察したる記事  
中政廳を置くは中央の地水陸運輸の便に藉り四方を控制せざる可らずとて石狩川筋樺戸より  
札幌若くは小樽の内部を撰定すべしと云ひ即ち今の札幌地方を以て首府適當の位置と論定せ  
り其所見の卓絶なる概ね此の如し同五年二月晦日書物奉行に榮轉し三月多年蝦夷地出張功勞  
少からず且つ前年西蝦夷巡回の功に依り金一枚を賞賜せらる其後職務上蝦夷の事に關せず。  
(村尾元長著近藤守重事蹟考)

猶此他重藏の著書は勿論事蹟の梗概を探究せしむるも尠も樺太探險の事實を發見する能はず、是れ  
前項の斷案を下せし所以なり猶左に其小傳を掲ぐ。  
近藤守重藏と稱す幼名圓次郎と云ふ正齋と號し晩年別に昇天真人と號す姓は藤原鎮守府將軍  
秀郷の遠裔なり、豊前より出で世々徳川氏に仕へて與力たり父は守智(右膳と稱す)兄は藤次  
(或は東司)と云ふ兄弟多病の故を以て家を繼がず出で、叔父福岡陽藏の養子となる母は藤田氏備  
後福山の藩士藤田隆本の女なり明和八年江戸駒籠鷄聲ヶ窪に生る幼にして穎悟、軀幹肥大壯  
るに及び長殆んど六尺あり標望人に絶す初め山本北山に學び神童の稱あり十七八歳の時白山義  
學を開き自ら文武の教師となる寛政九年十二月(千七百九十七年)始て蝦夷地警備の事を論じ  
たり同十年大河内政善の部下に屬し最上徳内と共に國後に赴き七月擇捉島に入る是れより先  
き。明和安永年間魯人擇捉島中に往來し就中イジユク久しく留住す重藏彼地を訪ひ其建る所の

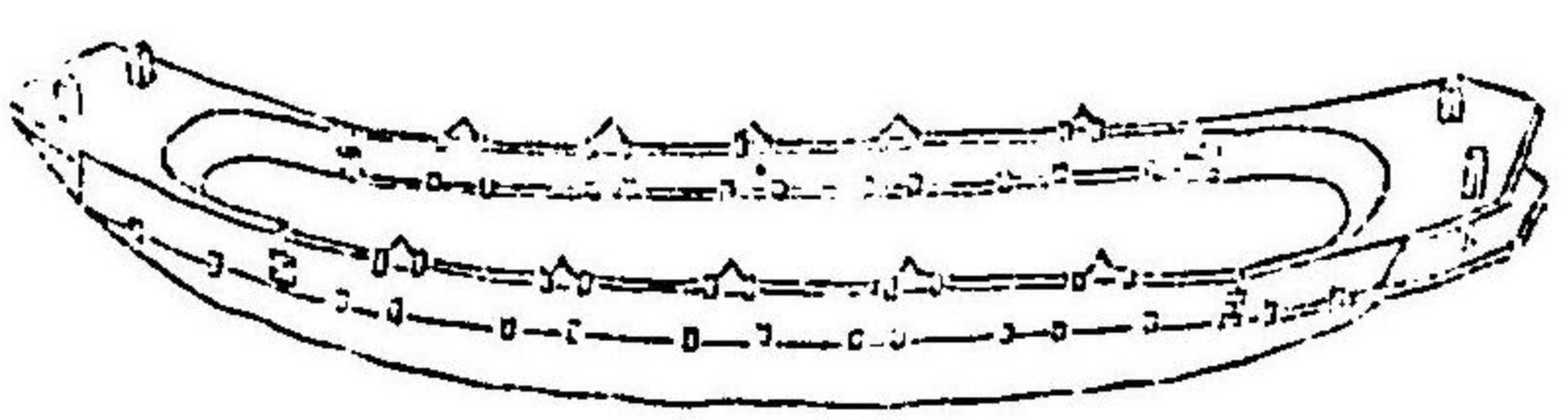
十字架(四寸角高一丈餘の材に處處文字を彫む)を伴す又同島カムイワツカオイと云へる高地を  
トし木標を建て同行水戸藩士木村謙次をして「天長地久大日本國」と書せしめたり。

此時重藏は北條時代に八丈島を開きし  
より以來絶えて無きの快舉なりと誇負  
せりと云ふ。

是れ重藏蝦夷地探險の第一回なり翌十  
一年三月再び江戸を發し松前に赴き浦  
河を經根室に至り六月國後に航す是れ  
探險の第二回なり猶此擇捉島開拓の事  
蹟は其著續蝦夷草紙等に詳なり。

文化五年書物奉行となる重藏博覽強記  
著書數篇あり文化七年十一月自著の書  
籍を幕府に獻じ賞賜あり其著書には右  
文故事三十卷憲教類典凡千卷寶貨通考

より瀧の川壽藏碑の不相應となり甲冑を着けたる石像に對して大寺社奉行松平伯耆守に具狀し  
て其顛末を具狀し漸く取毀の厄を免れたり此書中の一節に曰く、



(舟) 土人

\* 三十卷 邊要分界圖考十五卷 外蕃通書十卷  
外蕃通考三十卷金銀圖錄七卷續蝦夷草紙  
三冊 近藤巡夷錄一冊蝦夷奏議一冊此他蝦  
夷地理に關する雜錄あり未完の著述に  
到りては枚舉に遑あらず。  
文政二年大阪弓奉行に轉す是れより不  
平牢騷を醸し來り遂に倨傲は其權勢と  
共に募りて傍若無人の舉動多く大鹽平  
八郎と親善なりし如き新に第宅を築き  
望樓を起せし如き千種大納言の女を娶  
りたる如き大に俗吏の指彈を受け遂に  
勤方不相應の廉を以て免職せらる。是

私儀は松前より西海凡二百里許の奥蝦夷地リインノ島近く、魯西亞人亂妨の場所見分の爲可罷越旨、堀田攝津守殿御旅宿に於て仰被渡、則ち彼地へ罷越、右御用向相勤候上、韃靼國境取調べ同國へ來往仕候、カラフト夷人ども相糺候砌、異國防戦の手配最中故、數度甲冑着仕候、云々と。

此書中カラフト云々とあるに依て重藏樺太探險の説も附會せしにあらすや思はる然かも悲憤鬱勃の念禁せんと欲して止む能はざるものあり目黒の事件あるに及び實に悲慘を極む天保十二年六月十六日五十九歳にして江洲大溝の謫居に長眠しぬ。

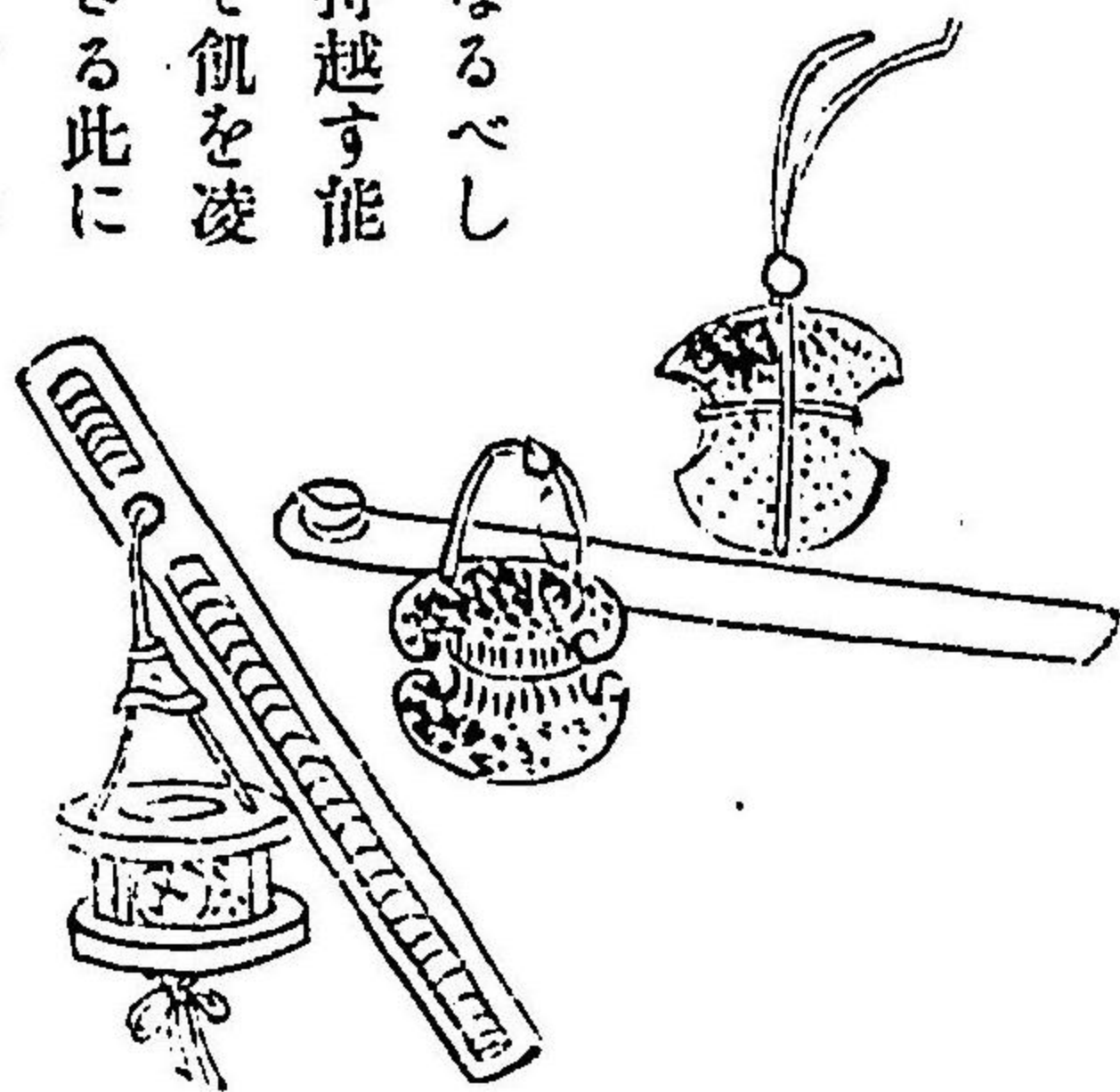
是れより先魯人宣市を拒絶せられたるを怒りて北海を襲ふこと年々絶へず於此幕府益之が防備の忽諾に附すべからざるを覺り先づ樺太地方の地理情狀を取調ぶるの必要を感じ二大冒險家をして多年成功せざる樺太探險の任務に當らしむ二大冒險家とは果して何人ぞ曰く松田傳十郎曰く間宮林藏となす。

松田傳十郎は幕府の小人目付なり始め仁三郎と稱す養父傳十郎亦小人目付たり六十九年間其職に在り九十三歳にして歿す常に北邊の警を謂ふ然れども小祿にして身下士に列し殊に謹慎の人物なりしを以て驥足を伸ぶる能はず其子仁三郎亦小人目付に任せらる寛政十一年幕府北邊開國の事起るに及び始めて蝦夷地に至るべきものを小人目付中に撰ぶ乘取て應ずるなし仁三郎進んで曰く國家將に北邊を開くに際し父常に其警を謂ふ臣不肖なりと雖も微力を盡すを得ば一死素

二大冒險家とは何人ぞ曰く松田傳十郎曰く松田傳十郎の事蹟

文化五年三月カラフト見分る命ぜらる

と辭する所に非らずと羽太正養大に悦び擧て政徳丸を督して厚岸に航せしむ文化五年正月累進して松前奉行支配調役下役元締(高八十俵三人扶持役金拾兩)となる父の遺言に依り傳十郎と改名す同年二月蝦夷地に至り宗谷の詰所に下る同年三月カラフト島、奥地山韃地見分を命ぜらる且つ普請役御雇間宮林藏を同行すべき旨松前奉行支配人吟味役高橋重賢の印狀を以て申來る其内旨に曰くカラフトに渡航する大船は辨ならず小船にて航するなるべし然る時は飯米の用意多分に持越す能はざるべければ干魚を食して飢を凌ぐべしとの書取を以て申渡さる此に於て宗谷の土人に問ふにカラフトの難きを以て勇壯の土人のみを伴ふこととし宗谷迄伴ひたる從僕をも江戸に還し且つ家族に告げしめ曰く奥地に於て落命せば宗谷出船の日を以て忌日と定むべしと蓋し傳十郎林藏の此行カラフト島の周圍を極むるに非ざれば心密かに生還を期せざりしなり以て其人物を想見するに



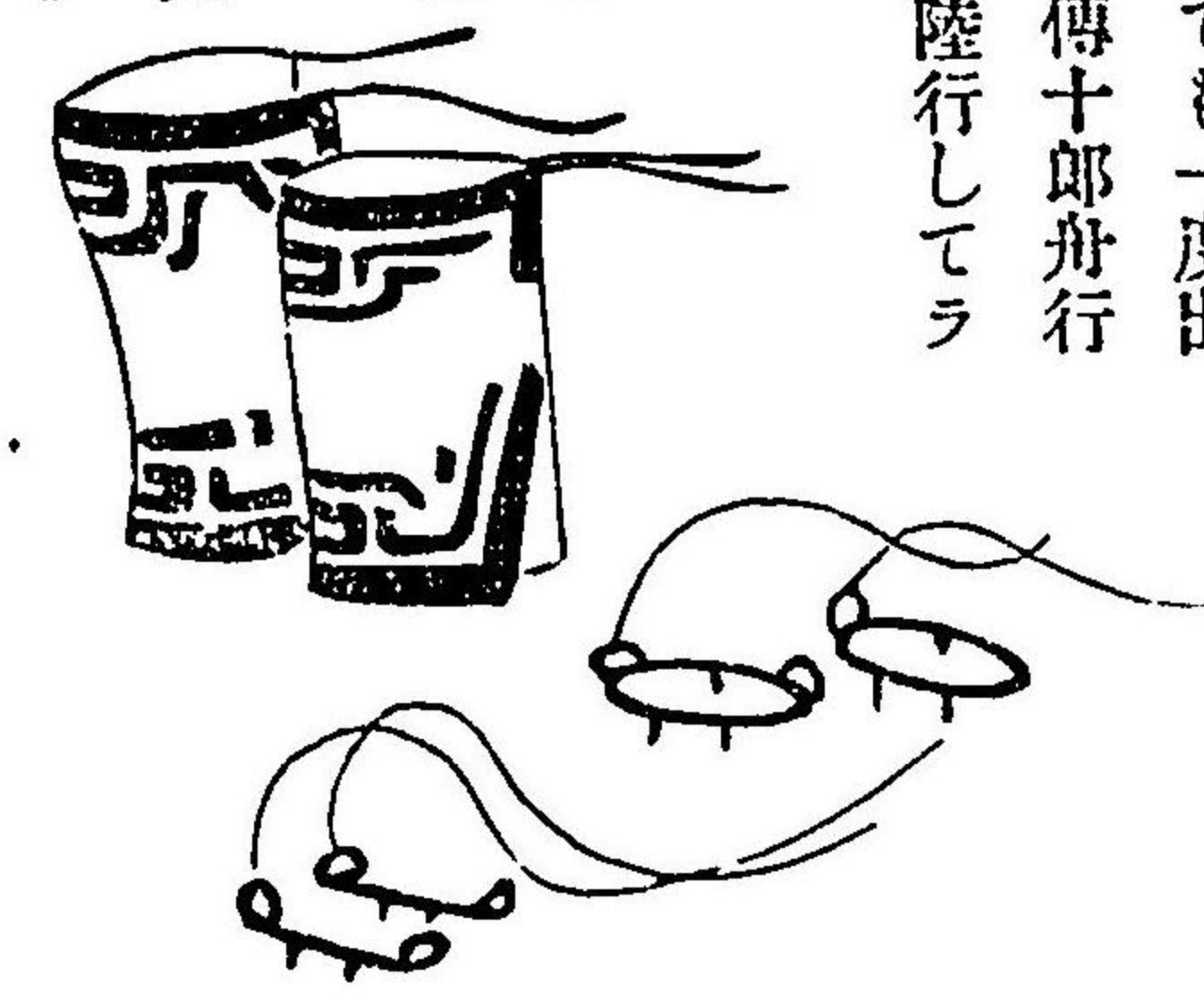
足る(此探險の記事は三十九頁以下に詳なり)  
 間宮林蔵名は倫宗、常陸國筑波郡上平柳村の人、安永九年を以て生る父を庄兵衛と云ふ種工を業とす母は森田氏其先間宮隼人寛永中本村に移住し農に歸す父母子なきを嘆き月讀神に祈る十餘年一子を擧ぐ林蔵是なり天資穎敏材力人に絶す九歳學に就く群兒と嬉戯するや必ず竹竿を以て樹木の長短、河流の深淺、道路の遠近を測る十四歳蛭原氏に就て算を學はんとす師授くるに二一夭作の五を以てす林蔵案を拍て曰く是れ百を二分すれば五十となるの謂か師曰く然り林蔵曰く吾算法を悟了すと遂に謝し歸る其慧敏此の如し寛政八年普請役雇となり二十歳普請下役を以て幕府に仕ふ二十二歳村上島之丞に隨て松前に赴く二十六歳普請役となる享和元年勘定奉行石川忠房目付羽太正養等蝦夷に赴く林蔵之に隨行す(是れ蝦夷に入りし始とす)進んで蝦夷の内地を跋渉し文化二年進んで擇捉に航す四年四月魯船の擇捉紗那に來りしを聞き之を遠望せしに其裝置從來の漁船と異り軍艦たるに疑なきを以て急ぎ防備を爲し彼の近づかざるに乘じ大砲を以て打拂ふべしと主張す然れども調役戸田又太夫聽かず遂に魯人をして上陸し劫掠を恣にせしむるも之を拒む能はず一夜遂に會所を棄て去る又太夫遁れ去るに及び醫師久保田賢達をして其旨を林蔵に報せしむ林蔵曰く「是れ大事の義なり我等も相談ありて立去りしと云ふこと決して相成らず相談に乗らぬと云ふ證文を取らん」と然れども役員一同皆遁れたるを以て林蔵も亦同じく去れり又太夫一旦ルベツの山中に逃れしも林蔵の言を用ゐず不覺を取りたるを悔ひて自

享和元年林蔵蝦夷に航す

文化五年林蔵は松田傳十郎に從ひ大津を探險す

盡せり。

文化五年四月十三日松田傳十郎は林蔵と共に樺太シラヌシに到り夷人に向て奥地の有様を尋問すと雖も更に要領を得ざるを以て共に手を分ち傳十郎は西海岸を廻り林蔵は東海岸を廻り舟行相協ひ難き場所に於て山越にても一度出會せんと堅く約して出發せり傳十郎舟行一ヶ月餘にしてナツコに到り陸行してラツカ崎に至る記に曰く、



(キツンカナカと半脚)

「此處より奥の方海草くされ、深くふみ込故、陸行もならざる故、此處にて東西南北を見渡す處、山丹地マシノコ一河吐口等もはきと見へ分りし故、カラフト雖も林蔵奥地のシントコに至りしに、汐行急にして乗船し難く、由て歸り、マアヌイより山越しに西海岸ナヨロに到り、こゝに至りしなりと語れり。即之より歸らんとせしに、

『林蔵申は、傳十郎參りし所まで參らずしては申譯なく、明日にも和波次第、渡海して奥地を

も見極め申すべくと云。然る處、林藏斗りには夷人共一人も参り難き旨を申。林藏如何とも致すべき様なく、傳十郎同道を頼み、迷惑ながら無據再度ナツコに渡海してラツカ崎に至り、此邊を國境と見きわめし故、是より奥の方へ一里なり参るならば、林藏が手柄なり、何卒参り申すべきと申談じ、ナツコに戻り、丸小屋に止宿。頓で林藏戻り来て申は、ラツカの崎より少しも先へ歩行叶ひ難く、見切り戻りしと云。夫より和波を見てノテトに歸る。

閏六月二十日、二人共に宗谷に着し、直ちに松前奉行河尻肥後守に面して視察の顛末を報告せしに、林藏は東海岸見残しの場所、シレットコより奥の方を見届は来るべしと再見合申渡され、又傳十郎は松前に赴き村垣溪路守に此始末を言上すべき旨を命せられ、傳十郎即松前を経て、十月江戸に歸る。蓋しホロコタン以北に日本人の至りしは、實に傳十郎を以て率先者とす。世の樺太探險の事を謂ふ者、皆獨り林藏の名を云ふて、其の言未だ曾て傳十郎に及ばず而も彼が此の行に於て祖鞭をつけたるの大功は、殆んど全く世人の知る所とならざるなり若し林藏探險の偉蹟にして既に傳ふべきものとせば傳十郎亦豈に特に光輝ある此功名に與らざるの理あらん乎哉(北夷談)

日本人の  
ホロコタン  
以北に  
至りしは  
傳十郎を  
率先者と  
す

林藏再び  
樺太を探  
險す

林藏探險  
の概況

文化五年秋林藏一人に命じ北蝦夷の奥地に到らしむ七月十三日宗谷を發し西海岸シラメシに至り滞留一ヶ月半餘にして漸く探險の途に上る其概況を左に記せん。

八月十三日白主を發し九月トツシヨカフに至る寒威日に加はり食糧大に乏しきに至りたれば

從夷頻りに歸るを勸む仍て止むを得ずして宮内に歸り越年正月糧食を載せ廿九日宮内を發し二月二日鶴城に至る此より北は滿州の屬地なるを以て從夷怖れて行くを肯んせず乃ち勇悍の者一人を留め地夷五人を雇ふて船を發し四月九日ノテト崎に抵る海水凍結して船をやめる能はず五月八日始めて行く十二日ナニチーに抵るノデトより此に至るまで東韃靼(黒龍江地方)と相對する海峡にして潮水南流し波濤かず小船以て渡るべし(間宮海峡と稱す)此より潮流北に注ぎ波浪荒く小船渡るべからず是に於て山を越へ東岸に出でんとす從夷等又隨ふを肯んせず已むを得ずしてノ。

所の夷一人を留め進んで東岸を窮めんとし滞在して實地の形狀を土人に問ふ曰く魯西亞の經界此を距る遠からずと益々奮躍して其經界を窮めんと欲し遂に土人コーニの家に寓す此くして漸々土人と狎れ東岸の地理及び韃靼魯西亞の境界を問ふ土人曰く此地固より海中の一孤島にして境を接するの地なし假令東岸に至るも魯西亞の境界を明知する能はず東韃靼に入り深



(口たか、のしたふ)

テトに還る糧食復盡んとす因て魚肉及び草根木實を食ひ粥をすゝりて飢を凌ぎ全島の周圍を究めんとす然るに東岸は大洋に接し風濤暴激舟行危険の處れあり從夷等皆恐れて海陸共に從行を肯んせず即ち初めより從ふ

く進まば其境を窮むるは却て易しと林蔵以爲らく命なくして外國に渡るは國に制法ありと雖も本と魯國の境を知り唐太と彼國との關係を窮めんが爲めのみ復た何の不可か之れあらんやと之をコーニに謀るコーニ亦林蔵の志を憐み之を諍す乃ち一書を認めて從夷に托して曰く吾將に山丹に至らんとす疾病事故ある豫め知るべからず吾若し歸へらざれば汝之を自主の官署に呈せよと六月二十六日コーニ其他六人と船に駕しノテトを發す風潮便を得ずテツカに泊する五日七月二日船を發し三里餘にして東靺鞨モトマル崎を見る岸に沿ふて南航シカムカタ、ロカマチーを経てアルコエに泊す三日アルコエを發しトエカタ、ムラカローを経てムシボーに泊す四日載する所の貨物を下し船を陸に上ぐ五日船を挽きて行く事二十町許タバマチー川に泛べ貨物を載せ六日流を下る水淺く水多し船を下りて夷と共に船を挽く水清冷骨を刺すが如しキチー湖に入りて泊す寒風吹き荒みて手足凍痛し恰も内地の極寒の如し七日キチーに至る土夷林蔵を怪み群集して之を侮弄し殆んど殺さんとす此地即ち山丹にして其容貌スメレンクル(樺太住の土人)に異ならず九日キチーを發してマンコア河(渾沌江)を上る十一日デレンナに着す是れ滿州假府の政治廳のある所なりコーニ府に赴き日本人を携へ來るを告ぐ官吏之を其船に招き接見す衆夷大に林蔵を怪む官吏等林蔵を其船に宿せしめんとすコーニ等聽かず衆夷等日々來りて林蔵を笑ひ喧嘩爭論甚だし滿夷來て之を叱し夜間亦巡て之を保護す(中略)十七日滿夷に告別し船を發し流を下り八月三日ヒロケーに抵る之れマンコア河海に注ぐの所

なり七日エハーハを發し樺太ウォーターに著し夜ラツカ崎に泊し翌八日ノテトに著す二十八日宗谷に還る。

林蔵滿夷と筆語の際マンコアの河名を問ひしに渾沌江と書し且つ渾沌江は黒龍江と異なる黒龍江はテレンより奥地を経て此河に合する者なることを云へり。(銅柱餘録)

如此して樺太の地理的探究は漸く其歩武を進めたり即此大旅行の結果として傳十郎の海峽發見となり林蔵の滿州視察となる。歐洲人にして韃



(人地奥るけに月各)

至る沿海地方及びサガレン島附近の島嶼を以て露領なりと云へるに始まる而して傳十郎、林蔵の探險はテウエリスキー將軍に先だつこと四十餘年なりしを見れば則ち此二者を以て宇内最先の東靺鞨探險家と曰ふも亦誣言に非らざるべし栗本砲庵の獨寐寤言に左の記事あり。今より三十年程前、予が北海に遷るとき佐渡宿野の人柴田收藏と云へる地理學者に邂逅せ

宇内最先  
靺鞨探險  
家何人  
ぞや



アニソフ  
は問宮の  
音轉なり

林蔵國事  
探偵とな  
る林蔵の  
何となり  
如人

しに、其人の説に宗谷岬と唐太島との間に在る海峡を西書アニソフ海峡と云へり篤と調べ見ればアニソフとは問宮の音轉にして問宮林蔵高名なりし人ゆへ其海峡に其名を負はせしなりと。説の是非未だ知るに由なしと雖も亦林蔵の名聲、如何に當世に高かりしかを知るべし。

蝦夷地探險の後江戸に歸りて後幕府の内命を受け諸國を周遊し其政治民俗等の秘密取調べ所謂ゆる國事探偵の賤役を執るに至れり而して其巧妙なる亦傳ふべきものありと云ふ。

林蔵人と爲り豪悍撲質己を持する儉薄、平常の起臥飲食一に兵陣に在る如くす『獨寐寤言』に其晩年の狀を記して曰く、

時々戸川播磨守が家に來り夜譚し、一酌陶然の後、家に歸るに懶しとて泊する事も度々なりしが、家人に請ふて一片の蒲團を借り、常に帶も解かず。其儘座敷の一隅に横臥甘睡し、夏も煽せず。冬も爐せず。深更と雖も目覺れば告げずして去る。十年一日、殆んど仙人の如くなりしと。戸川の親戚なる醫官曲直瀬養安院が直話なり。

其骨節の老に至るも衰へざりしを見るべし。平山行藏曾て歎じて曰く、「麾下八萬の子弟軟柔婦人の如し。其よく甲冑を擔ぎ、自在の働きを爲すものは我と林蔵とあるのみ」と。蓋し深く當時懦弱の俗に激する所ありて、故らに危矯の行を敢てせしならんか。弘化元年二月二十六日を以て江戸深川蛤町の僑居に歿しぬ。終身妻らざりしを以て子なし。叔父の子鐵三郎其家を嗣ぐ。後庄兵衛と更む。

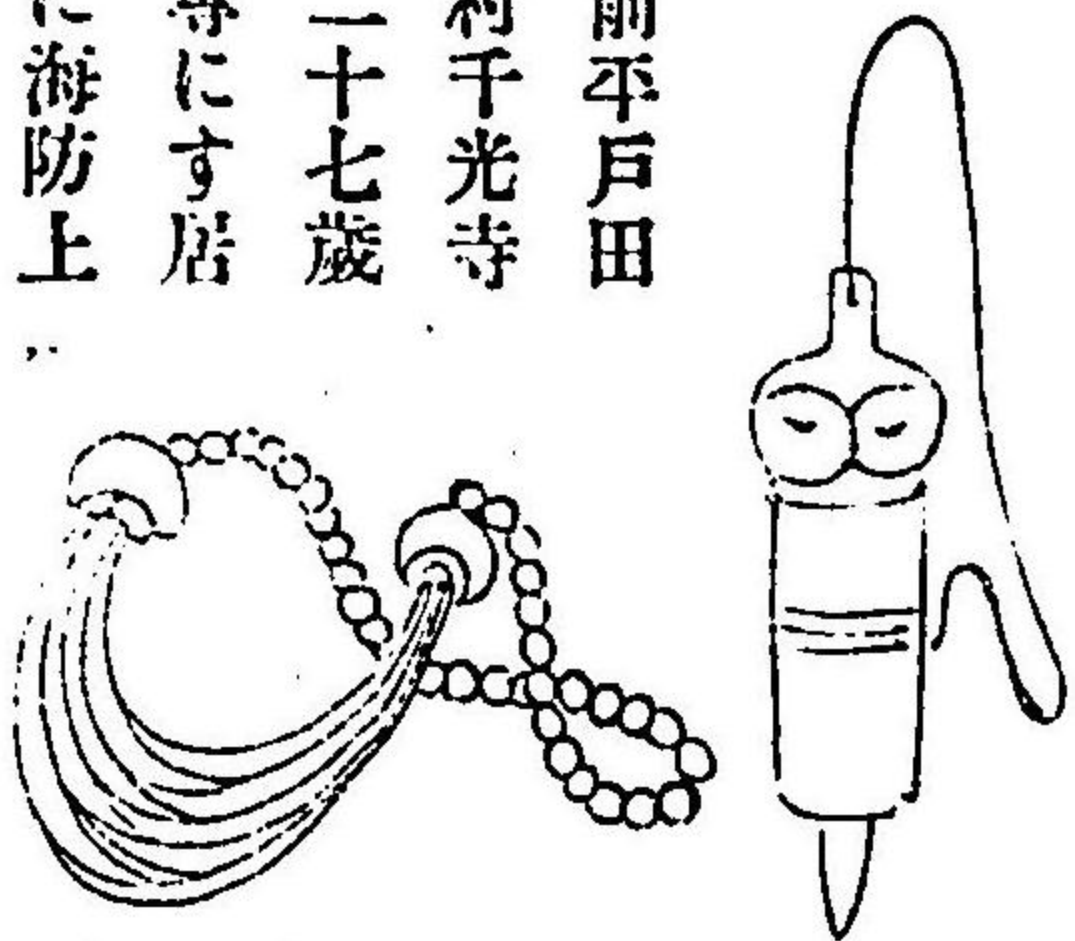
松浦武四郎の事蹟

弘化二年蝦夷を探

安政二年蝦夷を再探  
明治二年蝦夷を拓  
開拓に任ず

松浦武四郎(幼名竹四郎)は伊勢國一志郡須川村(現今小野江村)の人なり名は弘、字は子重、北海、柳田、柳湖と號す父名は時春、慶祐と稱す母は中村氏、文政元年二月生る須川村は雲津川の南に在り川源多氣川の稱あり故に又多氣四郎と名く資性曠達、事に遇ふて苟も屈撓せず、常に經濟の志を懐く幼時佛教を信じて僧とならんと欲す父母許さず十三歳津藩平松健三に就て學ぶ十六歳遂に國を出で奥羽、

東山、東海、四國、九州を遍歴し遂に長崎に遊び謙堂和尚の弟子となり文桂と號す二十二歳肥前平戸田助湊寶田寺住職となり更に彩引村千光寺に轉ず既にして感憤する所あり二十七歳故郷に還り髮を蓄へ志を經世に專にす居常勤王の志厚く國事に執掌す特に海防上二年再び蝦夷に赴く明治維新に及び開拓使を置く明治二年特に擢でられて判官に任じ從五位に叙せらる専ら蝦夷開拓の事を以て自己の性命となす、又命を奉じ蝦夷の國界、國名、大小郡邑の區畫を制定す措置其宜しきを得、其多年辛苦跋涉の功是に於てか顯はる明治三年三月職を辭し併せて位記を返上す特に命せられて東京府士族となり祿十五口を賜ふ年老ひて志益壯なり和



(守の兒女(玉背)シクフと守の供子)

北蝦夷即樺太と魯西亞との干係に付て深憂を抱き數度當局者に建白する所あり弘化二年遂に蝦夷を窮む後江戸に來る水戸景山公殊に寵遇し廩米數口を與ふ名聲日に盛なり名士藤田東湖、藤森天山、吉田松陰、鷲津教堂、小野湖山等と交誼尤も厚し安政

菅公二十  
五拜の靈  
地を定め  
特旨從五  
位に叙せ  
らる

鍋塚を三  
井寺に建  
つ

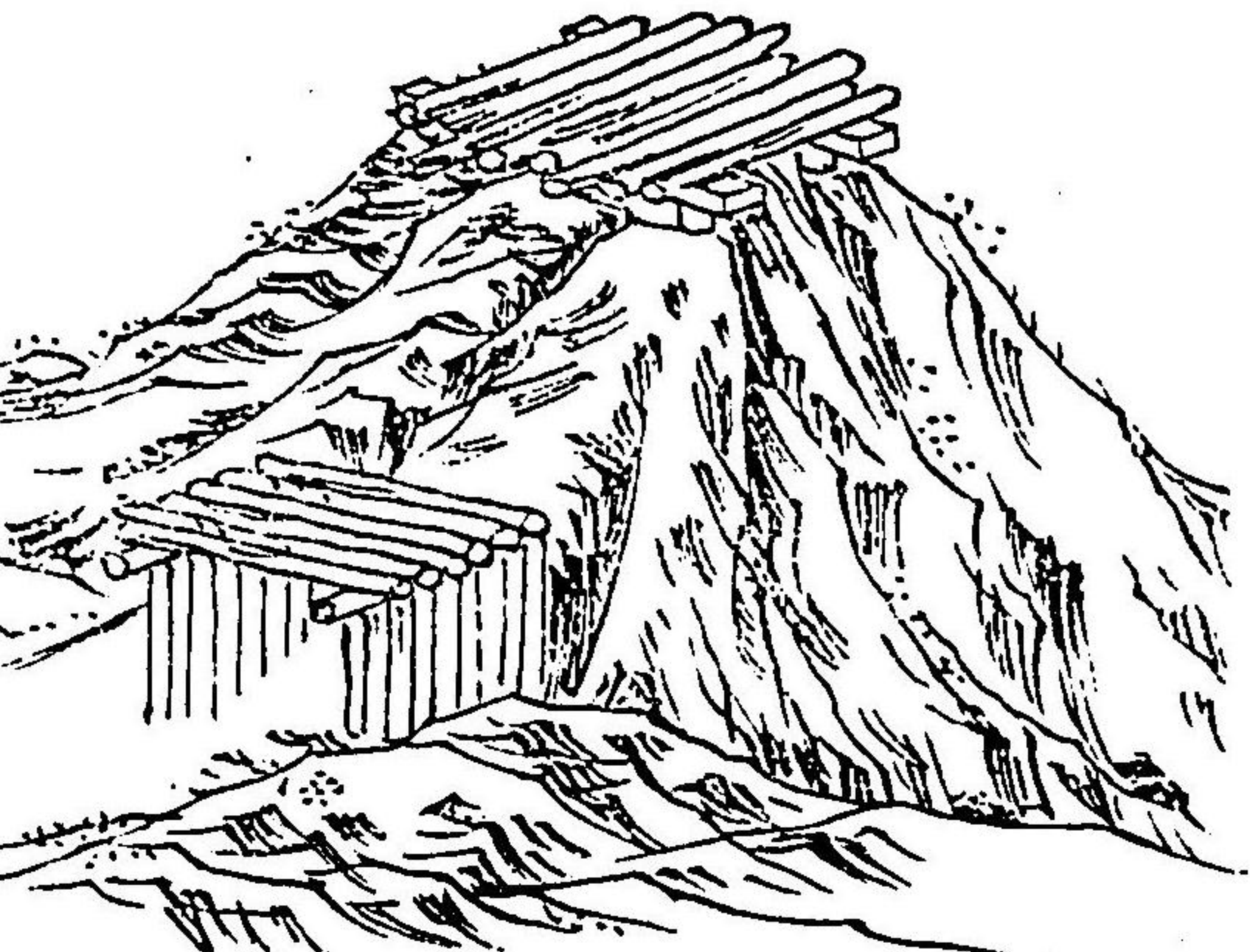
紀、大峰より熊野に詣る途上七十五の險阻あり武四郎每歲登覽し不動堂觀音堂を新築す又夙に菅公を景慕し屢西遊し二十五拜の靈地を定め石を建て道標と爲す居常古器物を愛し古鏡及び書畫を聚藏す初め福田氏を聚る子女あり皆天す加藤木峻叟の次子一雄を養ひ嗣となす孫あり明治二十一年二月十日病んで歿す年七十一其病篤きや特旨從五位に叙せらる卒後祭資金二百圓を賜ふ蓋し多年蝦夷開拓の功勞を追賞せらるなり東京今戸正福寺に葬り後染井墓地に改葬す更に齒骨を大和吉野郡大臺原山中名護屋谷に瘞めて碑を建つ蓋し其志に従ふと云ふ。

武四郎生前鍋塚なるものを三井寺に建つ行誡上人の題額、小野湖山の撰文に係る其記に曰く鍋塚を勝地に築くものは蓋し多氣四郎舊を忘れざるを表するなり常に漫遊を好み足跡海内に遍し遂に海を越へ蝦夷を極むる數回、(北蝦夷即榊太に遊ぶこと二回)何れも圖誌あり蝦夷は今の北海道なり往時幕府を蝦夷を開くや其圖誌に取る者多し(中畧)初めて蝦夷に入るや天保弘化の間に在り山野開けず人獸雜居、到る處荒漠、里の宿を投すべきなく家の食を求むべきなし武四郎三小鍋を造り米鹽を齎らし荆棘を披き霜雪を犯し飢ゆれば則ち枯枝落葉を拾ひ鍋を以て米を炊ぎ或は草木を嘗め之を煮食す斯の如き者其幾日幾回なるを知らざるなり終に以て圖あり誌あり開拓を助くるの偉功を奏す而して此鍋實に性命に係る所其功豈に忘るべけん武四郎平生奇異の傳ふべきもの多し今特に此を記す亦其志に従ふ也と、以て其人となりを想見するに足る著書には蝦夷三航日誌三十六卷、蝦夷沿海圖二十餘頁東西蝦夷日誌百二十卷爐心餘赤十七卷撥雲餘興

三卷、東西蝦夷山川地理取調圖廿八冊、北蝦夷山川地理取調圖廿二冊近世蝦夷人物誌九冊等あり武四郎の北蝦夷(榊太)に赴くや一は弘化三年にして一は安政三年に在り。

弘化三年  
榊太探險

弘化三年に於ては五月二十五日宗谷を出帆し白主に着、夫れよりチベシヤニ、チバコタンを經ノロト岬、リヤトマリ、ウルウ、リラ、クシユンコタン、チベシヤニ、トウブチ、ヤワンベツ、トンナイチヤに到り是れより東海岸を巡廻しチアサキ、シユマチコタン、イメ、シナイ、チシヨエゴシ、ナエブツ、マアメイより山を越へ西海岸、クシユンナイに出で、ノタツシヤムよりトンナイケシ、ラツクマカ、ホロトマリ、ヒロツ、ナイホロ、シヨニ等を經七月十六日宗谷に着せりと云ふ。



(圖面外居穴ルグンレメス) へ廻る六月七日出發シユシエヤトリナイフツに出でシララチロへ着し夫よりマーマイ、チハコタン、チカヘロシナイ、フメツフカシボ、ウエンコタン、サツコタン、ニイツイ、コタンケシ、ナヨロ、シツカナイ、シツカハタ、タライカ、シリマウカ、シツカ等を經東海岸マーマイより西海岸クシユンナイに出でシラマシへ歸り八月七日宗谷に着し是れより北見エサシ、モンベツ、シヤリ、子モロ、アツケシ、等を廻り東南の海岸を廻り十月十三日箱館に着す此再遊の節シリマウカに伊勢太神宮を勸請しシツカナイトに熱田大明神を勸請せりと云ふ。

安政三年  
榊太探險  
一疊敷の  
壁書

武四郎晩年一疊敷の書齋を構ふ其壁書に曰く、

我若きより一つの行季を肩にし六十餘州蝦夷樺太まで踏遍し後當地に來住すること殆んど四十年終に此神田五軒町を一區の死陸林として住めり今度爰に一間を建添へ幾に疊一枚を敷く是敢て物好なるには非らず素よりある疊十八枚半に是を合て十九枚半となる是二十枚に滿るなかくの心なり其田萬頃食二升大屋千間臥八尺（清獻公坐有餘）寄居處の小ききこころ安けれと自ら安んじ古歌に常盤なる岩屋は今も有けれど住ける人ぞ常なかりける（萬葉）の感を忘ることなかるべし。今度此古材板され等諸國の友より贈り呉れしを以て補理したり是亦其友を何夕に是は誰より彼は誰より其人々を思ひ出る種にして其友の厚き志を忘れず其人々の言行の目出度ことを人々にも語らまほしき心ばかりにて敢て後に傳はれて作りなせるにあらずと（是やみしむかし住けん跡ならん蓬の露に月のかゝれる）と西行法師のいはれしを思ひてなり。我翁今年は七十となる北向の窓いかにも冬日の寒に堪へざれば日當の方に一間を拂ふ此地のあたり火災度々あればもし近邊に火有ても其際に心顛倒して怪我過などせむよりは猶如火宅の佛の金言を毎に忘れず死せば毀ちて此材にて亡骸を燒き其遺骨は大釜山に遣り吳やうと其は其時の機に計ひてとしるし置此一筆も（おぼつかない誰に問まじいかにして始も果もしれぬ我身を）明治十九年十二月三十一日夜燈火のもとにしてしるして。

世の中につり合の身ぞやすからん暮行年のいとなみもなく

草の舎の主人。

岡本監輔の事蹟

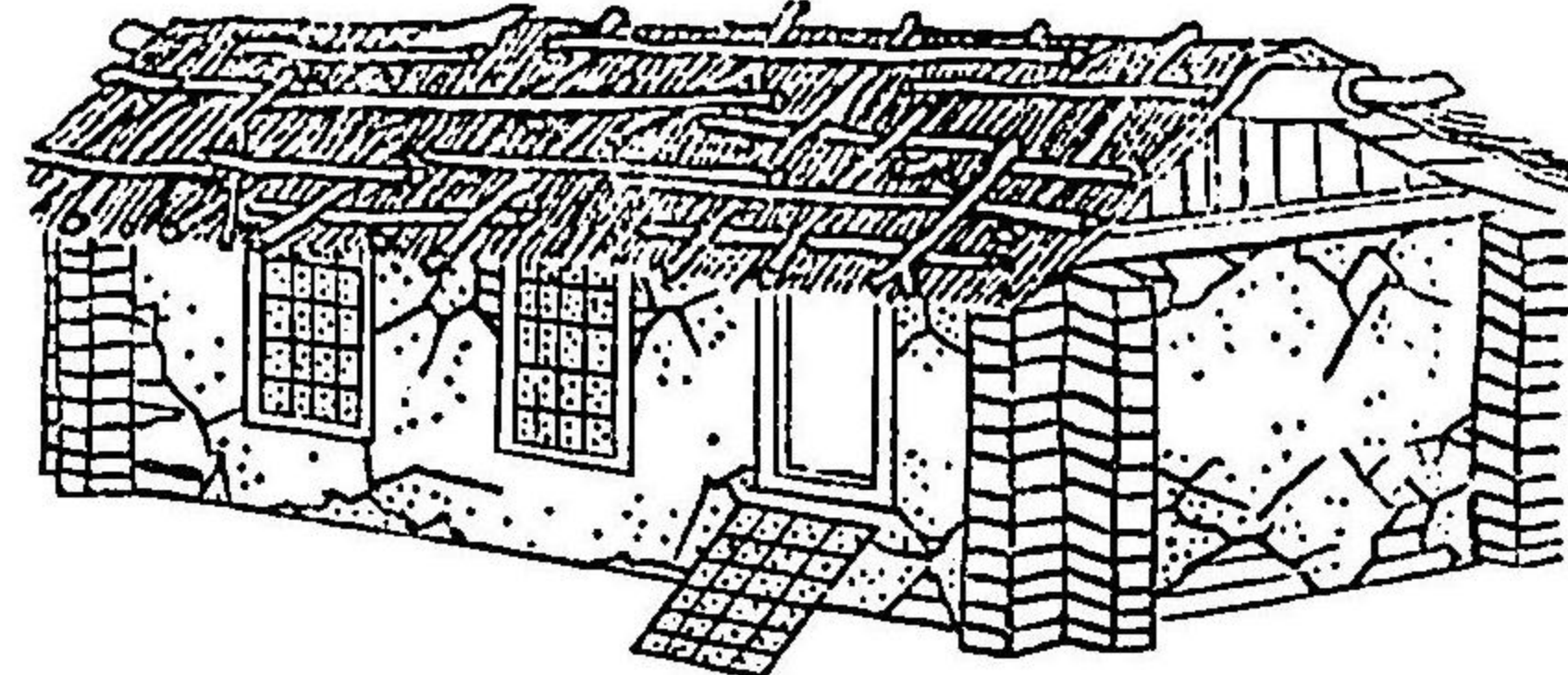
岡本監輔幼名文平と曰ふ天保十年十一月を以て阿波國美馬郡三谷に生る其先橘氏に出づ父は周平と曰ひ母は須藤氏幼にして耕耘を事となせしが生來甚だ讀書を好み始め堤靜齋に就き後岩本費庵に學ぶ後京都に出で池内陶所に客たり後清水谷中納言に寓し其公子に讀書を授く遂に江戸に遊び成島柳北、杉浦晋齋に客たり適ま北蝦夷圖説（間宮倫宗口述、秦貞廉編一名銅柱餘録と云ふ）を見慨然として樺太探險の志を起す文久三年四月江戸を發して函館に至り組頭平山省齋に寓す元治年中幕府に請ふて樺太在住となりシツカ河附近に住せり慶應元年五月多年の宿志たる奥地探險を決行せんと欲し足輕西村傳九郎を伴ひてワローを發しタイカに到り蝦夷の丸木

在住とな

島の北端を廻りて西の海に達せし者にては遠く北の端に於ては始末を以てしなす

監輔の功勞は間宮と伯仲す

舟一隻を買求め糧食を具へ土人を率ゐて北行の途に就く土人は滑水回りを船を捲き込むと云ひ或は途上深沼ありて渉るもの皆溺ると云ひ島の極北は古來曾て巡視せしことなしとて容易に同行を背せざりしを強て携行し途中糧食の欠乏せんことを恐れて朝夕二回のみ米食一杯宛を食ひ他は魚類のみを用ひ或は風を避けて陸上に露宿し或は霖雨に襲はれて船中に起臥し言ふ可らざる辛酸を嘗めて閏五月シンノシントコを廻り六月ヌエに到り七月終に樺太の東北極端ガヲト岬を廻航し其西岸なるウシカ、タムラオー等の各地に至り更らに黒龍江を溯りて露人滿洲人の情態を究めんとせしが一行與みせざりし爲め已むなく歸途に



(圖家ルグンレメス)

就き黒龍江口より南下して七月二十三日ウシヨロに歸着せり元來樺太の東濱たる直にオコツク海に面するを以て風波頗る荒く爲めに古來の探險家は西岸に於て成功したるものあるも東岸にありて能く目的を達したるものなく彼の間宮林藏の如きすら遂にシンノシントコ以北に至る能はざりしと云蓋し我邦人にしてロモウ以北島の北端を廻りて西海濱に達せし者は實に監輔、傳九郎の二人を以て始めとなす其功勞は間宮と相伯仲すべきも

監輔京都  
出至和守  
を説く

明治元年  
権判事と  
全島事  
を委任せ  
らる

土人流滞  
な港頭  
送る  
明治二年  
開拓官に  
任ぜらる

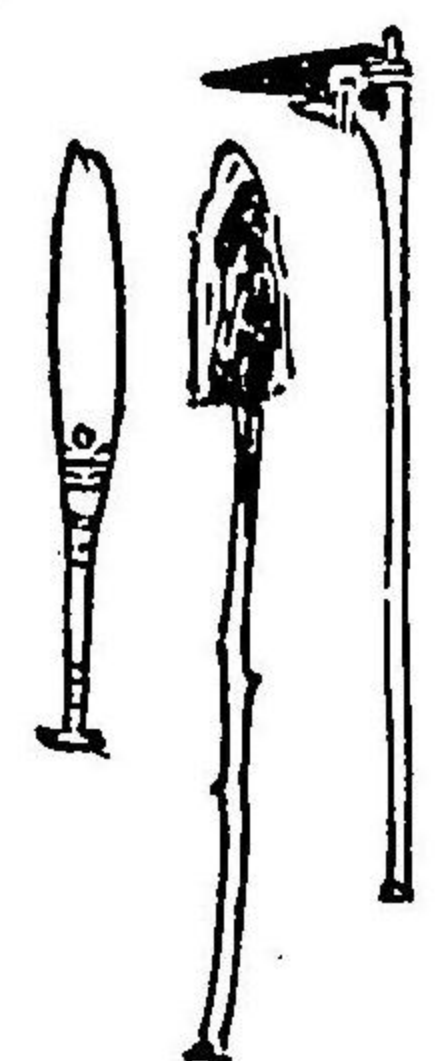
丸山作樂  
谷元道之  
雜居條約  
主報す

黒田清隆  
の雜居無  
効論の否  
明治三年  
職を辭す

官途の閉

して露國と協議し樺太の境界をクシユンナイに定めんとするの議を聞き曰く樺太全島の我有た  
ることは最早疑ふ可らず一刻も早く之を戒め其議を中止せしめんと直に京都に至り切に説く所  
ありし小出曰く實際の事情觀者の議論の如くなるを得ずと十月終に露京に赴きて談判せし結果  
雜居の約を定め露國は直にクシユンナイ以南に二ヶ所外一ヶ所に家屋を建て以て永住の策を施  
せり慶應三年十一月幕府東北諸藩に令し士民の樺太開拓を許可せり監輔京都に出で、岩倉、副  
島、大久保諸公に遊説し樺太處分の策を促せしが明治元年六月擧げられて役士内國事務局權判  
事となり樺太全島の事を委任せられ米五千俵、味噌醬油、金四百圓を齎らし職工三百人を率ゐ、  
同島に在住すること一年に及びしが板本武揚逃走して函館に來りしより露艦屢々蝦夷の西海を  
窺ひ明治二年六月露の士官兵士二十八捕溪に上陸し曰く我今此地を占領せり因て告知すと監輔  
其横暴を見て憤慨禁する能はず露人我土人の墳墓を發き漁場を毀つは條約の許さざる所にして  
國際上不義の行ひたるを詰責したるに彼れ一言も辨解する能はず只國命なれば去る能はずとて  
可かす是に於て監輔止むを得ず事情を我政府に訴へんと欲し土人に諭して歸任の日を待たんこ  
とを以てせしに土人深く我仁政に歸服し一人も露國に歸せんと云ふものなく流涕して監輔を港  
頭に送り監輔東京に至るに及び職を免せらる此年七月初めて蝦夷開拓使を置き鍋島直正を長  
官となし島義勇、松浦武四郎、及監輔等を以て開拓判官に任じ八月外務省御用掛を仰付られ本  
官を以て樺太出張仰付らる九月從五位に叙せらる此に於て長官鍋島直正と共に熱心樺太自衛の

道を唱へたりしも衆の容るゝ所とならざりしが當時直正の主張する樺太自衛の要旨は露國より  
千人を樺太に移すは容易の事にあらざるも日本より一萬人を派するは易々たり何の躊躇する所  
か之れあらんと云ふに在りしと明治三年外務大丞丸山作樂、權大丞谷元道之と共に士民數十農  
工四百餘人を率ひて樺太に航し其持説たる小出の雜居條約の無効を主張して魯の陸軍中佐フレ  
ラトウウィッチと談判せしが樺太到る處を占據せし魯人素より之に應ずべき謂れなく反て我漁  
場に寇したる魯人を拒がん爲めに出張したる我士六人を擒にしたり丸山即上京して其顛末を報  
告せしも政府の顧みる所とな  
らざりき監輔獨り留任せしも  
黒田清隆の雜居無効論を否認  
するに會し明治三年十月遂に  
た如何ともなすに由なかりき監輔慷慨禁する能はず適々西郷南州鹿兒島に歸省せしを以て掘基  
をして翁に説かしめたるに南州翁曰く予誓て萬里の長城たらんと。  
監輔が半生の心血を瀉ぎたる樺太の事業は爰に一段落を告げぬ後六年三月迄開拓使御用係を被  
仰付しも快々として樂ます八年樺太千島交換の約成りたる際の如き憤激の餘一時寢食を忘るゝ  
に到れりと云ふ此後官途には六年神奈川縣に七年陸軍省に十二年參謀本部に十三年陸軍省に出  
仕せり教育には長崎師範學校、東京大學、東京大學豫備門、第一高等中學、斯文學會、哲學館、



（具） 命せらるゝに至れり當時外務卿副島種臣は監輔の強硬説を左祖せしも大勢已に定りて復

教育と著書とを以て其生命となせるが如し陸軍省に在職中清國に赴くもの前後二回に及ぶ。

獨逸協會學校、等に教鞭を執り即ち監輔の後半期は教育と著書とを以て其生命となせるが如し陸軍省に在職中清國に赴くもの前後二回に及ぶ。其樺太に關する著述には窮北日誌、樺太探險日記、北門急務、北蝦夷新志等あり、萬國史記、萬國通典の如き汎く支那に行はる此他岡本子、祖志、儒學精彩、神道發揮、要言類纂、清國紀行、古今文髓、義勇芳軌、勵業新書、耶蘇新編、等あり此他未定稿の著書多し。

明治十五年八月太政官より左の達あり曰く、

夙に北地開拓の志を起し元治慶應の際屢該地を跋渉し遂に開拓使に奉職し盡力不尠爲其賞金二百五十圓下賜候事

尋で二十四年三月特旨を以て從五位に叙す皆舊功を嘉せられしなり此年千島議會を起し千島に赴て開拓に従事せんと同志を糾合す五月東京を發し北海道に赴く翌二十五年上京五月再び程に上る計畫齟齬、事志と違ひたるも毫も屈せず二十六年六月遂に千島擇捉に航せり此時詩あり曰く抵死羞看柯太島、餘生又到餌禽州、回頭西北雲漫處、定有鬚奴怨鐵舟と慷慨措く能はざるの狀想見するに足る編者曾て全年八月擇捉島紗那港に邂逅し時事を談じたりしに慷慨悲憤自ら禁する能はず唾壺藥碎、其舌鋒殆んど敵すべからざるの概ありき不幸にして此計畫は中途失敗に終り世人は一般に冷評を以て之を迎へたりき唯岡本壽山をして「韋庵年六十産を破り家を毀つも尙能く力を北邊に盡す一偉人なりと云ふべし彼儒名にして賈行の徒は將さに愧死すべき而

栗本宛庵の事蹟

安政五年 移住す 文久二年 唐太を巡 回しクマ ンに越年 文久三年 千島エト ロフ、ク ナシリナ 巡視す 慶應三年 外國奉行 となり箱 前奉行を 兼佛國に

已矣」と言はしめたるに過ぎず其著千島聞見録あり後上總上殖生學館に徳島中學校に臺灣總督府國語學校に中正義塾に神田中學校に育英の任に當る三十三年十一月清國に遊び大日本中興先覺志、鐵鞭、西學探源、孝經類義を著す、三十四年歸朝全年十二月再び北京に赴く知新學源を著す三十五年九月歸朝三十七年十一月九日遂に逝く年六十六二男三女あり二男健家を嗣ぐ。

栗本宛庵の事蹟は記すべきもの多しと雖も今其自傳に據り其梗概を列記せん栗本瑞見宛庵又鋤雲と號す文政五年三月生る舊幕府の累世與醫師なり其生家に在る喜多村哲三と稱す天保十四年を以て昌平校の甲科試験に及第し幕府に朝し白銀十五錠の賞を受く後嘉永元年出でて栗本家を嗣ぐ六年瑞見となる安政五年幕命を蒙り家を舉げて蝦夷に任す移住諸士を統率し旁ら山林を開拓し植物を播種し其他養蠶紡織等施設の事業多し佛人メルデルカシヨンに日本語を教へ交親を結ぶ文久二年醫を止めて吏と爲り湘兵衛と稱す箱館府組頭を以て唐太島を巡撫し遂に「クシユンコタン」に越年す大に貢獻する所あり蓋し幕吏にして同島に越年せしもの之を初とす（詳細は北征録に在り）翌年更に千島エトロフ、クナシリ二島を巡視す江戸に還り昌平校の頭取となる元治元年監察に轉じ佛語學校の創立、佛式陸軍の傳習、横須賀造船所の設立等を擔當す慶應元年軍艦奉行となり從五位下安藝守に叙せらる三年外國奉行となり箱館奉行を兼ね急に佛國に特派せらる六月出發八月佛國に到り日佛間の親和を計り功を擧ぐ明治元年徳川氏封を移すに方り秩祿を還し農に歸す小石川大塚に隱る別號を以て通稱と爲す六年報知新聞社員となり十一年

特派せらる

松川辨之助の事蹟

安政三年命を奉じ箱館に到る

安政四年北蝦夷の事蹟を兼ね月俸三人口を賜ふに於て其管掌する所を四百里

前編 樺太

五四

東京學士會員となる十二年本所區會議長に選舉せられ十三年交詢社常議員に選まる三十年逝去す享年七十六小石川大塚善心寺に葬る。

樺太探險家の事蹟の明了に傳ふべきものは前項既に其梗概を述べたり今實業上に于し樺太經營家として松川、栖原二家の事蹟を左に記せん。

松川重明は辨之助と稱す越後三條の人なり人と爲り義俠武技を好む父重基三之助と稱す學文武を兼ね常に皇國北門の堅固ならざるを憂ひ夙に蝦夷地開拓に志あり辨之助父の志を繼ぎ幕府蝦夷地を措置するに當て安政三年命を奉じて箱館に至り尻澤邊の地を開闢し(今ノ公園ナリ)松杉を植え又費を捐て其近傍の地を墾す辨之助家富み僮僕七百餘人辨天仰砲臺五稜郭の築造に與て功あり又費を捐て一本木より道を開き五稜郭に至る官新道左右幅三十間の地を賜ふ其他渠を鑿ち道を築き新田を開く亦多し四年北蝦夷直隸地の幹事頭目を兼ね月俸三人口を賜ふ一族佐藤廣右衛門同忠藏鳥居權之助等皆幹事たり其管掌する所の地東は知床岬の背に始り東富内、於著菴加、靜香、多賴加、知真岡に至る百餘里西は婉寄、楠苗より北方來知志加、於著菴加、奈津古、能底土に至る百餘里東西殆と三百里皆商估伊達栖原の未た手を下さる所なり辨之助獨力擔當し土人撫育の品米鹽衣物廬舍漁船網罟其他に至る其費用費られす辨之助産を傾け之を抛ち大船數艘を造り本店を箱館に開き年々人を郷里に募りて各區漁場に派す人水土に服せすして多く死亡し船風波に遭て或は覆没し千辛萬苦實に量る可らず就中其功績の最著る者は楠 溪の

水道を開く三里

始めて知床岬を繞り東富内に航す

河津祐邦鼓舞して邦を拓し任

兜庵辨之助を見する

栖原家の事蹟

第七章 樺太の探險家

五五

東に知床岬あり海に斗出す古來船舶過て北する者なし故に東部に出んと欲する者は舟を小實に捨て陸路富内茶の小實に至り再び舟に駕して東岸に出つ故を以て勞力費用實に多し辨之助道を開き木を敷く三里平坦車を以て運搬し稍や其勞を省く然るに猶收支相償はず因て謂ふ既に身を以て國に費す險海何ぞ恐るゝとあらんと親ら船を宗谷に發し直に知床岬を繞り遂に東富内に達するを得たり是に於て人皆此岬の北に廻るべきを知り以來船舶往來の便を開く是の後事業遂けず中道産を破り郷里に歸る栗本兜庵云箱館奉行堀利熙常に劉后村の詩を誦して曰失燕直受北風寒と其意蓋謂く本蝦夷を保んとするは唐太を以て保障と爲さる可らずと其唐太を惜むの情以て見るへし支配組頭河津祐邦其意を承け能く爲すある者を求む祐邦嘗て兵を市川一角に學ぶ辨之助と同門にして相友とし善し其任俠の氣あるを以て鼓舞して開拓の事に任せしむ辨之助慨然以爲く今の時に當り力を北島に盡すは皇國第一の忠勤なりと故に鞠躬盡瘁力を唐太に盡し舉族産を破るに至れり世人察せず妄に之を罵て曰彼農を棄て漁を事とし利を貪て厭かず一敗地に塗るに至ると此徒に皮相の見のみならず時勢を知らざるの空論にして取るに足る者なしと兜庵の辯之助を見る其人既に六十緒顔白髮鬚鬚銀針の如く音吐洪鐘の如く強健にして能く山路を登降する平地を行くか如しと不幸にして事業成らずと雖とも其志稱するに足る者あり(北海道志人物志)栖原家の祖先是源義家に出づ義家十五代の遠孫小柴掃部介信弘なるもの世々攝津國川部郡北村郷を領するを以て北村を氏とす天文五年台徒京都を焚くの變あり信弘の子信茂年尙幼、亂を避

栖原村に  
住し角兵  
衛と稱す

明和三年  
始て蝦夷  
に航し山  
小松前町  
に設け原  
を屋敷と  
なす  
安永二年  
北蝦夷地  
の視察に  
北蝦夷地  
の文化を  
預けらる

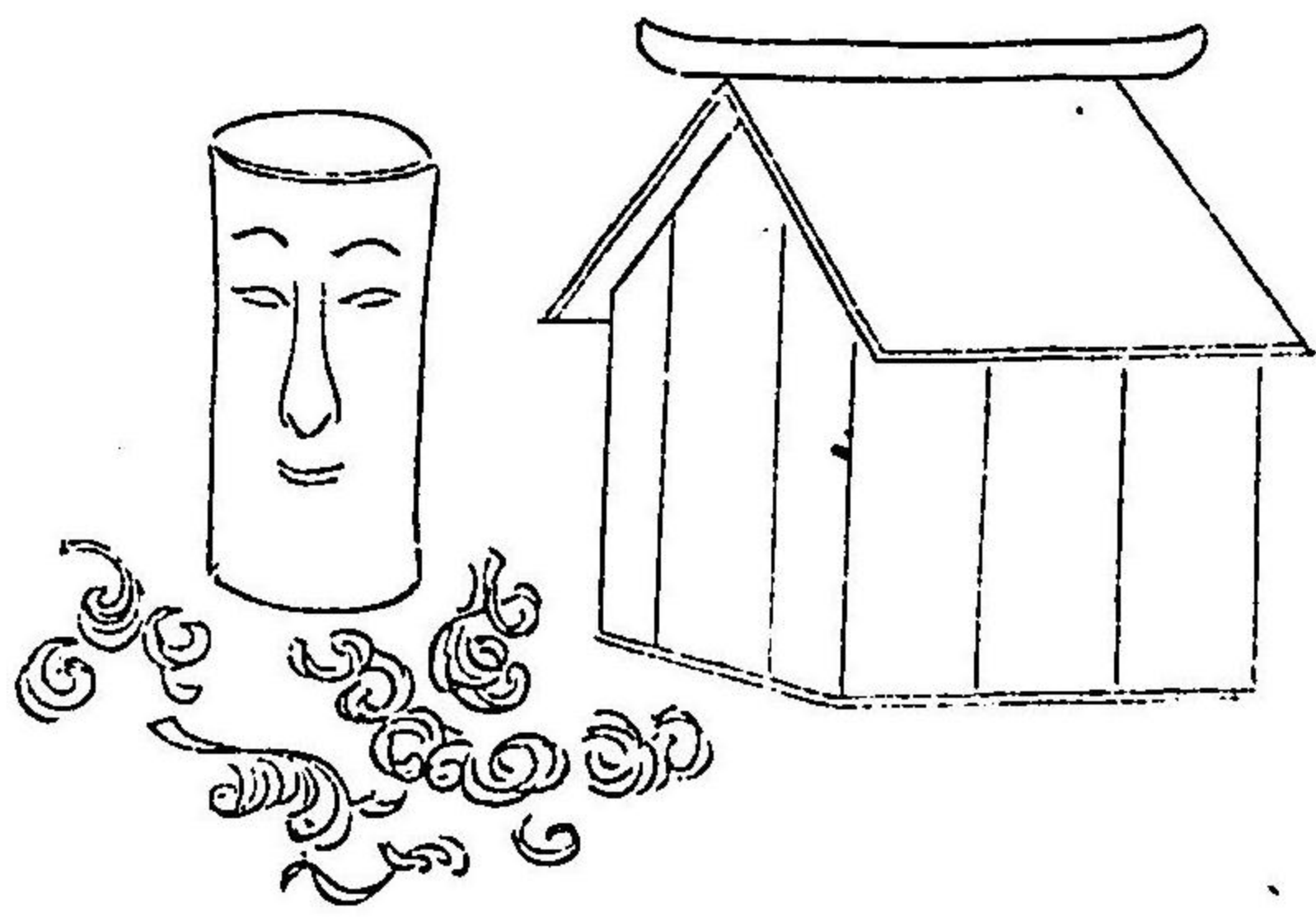
北蝦夷地  
の蝦夷に  
開き  
八ヶ所

天保十二  
年東蝦夷  
の千島  
提督の命  
を命ぜら  
る

けて紀高野山に隠す亂平ぐるに及び出でて同國有田郡吉川村に住し歸農す信茂の孫茂俊に  
至り轉じて同郡栖原村に住し角兵衛と稱す實に元和八年なり。  
茂俊元和末年航して上總國に到り初て房總の沿海より奥羽茨濱に至り漁業を試む上總天羽郡萩  
生村の好漁場と爲すに足るべきを看破し舉家移住して漁場を創開し以て同地方に於ける漁業盛  
運の端を啓けり茂俊の子俊興元祿の初江戸磯砲洲本湊町に支店を設け薪炭及木材の問屋を開く  
元祿十三年深川汎洩の地を埋め木材の置場を設く木場の支店是なり俊興の子茂延、茂延の子茂  
村、茂村の子茂勝、蝦夷の地四方皆海にして天然の好漁業なるを卜知し明和三年蝦夷に到り支  
店を福山小松前町に設け漁業の旁ら彼此の物産を交換販賣し其郷里の村名栖原を屋敷とす自ら  
江戸、松前の間を往來し業務を擴張す是れ實に蝦夷に於ける漁場開發の率先者なり茂勝の子茂  
則安永二年北蝦夷地（樺太州）の漁場を視察し天明六年天鹽一圓の漁業受負を命せらる寛政年  
間幕府より蝦夷地の送運分を命せらる蓋し蝦夷地の物産を運搬し内地物品を輸送するに在り是  
を蝦夷地送運の始となす茂則の子信義に到り石狩沿岸の漁業受負を命せらる文化六年北蝦夷地  
の漁場を伊達林右衛門と信義の二人に預けらる是れ栖原に於て北蝦夷へ漁場を開發したる始な  
りとす是れより先き寛政以降魯人樺太、樺提の地方に出没し大に抄掠を恣にせしかば人心恟恟  
其業に安せず特に北蝦夷地の如き防禁の備なく一時漁場創開の爲めに渡航したる者も悉く之を  
放棄して内地に歸り該地の漁業殆んど廢滅に歸す是に於て松前氏大に之を憂ひ特に此二人に命

せしなり信義慨然として命を奉じ一身を犠牲に供して拮据經營し爾來鉅萬の私財を投じて漁場  
を擴張し沿岸線百五十里に亘り漸次漁場を創開すること約五十八箇に及び其名稱を列記せば

- 東海岸クシムンコタン領に在ては  
ラヌシ、クシムンコタン、ナエチヤ、  
ホロアントマリ、リヤトマリ、チフ  
イトマリ、ウルウ、ユウトクシナイ、  
ホロナイボ、チタサン、リラ、チタ  
エルンルモカ、ヘフレナイ、エノコ  
マナイ、ルウタカ、チヘシヤニ、ト  
マリナンナイ、ナエトモ、ウシムン  
ナイ、ホラフニ、ウシラ、ノチコエ、  
ハツコトマリ、トチアチ、ナイチン  
ナイ、ヤンベツ、猶東浦に在ては  
メナフチ、アエロフ、東トンナイ、  
チチヨホカ、サカエハマ、ナエツツ、  
の三十二ヶ所。  
西海岸に在てはトコンホ、トンナイ  
キシ、サハトマリ、ハエカラサム



(圖の祠神家守)

シ、ナイ、トチアチ、チシナイボ、  
アツケアシ、トマリボ、アラコイ、  
トマリホキス、ラクマカ、ホンコ  
タン、トコタン、ホロトマリ、チ  
ロチ、チンチキス、トアマコイ、  
ヒロチ、ウエントマリ、西トンナ  
イ、シマストマリ、ハツコフシ、  
クシムンナイ、シララチロ、コモシ  
ララチロの二十六ヶ所なりとす。  
天保十二年高田屋嘉兵衛創  
開後の東蝦夷地(千島樺提)  
の漁場受負を命せらる是れ  
栖原に於て東蝦夷へ漁場を  
開發せる始なり嘉永七年北

慶應三年北蝦夷地受負の名稱を廢し更に出稼を命せらるる同年十月北蝦夷「ルツクシナイ」「コモシララフロ」「エイロフ」より「アイ」迄の漁業出稼を命せらるる明治五年八月開拓使より樺太州御用達を命せらるる八年五月開拓使より突然漁業從事中の樺太州は急に引拂ふべし引上後と雖も十年間出稼は苦からずとの旨を達せらるる後内諭せられて曰く今後出稼するも保護の途立たざれば右事業は断念すべし而して米穀鹽味噌其他の漁具等は官費を以て積歸らしめん其家屋倉庫等の如きは相當代價を以て之を買上ぐべし是に於て所有の正徳丸、通葉丸、並に使應の汽船玄武丸、函館丸を回航せしめて引揚に着手す當時漁季中にして既に海中に投せし網を陸揚し濡れたる儘之れを船積せしを以て悉く腐敗し爲めに其年度の收穫を得ざるのみならず仕込品は殆んど不用となり其損害擧げて算ふべからず且つ五十八ヶ所に建設する所の家屋、倉庫其他漁舟等は官吏立會の上之を評價せしに其額實に金四十八萬圓に達せり而して之が賠償額の如き千島樺太交換條約其物が寧ろ一の滑稽に値せざりし結果當局有司の一瞥だも買ふに由なく遂に魯國政府は我政府の請求に應せざるところの口實の下に僅に金壹萬八千圓を交附せりと云ふ(栖原家談)是れ殆んど賠償と名づけ得べからざる僅少の額にして或は單に不動産に對する一の羅英的見舞金と云ふを以て穩當なりと信ず而して安永年度以降經營拮据六十七年間の歲月と幾百萬の資財とを費し漸く五十八ヶ所の漁場を創開したる其功勞は

樺太州に

建設せし

家屋倉庫

漁舟等

の額は

四十八萬

圓に達

せり而

して之

が賠償

額の如

き千島

樺太交

換條約

其物が

寧ろ一

の滑稽

に値せ

ざりし

結果當

當局有

司の一

瞥だも

買ふに

由なく

遂に魯

國政府

は我政

府の請

求に應

せざら

る處に

僅に金

壹萬八

千圓を

交附せ

りと云

ふ(栖

原家談)

是れ殆

んど賠

償と名

づけ得

べから

ざる僅

少の額

にして

或は單

に不動

産に對

する一

の羅英

的見舞

金と云

ふを以

て穩當

なりと

信ず而

して安

永年度

以降經

營拮据

六十七

士人今日  
伊達も猶  
を謳歌す  
島十三千  
十三年千  
島ウツツ  
ブを開場  
を四年北  
村を改姓  
し氏と栖  
原を氏と  
開拓長官  
の賞賜

毫も認知せられざるなり然れども寧幹敢て意とせず曰く國家既に無前の大屈辱を受く豈に我が私事の爲めに累を邦家に及ぼすに忍びんやと乃ち唯唯として此命令を遵奉し毫も違背せざりき而して彼士人は綏撫懐柔の久しき我邦を仰慕するもの多く漁場引拂に際して隨ひ來るもの八百餘人に及べり爾來三十餘年を経るの今日と雖も猶栖原家を謳歌して忘れざるものありと云ふ。(日本新聞樺太雜感)

十三年千島ウツツへ人を派し試に漁場十四ヶ所を創開す今日ウツツに漁場あるもの之れを嚆矢とす十四年北村を改めて栖原となす蓋し茂俊以來北村を以て氏となせしも營業上栖原を以て通稱となせしを以て世人の多くは栖原あるを知りて北村なるものを知らず故に官の准許を得屋號栖原を氏となせしなり同年四月開拓使長官黒田清隆數世力を北海に盡し殊に風帆船を造りて海運を創開したるを以て其功を賞し紅白縮緬二疋を賜ふ其文に曰く。

北海道に於て多年漁業に従事、各所に漁場を新開し國益を謀り且當使達の旨を奉じ西洋形風帆船數艘を新造し、東北至難の航路爲めに産物運搬の便を得せしめ、且得樺島の如き蒼然私財を擲ち既に十餘ヶ所の漁場を占定するに至る等能く官旨を遵奉し産業興隆の道に率先し盡力候段奇特に付爲其賞目録之通下賜候事

此年九年車親北巡し 天皇親しく北海道を見る黒田清隆以聞す 天皇嘉獎し左大臣有栖川熾仁親王をして感狀を賜はらしむ其文に曰く



其方儀積年漁業に従事許多の漁翁を新設するのみならず厚く旨を奉體し洋製風帆船數艘を新造し北海至羅の航路に於て産物運漕の便を得せしむる條奇特の至り尙此上可致勉勵候事

明治十四年九月六日

左大臣 熾仁親王

(栖原小右衛門は栖原家に於ける北海道支店總理代人なり)同十六年東京に水産博覽會の開設あるや北海漁業擴張の功を以て一等を賞せられ金五拾圓を受く且其賞文に曰く

多年北隊に樹立し廣く漁翁を開き進て得撫に及ぶ音に祖業を振興するのみならず亦能く力を公益に盡す其功績絶偉なり特に嘉賞すべし

明治十六年五月廿一日

農商務卿正四位勳一等西鄉從道

賞状其他  
の購品  
凡九十餘  
回  
樺太千島  
交換等約  
の結果栖  
原の受け  
たる損害

右の外明治六年六月以降功勞或は諸種の公共事業に献金せし等により開拓使廳北海道廳は云ふに及ばず該當官廳より銀盃木盃賞状其他物品等を下賜せられしこと九拾餘回に達せりと云ふ。是に由りて之を觀れば栖原家歴世實業上國家に貢献する所真に莫大なるものあり就中樺太千島交換條約の結果として誰れか亦一人たる栖原が六十七年間經營辛苦したる沿岸百五十里に亘れる五十八ヶ所の漁場を抛擲するの已むを得ざるに到れるのみならず是が爲めに受けたる損害數十萬金の多きに達することは世之を知るもの尠なし故に特に此に記して永く其偉功を認識せしむと云ふ。

## 第八章 魯國東方經營に於ける樺太

### 第一節 魯國の樺太侵畧の發端

魯國東方  
侵畧の發  
端

魯國の東方侵畧は千五百八十年(我正親町天皇正八年)カザツクの隊長エルマクが、シベリア遠征の途に上りたる時を以て其の端緒を開きぬ、爾來カザツクは隊を分て幾多の方面に向ひ非常の艱苦を凌ぎ、レナ河を溯れる一隊は、後六十年にしてヤクツキ府を建て終にオコツクの西海濱に達し、之と同時に、南部シベリアより侵入せし一隊は、崎嶇たる小路を跋涉し、千六百四十八年(後光明帝慶安元年)バイカル湖畔に到れり。魯人が初てアムール河を知りしは、實に千六百三十九年(明正天皇寛永十六年)にして、是より此沃地を得んとの野心は、絶へず彼等を鼓して東方に急侵するの慾望を激せしめたり、幾もなくして大膽暴虐なるポヤルコフなる者、アムール河を下り、其の後六年カバロフ、アレキセイ帝に請ひ、エニセースクを發して。アムール探險の途に上り、アルバシンを略し、屢、土人及支那兵と戦ひて略該地方を平定せり。此時に當り、愛親覺羅氏滿洲に起りて明朝を滅ぼし、新興の勢威勃々として盛んに、千六百八十五年來屢、大舉してアルバシンを襲ふ。是に於て露の全權、ゴローキン伯、清使索額圖と厄布潮に會し所謂テルチンスク條約を締結し其結果魯は一時殆んどアムールの略地を失はざるを得

所謂テ  
ルチン  
スク條  
約

船將ベ  
リッング海  
す吹な横断

ペイトル  
大帝の豫  
言

慶安三年  
魯人始め  
て樺太に  
來る  
天明六年  
幕府始め  
て樺太を  
視察す

ざるに至りしと雖、其の侵略政策は瞬時も已まず、千六百四十三年（明正帝寛永二十年）カム  
サッカに到り、千島を發見し之を魯稱クリールと改む、後九十余年、船將ベリッング、海峡を横  
断し、（此海峡はベリッング氏の發見前日本人の製せし地圖に之を記する者ありて、今尙ほロン  
ドンの文庫に貯藏しありと云ふ）。續てアラスカを占領せり。爾來次第に南下し、土人をして歳  
に獸皮を献せしめ、又吏を派して之を撫せしめ、傍近二十一の島嶼を略し、前世紀の末年、屢  
ウルツプ、エトロフに航し、又樺太を窺ふに至れり。

魯のペイトル大帝嘗て曰く、「我魯人は、早晚アムール河口大洋に面するの地に、我都府を建設  
せざるべからず」と。爾來歴代の帝王一意専心南進して不凍の良港を得るを以て絶東に對する唯  
一の政略となし、其間幾多の礎に遇ふと雖、尙ほ能く萬難を排して閩南の鵬翼を張り大成を  
百年後に期して屈せざりき。是に於てカザツクのシベリア遠征隊發してより僅々百五十年にし  
て、鷲章旗を豎つる黒船極東海上到る處帆影を翻し長身隆鼻の髯奴は北太平洋の島嶼に其靴痕  
を印せざる處なきに至れり。

魯人の始めて樺太に來りたるは千六百五十年（慶安三年）なりと云ふ爾來其北部は全く魯人の  
占領に歸せり我邦にては夙に樺太を我領土なりと稱すれども其占領の實なし元祿、明和年間視  
察せしも南方海岸のみ天明六年（千七百八十六年）幕府始めて普請役山口鐵五郎外五人をして  
樺太島を巡行せしめ野佐に達す寛政四年（千七百九十二年）ラツクスマンの來朝迄は殆んど放

棄の姿なりきラツクスマンの來る蓋し漂民を途るを名として一は日本の國情を視察し一は交易  
の成否を調査するに在り換言せば太平洋上に於ける海上權と商業權を龍斷せんことを試みんと  
欲するに在りしならん。

### 第二節 ラツクスマンの來朝

所謂ゆる  
北警問題  
なる者  
林子平の  
海國兵談  
を著す  
寛政三年  
異國船取  
扱に對令

元文年間より魯船屢北海に出沒しウルツプ以北の十八島は全く其侵略する所となり「エトロフ」  
樺太亦魯人の存住するありて北警の問題は頻々として幕府に達せり是より先將軍吉宗が進取の  
氣象は享保五年（千七百二十年）蠻書の禁を解き耶蘇教に關係なき洋書の翻譯閱讀を許せしか  
ば始めて我邦と海を隔て、魯西亞なる大國あるを知り北警問題の容易ならざるを知れり、即天  
明六年（千七百八十六年）林子平海國兵談を著して海國の兵制を論じ海防の急務を絶叫せり  
當時幕府の老中松平定信は天明五年六年の間に幕吏に命ずるに蝦夷地を巡行し北門の急を察知  
すると共に輕忽に事を構ふべからざるを以てし寛政三年九月朔日（千七百九十一年）異國船取  
扱に關し左の如く訓令せり。

總て異國船着致し候は、何れにも手當し先船具は取上置き長崎表へ送り遣候儀夫々相伺はるべき事に候以來異國船を見  
掛候は、早々手當の人数差配り先づ見掛りは事がましくなき様に致し筆談役或は見分の共を出し様子相試み可申候。若  
し拒み候趣に候は、船をも人も打碎き食着なき筈に候間御船へ乗移り迅速に相働き打捨にも致し召捕へ候儀も尤も相成  
べく候。勿論大筒火矢など相用ひ候も勝手次第の事に候。筆談等も相調ひ又は見分等も拒まざる趣に候は、成たけ程に取

幕府の對外  
船に對する所置

ラックスマンの漂流を幸太夫等が修好交を乞ふ

寛政四年九月ラックスマンの蝦夷地根室に來る

第一回の會見

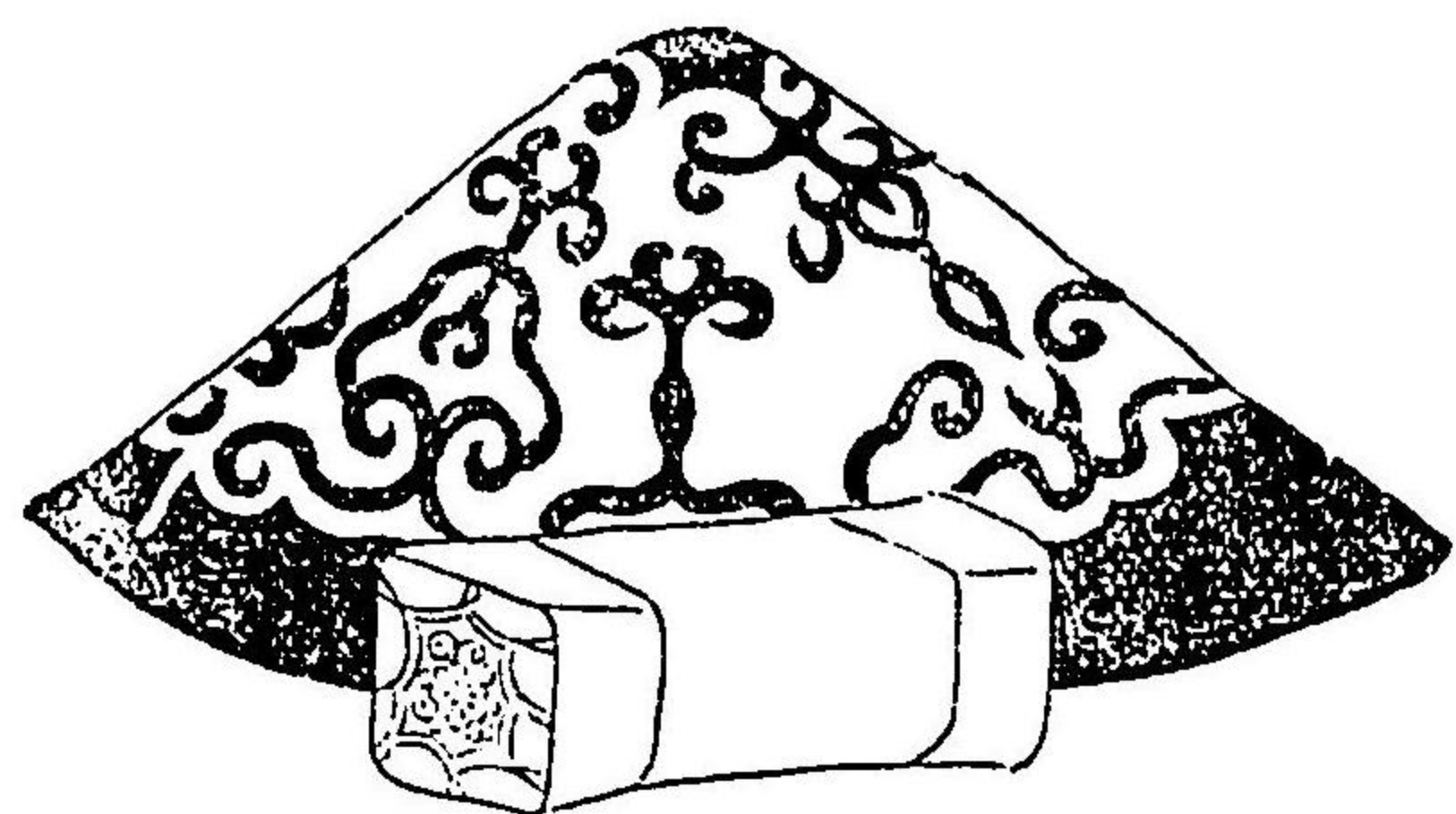
計ひ右船をば計策を以てなりとも繋ぎ置き船具をも取上置き人をば上陸いたさせ番人を付置き立歸り申さざる様に致し置て早々相何はるべく候。若し異議に及び候はば捕へ置き申さる可く候。

是、明に外國船に對する幕府の所置を明言せるものにして、ラックスマン、レサノフ、ゴロウニンの事件、皆之によりて處断せらる。而して此訓令に「計策を以てなりとも」の一句は、只に計策を以て外國船を抑留するに止まらず、應接、談判等あらゆる外交上の場合に適用せられたり。今日、清、韓の兩國に於て採る如き詐偽的外交は、當時の日本に於ても唯一の外交方針たりし也。

十八世紀の後半、カタリナ二世は命をシベリアの總督フィルクに下し、リユーテナントアダム、ス、ラックスマンをして、日本の漂流者幸太夫外一名を送りて、修好交を乞はしむ、時に寛政四年（千七百九十二年）なり。

是れより先、天明二年（千七百八十二年）伊勢の船頭幸太夫、小市、磯吉等十七人、二見屋彦兵衛の手船神昌丸に乘じ、紀州城米を積込みて江戸廻しの際、駿河沖に於て楫を損じ漂流して同三年（千七百八十三年）カムチャツカに着し、同八年カムチャツカを出帆しオコックを經、寛政元年（千七百八十九年）イルクツクに着せり。是に於て一行十七人は五人に減じたり。寛政三年（千七百九十年）幸太夫等をペテルスブルグに召して歸朝を命じ通商の意をほめかして其意を日本皇帝に傳ふべきを以てす。即ち使節に従うて歸朝せしめたり。

ラックスマンは寛政四年（千七百九十二年）運送船カタリナ號に乘じ、一行四十五人オコックを出帆し、同年九月四日蝦夷地根室に入津し、曰く、「國王臣等に命ずるに三人の漂流を送りて江戸に至るべきを以てす」と。



（笠と枕製夾）

\* 遂げ、廿四日廿七日と都合三回の會見により、露使の希望を容れず、交通の請願を拒絶せり。

即ち第一回の會見に於て、齎す所の國書は進献の物品と共に返還し、且、諭して曰く、「從來交通せざる外國の船舶我國に來れば之を捕獲し、或は追撃する事祖宗の國典なり。假令ひ我漂流人を送り來るも、長崎以外に上陸を許さず、又、從來通信する外人、漂流せば、之を紅毛船に

濱屋敷に於て第一回の會見を托し本國に護送せしむるも、我國に害ある者と認めれば、留めて歸さず。然るに今日我邦人を護送するの勞を思ひ、我國法を辨へざるを以て、無事に送り返す也。爾後、威を此地にとる勿

れ。言語文字相通せず。従つて敬禮疎漫の誤解を生せん。寧ろ通信せざるのまされるに如かず。又、國命によりて強めて江戸に至らんとするは、是れ反つて國命に逆ふに外ならず。今論す所は漂流護送の勞を思へばなり。漂流民の交附も此地に於てするも妨なし。江戸に至らざれば交附せずとならば、強めて受くるを要せず。是れ邦人を憐まざるに非ざるも、大典を紊るを憚るため也。重ねて漂流人を送らば、長崎に至り有司の指揮を受くべし」と、即ち左の書面及び信牌を交付せり。

書面

書面及び信牌をラックスマンに與ふ

此たび送來とこの書翰一つは横文字にして我國人の知らざる所也、一つは我國の假名文に似たりと雖其語通じ難き所多く文字もまたわかり難きによつて一つの失念を生ぜんもまた憚るべきを以てくわしき答に及び難しよつて皆返し與ふ此旨よく可心得者也

信牌

オロシヤ國の船一艘長崎へ入るためのしるしの事

留等に諭す旨を承諾して長崎に至らんとす抑切支丹の教は

我國の大禁也其像及器物書札等を持來る事なれば必ず害せられんことあらん此旨よく悟遊して彼地に至らば猶研窮して上陸をもゆるすべき也それかために此一張をあたる事しかり

寛政五年六月廿一日 政府の指揮を奉じて

石川 將 監 書 判  
村上 大學 書 判

第二面の會見

次で第二の會見には、漂流人を交付せしめ、猶、當浦にては決して交通を許さざる事を反覆し、

アダムラックスマン、レンレイカラムサウに給ふ

第三面の會見

遠海の所、遙に漂流人を送り届けたるに感謝を表するため、目録の通り土産物を贈與する事を述べたり。ラックスマンは二十五日を以て、假名書の承諾書を呈出せり。次で第三の會見にて、

目録の通り米百俵、麥百俵、長刀、鶏卵、鹿肉等を與へ最後の會見を終れり。茲に於てラックスマンは、六月晦日松前を發し、七月四日箱館に着し七月十七日歸國の途に上れり。

其後レンサノフの來朝するや、長崎の信牌を持參し、且は松前に於ける告諭を楯として通商を乞へり。而して當時其告諭の歐州に傳はれるものによれば、全然拒絶せし風に見えず。即ちゴロ

ウニンの遭厄日本紀事第一卷に、ラックスマンに與へし論文あり、其第三ヶ條目に、

ゴロウニンの遭厄日本紀事

交易の事は我國の控にて長崎の外に於て是を議する事能はず。故に甲必丹ラックスマンに信牌を與ふ。是を所持し行く時は長崎の港に入船すべし。また其所に重き役人あれば其願に就ても勘辨する事あるべし。

とあり、是、明に長崎に行けば交易も許すことありの意を含めりといふべし。而して日本當時の記録亞魯西亞人來朝記に、

魯西亞人來朝記

交易の儀は随分聞き届くるにより長崎表へ相廻り候様仰付ナラシメ又は朝鮮交易の次第并御取扱御條目の趣旨に仰合云々と見え、北海道志には其出處を詳にせざるも、松平定信が石川、村上に令し、魯人松前にて交易を願ふは、魯と相去る事近ければ也。長崎の如きは魯人の欲せざる所也。我宜しく此後長崎に至るべきを以て答をなすべし。然らば彼言屈し、自然に退却して來らざる事疑なしとあり。北邊騷擾を極むるを恐れ、斷然たる拒絶をなす事能はず。此の如き詐偽的方便を用ひて追拂は

んとせし事明也、即ち前の書面、信牌の外、其告諭の中に遭厄紀事、魯西亞人來朝記に見ゆる如き趣を論せるならんと思はる。又假令へかくの如き告諭文なくとも、書面に見ゆるが如く、「猶研窮して上陸をもゆるすべき也」との曖昧なる語句、又再び來る勿れと戒めながら長崎回航の信牌を授與するが如きは明に當時の日本外交の精神の存する所を示せりといふべし。

ラックスマン渡來一件は終を告げしが、カタリナ二世が彼を派遣したる目的は、既に前述の如く、太平洋政策の一端として實行せしめたるものにして、北米、東亞に於ける露國商業の擴張に伴ひ、日本との交通を求むるにあり。即ち幸太夫のペテルスブルグの宮廷に謁するやカタリナは、「其方ともを日本に送り届候間此末此方の船難船等も有之其地へ参り候節御心添被成御送被下度猶又相互に商賣致度思召も御座候は、隨分船は差遣可申候然れども別て此方より商賣の儀願候には無御座候間何れとも勝手に可被成候……日本國王へ可被申上候」と。又、同大臣の託せし言に「世界の國大抵我國に交通貿易せざるなし然るに日本のみ通信無之候此度汝等を送り貿易の儀を取繕ひ度候乍去強てと申筋にては無之旨」とありたり是れ貿易を熱望せること明了なりとす。

### 第三節 魯國の使節レザノフの來朝

レザノフ  
名を護送  
漂流民四  
名を護送  
來し長崎に

レザノフ  
憤死す  
の部下  
太の東海  
岸を襲ふ  
休明光記  
の紀事

千八百二年(享和二年)魯帝ベートル三世クルステンルンに命ずるに二艘の船を率ひ亞米利加の西北海岸探險の事を以てするに際しレザノフを使節とし漂流民四名を護送して長崎に赴き且つ互市を求めし翌年八月此一行はクロンスタットを出發し英吉利海峡より大西洋に出で南向カナリーチ島を経てブラジルに到り翌年三月南米の南端ホルン海角を圍航しサンドウキツチ島に於て一艘と別れ九月六日長崎に到るレザノフは長崎奉行に來意を告げ國書及方物を贈る奉行大に驚き急を幕府に報せしに幕府は斷然之を拒絶するの政策を執り翌年三月御目付遠山金四郎を遣し厚く漂流民護送の勞を謝し爾來は來朝不相成趣を申渡し其國書を却け方物を返したり然れども其待遇に到りては頃る懇切丁寧を極め且つ諸種の物品、食料を贈り國際上遺憾なき禮遇を盡したりレザノフ會病に罹り我邦醫の治療を受けつゝありしが今國書を却けらるに及び使命を辱めたりと思惟し憂悶已む能はず遂に憤死するに至れり此に於て其部下チユーオストフ及ダズイドフ等大に激昂して此仇を報せんとし千八百六年(文化三年九月)權太の東海岸オフイトマリヤに到りて小兒を拉し去り猶クシニコタンに到り成卒富五郎、西藏、源七、福松の四人を捕ふ休明光記(羽太正義著)之を記して曰く。

運上屋及板蔵等に亂入し米六百餘俵、酒數樽、烟草、木綿、糖、糍等外仕入物の諸品残なく奪ひ取り運上屋、板蔵等合せて十一ヶ所外に辨天社一ヶ所(神體は奪取れり)網圍、合舟等悉く燒拂ひて元船に戻りぬ船長凡十五六間船四間ほど深さ一丈餘兩側に大地二十四五挺仕懸あり玉は鐵の鑊に見え玉藥は木綿又は革袋に入れたり食料は麥、豆、小豆、蕎麥等の粉を餅の如く製し牛の油をかけて喰ひ番人供にも之を與へ乗組人數は六十人餘内に女二人有て一人は手持なり既に唐太島

に此の如き異變有と雖も番人四人共不殘捕はれとなり刻へ船をも燒捨てられたれば松前家に注進すべき方便もなく其儘となり居たるに翌三年に至り松前家より唐太島支配人徳士格柴田角兵衛と云ふ者宗谷より出帆し唐太島に到り初て此事なき、大に驚き即刻に飛脚を立て注進せり此飛脚四月六日に松前へ着したれば松前又之を江戸へ急報し爾部、津輕兩藩の兵をなして北邊を守らしむ。

是歲二月幕府は老中堀田、大盛察中川、遠山金四郎等を北邊に遣して巡視せしむ猶休明光記は記して曰く三月松前氏の領地東蝦夷地を收めて幕府の直轄となす四月蝦夷奉行戸川安倫、羽太政養に命じ蝦夷全島を管轄せしむ五月二十一日異國船二隻カラフト島に到り「ルウタカ」の番屋を燒拂へり松前の家士「シラヌシ」と云ふ所に居たれども異國人大勢にて防ぎがたしとて人數不殘宗谷へ引取りたる由宗谷詰官吏より告げ來り六月十日江府に注進すと。

初めレザノフの來朝するや樺太侵略の計畫全くなかりき、後船將クルーセンステルンの北地探險に及び始めて樺太占領の容易なるを察知せしに似たり其奉使日本紀行中の一節に曰く。

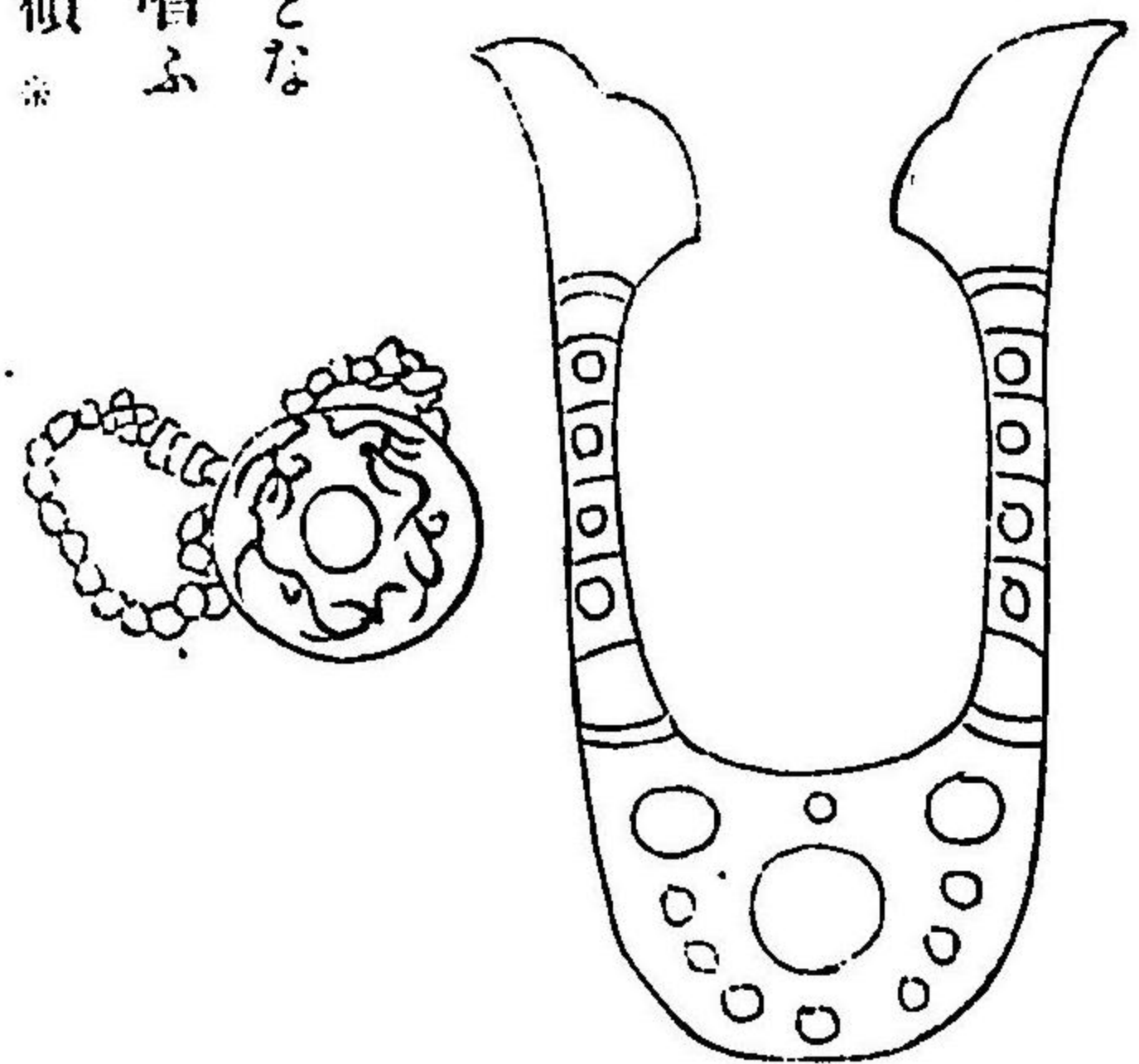
「アニアを取て此に據らん事は、少しも難き事あるべからず。此處の日本人は兵器の用意もなく、防守の慮はなしと見へたればなり。又此處を人に奪はれたりとも、日本の政家之を取返す手配は容易にし難かるべし。如何となれば彼、此を取返すに必勝の計を施し難き事あり。若却て戦ひ負る時は、其の國の威光を落し、其の國民に危懼の心を生じ、管内の騒動を起すべければ、政家に於ては、假令全く蝦夷を失ふよりも大なる危難を此一舉に生ずる憂あるべし。若又必之を取返さんとして大軍を起さん、軍艦の備なく、煩炮なく、海軍の備なき事なれば、假令防備の法なきアイヌなりとも、之を拒むは其の一寸の地をも彼に取り得べきに非ず。若し十六口の砲を備へあるコツタルズ二艘に、兵卒六十を載せ、風に乘じて之を伐たしめば、日本大船如何に一萬の兵を備へたりとも一旦にうち崩すべきなり。……曰此の如く檢しまに此地を奪ふ

船將クルーセンステルンの奉使日本紀行

中井履軒の年成録

松田玄白の野史

とも却て後難を起す事あらずや。サカリン人は他一二の歐人に於てよりもよく日本人に服するや。此話ば然りとす。此地を取るはサカリン本土の人に與ふることなく主としてアイヌを服せしむるに在り予亦思ふに此變事に於てアイヌが服従すべきや否やを疑へり予思ふに日本人のアイヌを遇する甚仁慈を以て扱ふと見ゆ是故に此地を治るはアイヌに恩を施し彼を以て地主の變革せるを恐訴せしめぬ様にし恩愛も政法も常に怠りなくして治むべきなり云々。



第一夷蝦男の寶物

儒中井履軒は其年成録に論じて曰く近來幕府の蝦夷經營の如き全く裨政なり利を求めんと欲すと雖も得る所なく徒らに吏民を勞するに過ぎず須らく再び其全土を松前家に返し之を治めしむるに加かず若しロシア船來るあれば海津に引寄せ大銃もて撃壞すべきのみ大凡

赤夷の我近海に出没する所以のもの只我殺物を貪らんが爲めに外ならねば殺を禁じて與へざらんには自ら又來らざるに至るべしと、井蛙の管見一笑に値せざれども是れ實に一般の輿論にてありき然れども識見卓絶、當代の預言者の快議論なきに非らず彼有名なる蘭學者松田玄白の

如き其野史獨語に論じて曰く。

今や我國は一大病患の襲ふ所となれり速に之を療醫するに非ずむば終に恢復の機を得べからず。何をか直に將に亂れんとする第一の萌とはなす、日近來に於ける魯國の外寇なり。思ふに外寇の我に寇するや、當初我邦の彼を遇する其の當を得ざりし者ありしと聞く。何ぞ必しも罪を彼にのみ歸するを得べけん。こゝに二策あり、一は彼と和交する事にして、一は斷じて彼と干戈の間に見へん事なり。然れども曠て顧るに我國武士の現狀果して如何、曰、

「今日の世の武家内の情態を見るに、二百年近く、豊かなる結構至極の御代に生長し、五代も六代も戦と云ふ事は露程も知らず、武道は次第に衰へ、何ぞの事あらん時、御用に立つべき第一の御旗本、御家人等も、十が七八は其形婦人の如く、其志の卑劣なる事は商賈人の如くして、士風廉耻の意は絶へたる様なり。……然らば右の如く老廢せし我國の弱兵を以て其強兵に差向ひ合戦せん事如何あるべきや。是等の事辨へ知らぬ人は、船軍は格別、陸に上り、手痛く合戦せば、手元勝負に至りなば我國兵には及ぶまじと申し誇る人もあるべきなり。如何にも天正慶長の頃迄の武風逞き兵ならばさも有べきなり。今の衰弱至極の世に至り、たゞく、昔物語をききはつりし許りにて、恐くはあてになるべからず。是ぞ老人の口斗り達者にて立居不自由なるを打忘れ、筋骨の弱くなりたるに心付かず、元氣立する類なるべし。是又破を取るの端と云ふべし。能く彼此と考へ合ひ、事を計ふ事、專一の時節ならずや。宜しく和交を結び、貿易を行ひ、其間に我兵氣を恢復して、徐ろに國基を堅むるの法を求むべきのみ」と。

當時此活眼あり其卓見眞に敬服の外なし。

#### 第四節 ブウチャチンの渡來

嘉永六年  
ブウチャチン  
に來り定

嘉永六年八月(千八百五十三年)魯帝ニコラスは首相チツセルロードに命じて水師提督ブウチャチンを國使とし國書を携へ軍艦數隻を率ひて我長崎港に來り定界、通商の二件を請ふ長崎奉

の二件を  
請ふ大  
國書に  
其の一  
を大に  
國境に  
定めん

其二に曰  
く願は  
ば開港  
通商を  
請はん

筒井、川  
路等幕  
府に上  
申す

幕府の答

行之を幕府に報ずると雖も幕府遲疑決せずブウチャチン頼りに迫る是に於て幕府は一時を糊塗せんが爲めに長崎奉行をして其國書を受取らしむ其國書の大略は一には兩國の境界を定め貴國最北の境界は何れの島を限り我國最南の境界は何れの島に限ると云ふ事を約定せんことは當今の要務なるべし但右境界を定るは又カラフト即薩哈哇の南陔に就ても云ふなり夫れ魯西亞帝所領の地は其大さ世界萬國に冠たれば更に地を益し境を廣むるは實に必要とせず然れども魯西亞臣民當然の利は帝亦之を思はざるを得ず且兩國平和の關係と兩國臣民の安穩を保固せんには兩國の境界を確定するを良法となせばなり二には願くは開港通商を請はんと。

是に於て幕府紛擾、議論鼎沸、容易に決する所なかりし、ブウチャチン大に其優柔不斷を責め其返書を促すこと切なり而して其接待の禮を失するの理由を以て十月下旬將に長崎を發し江戸に行きて親ら之を幕府に質さんとせしかば長崎奉行大澤豊後守、水野筑後守、恐れて此旨を上申するに及び大目付筒井肥後守、勘定奉行川路左衛門尉等四人は速に之に返書を與ふべしとの旨を幕府に上申せり其畧に曰く。

(前畧) カラフト島へ上陸の異人も魯西亞人に候はば爲引拂候何とか取計方も可有之旨被仰渡は有之候得共今般御下書面の趣にては同島並にエトロフとも元來彼方の者の如く申成候位の表に付とも御下知の趣には行届申間敷や云々。

於是幕府は大目付筒井肥前守、勘定奉行川路左衛門尉等を長崎に遣しブウチャチンと相接話せしめ老中阿部伊勢守等六人連署の書を魯使に送り其定界の請に答ふ曰く邊土の境界貴國以て甚

筒井、川路の二使チンと會

だ明晰ならずと爲す則邊藩を論し細かに査覈を加へ而して大吏を差し貴國官人と會同商議して以て劃一を歸せん然れども邊疆の査覈圖籍の確かに憑據あるを按じ慎重事に従ひ絲毫の疎謬を許さず是固より今日の能く辨する所に非らざるなり若夫貿易來往の事は則祖宗の遺法、勵禁あり。歷世の遵奉して失はざる所、故にさきに屢之を辭せり。然れども今や宇内の形勢次第に變遷し、貿易の風日に盛に、古の例律にのみ倣ふべきに非ず。然れども今や君主新に位を嗣ぎ、百度維新す。故に先づ之を京師に奏し、普く列侯に告げて然る後整頓すべし。思ふに三五年を費すべし今特に重臣二人をやりて曲折を盡さしむ云々と。筒井、川路の二使十二月を以て長崎に着し、十四日始め魯使と面す、記に曰く。

「波止專注進有之、古賀藩一耶芝蘭の武者様の所迄待て刀爲持、井長崎奉行手附大井三郎助同様罷出居、魯人門内へ入來、通詞吉兵衛、榮之助下座敷に罷り下り先立致し、芝蘭上よりは三郎助先立ち、一耶刀持連れ案内致し、廊下へ入來る頃、奥より肥前守、左衛門尉、土佐守、並長崎奉行大刀持連れ罷り出で、双方立ち合ひ、一耶は自分の席に附、別紙手覺書の通肥前守、使節、政官、通辯官、船將將士へ一同順々挨拶、引き續き左衛門尉、土佐守前同様緒々挨拶、及長崎奉行兩人者船將次官、通辯官而已へ挨拶致し、竟て肥前守、使節初め一同へ先別間にて暫時可致休息申述、爲彌罷り出で名前相名乗り、別間休息所に案内致候旨申述、先立にて刀爲持表座敷へ誘引、曲條の前にて黙禮致し、菓子茶差出し候旨申述、引取り、其内座敷へ致し次第書の通り、日本役には何れも御徒目付迄上げ奥に着座の積りの處、昨日評議の趣も有之候に付、肥前守、左衛門尉同食致候旨評決に相成り、右の趣相席へ爲彌罷り出で粗末の料理申付候旨申述、打解可給肥前守左衛門尉共同食致候段申述し、魯人格別の御取扱ひ難有旨申立、座敷拵出來に付き其段通詞より申述、相席に有て候曲條對面所へ相廻し、食机飾り置き尤一席へ罷り出で候者は二人罷り出で候様通詞を以て通辯官へ申談し候處、至極御尤に候へ共、公用方の者罷り出で不申候ては差支へ候間四人罷り出度旨申聞候間、承り届け其段肥前守、左衛門尉へ申述へ魯人案

ブウヤチン再び一書を出す

内として爲彌表座敷へ罷り出で誘引致し、曲條にかゝる。肥前守、左衛門尉着席の上同食にて料理差出し候旨申述へ、直に三汗七菜の料理差出し、挨拶有之何れも食用致す。食事終て酒肴出す。銘々盃を用ゐ、右竟て膳部を不殘取り下げ、食机取片付候後、通辯官の者を以て御對話に付き今一人控席より召連度由爲彌へ申聞候間、其段肥前守、左衛門尉へ申述へ、先立致し控席へ案内致候處、筆者一人曲條を自分引提通辯官同道致し、通辯官の後に着、菊地大助奥へ參り此段申述へ土佐守、一耶長崎奉行兩人共出席に就き、云々」

肥前守先づ立て會議を開く旨を申述へ、續て左衛門尉は國境見定めのは儀は容易ならざる大事なれば、到底急速の挨拶難相成旨を答へ、此日は曖昧糺糊の間に會合を了りき。

是れ慎徳公の大故を名として其請ふ所に答ふるを因循し其間を以て北地の形勢を踏査し談判の基礎を定め後に事に従はんとの下心なりしを知るべし後數次の談判を経たりしにブウヤチン又一書を出す曰く。

カラフト島のことに至りては其島に住する所の土民近頃甘心して本國の下に庇はれ大君（魯帝を云ふ）より遂に命ありて其地を據守せしめ玉へり夫より後貴國の人民數年來海を渡りて此島の南端なる「アニヲ」港に到て魚を捕るを以て生業となし又其地に居住し房室を營造し元來の事と思へり此事も亦貴國中評議を以て之を論ぜんに此島に在る貴國の人々を如何様ニ處置せんとの決断に及びたく候もし此アニヲ港口に留住せんとすれば本國の官人どもの例に従ひ我支配の下に付けん云々（千八百五十三年十一月十八日附）

上文は明白にカラフト全島を擧げて魯屬となし我國人の其地に在る者を以て侵古せる者の如くいひなしたり筒井、川路の二人は最も力めて其然らざるを論じ唐太の地は魯人の足未だ到らざる前よりして我國より吏を出して査檢せしめしこと、出稼の漁民ありしことを實事に徴して辯

筒井、川路の二使の論難



プウチャ  
チン三回  
一書を呈

駁し且世界萬國地圖に太凡北緯五十度の所を以て兩國の經界色分あるを證として執て聽かず此五十度説に付ては我使節素より確かなる憑據ありしに非ず只漫然外國版の萬國地圖に日魯の境界を以て四十度乃至五十度の處に定むるあると前年魯船へ通辯として遣はせし森川案之助なる者其船中に掛けたる英國版萬國地圖にも亦偶然同様五十度を以て二國の境界となせるを見認めたるに依て談判進行の便宜上砲まで此説を主張せるなり後幾次の談判を経てプウチャチン又一書を呈す其一節に曰く。

(上略) カラフトはアイヌの住地にて其南方は纔の日本人住居致候近來アイヌへ魯西亞人と日本人間に外民の住居を防ぐ爲、此南方を魯西亞人領分いたし候當節の御取扱境界何の地まで日本所屬に候哉御定に相成追て其土地に双方より更役差遣し見分可相成候右振合を以てカラフト島魯西亞國と日本との境界相立ち日本地に魯人住居有之候得者引退候可致候尤此住民繁茂いたし境界の取極め延引候得ば其儀六ヶ數候(千八百五十四年一月六日附)

プウチャ  
チン四回  
一書を裁

彼は竟に一步を退きたり何を以て最初より樺太全島を以て我所有なりとの議を主張せざるやと非難するものあれども當時事實上に於て云ひ能はざる勢あり兎も角島中に於て分界を極むるを得たるは兩使の功と云ふべし右にて幕府より境界見分の吏役を出して一應踏査せしむべし尤も定界談判の權なしと雖も時宜に應じ魯西亞官吏に引合ふべしとの談に涉りプウチャチン之が爲め一書を裁して之に付せり其書に曰く。

魯西亞と日本境界の事に就て予日本官府の全權と商議をなし其故由により當冬の間、日本官府サガリン島掛の一役人をア

簡井、川  
路の兩使  
プウチャチ  
ンに一書  
を贈る

プウチャ  
チンの反  
駁書

ニッ港に道るべし是其地にある日本の領分を見分する爲なり而して右の役人此書簡を汝に渡すべし(千八百五十四年一月十四日附)

然れども定界通商の二儀とも急に決答に及ばざればプウチャチンは長崎を去り再び來りて其決答を取らんことを約し爾時又一書を裁し別に同趣旨の一書を裁して前書の主題を反覆論述し再び遷延する時は分界の談判困難ならんとの旨を告げたり於此兩使より一書を贈る其略に曰く。



(方兒魯人コッロチ)

となく平和を以て待つべしとの事彼守兵に示すべき書付に之をあらわし云々而して之に一の覺書を附す其要に曰く。カラフト島は我國所屬と存居候處此處對話の節南寄の方のみ我所屬と被申間候やに候得共外國彫刻の地圖には凡半島五十度の處を以て境とせるも相見え候得ば追て見分の者の罷歸候迄は境の儀治定難致候事。

の談を反駁せり曰く。

歐羅巴版地圖にてはサガリン島中五十度迄を相見候處に候。此儀に於ては使節存候に歐羅巴の地圖は是等の事に於て據となし難く候全體此等の國々は右様の儀充分に行届候事に無之、其不行届候に有之歐羅巴人と雖も魯國の外はサガリン島に來る者これなく就ては何處に魯西亞人住居致候何處に日本人住居致候哉等の儀聊以他國の人雜究事に有之候此地を穿鑿致候には只魯西亞人先前より専ら勉強し今に五十度より多く南手に住居致居候是を以て日本に屬する處はサガリン

の南端と而已相心得候則是には此會議の始迄は日本人住居罷在候。

之に添へて又一書を出し兩使に贈りて實地に就て分界の事を述べん事を請ふ其略に曰く。

プウチヤチンの添書

我此所に時日を費すな欲せざれば今將に北方に航し六月下旬にはサカレン、アニワ港に到るべし此地に於て兩大臣(簡井、川路を云ふ)の内一員に會し共に其疆界を定むる事を謀れば我輩誠に見れり然るに我既に往時兩大臣に告ぐる如く此事件は決して猶豫すべからざるを以て各兩大臣の内一員も彼地に來會せざる時は兩帝國の疆界を檢査決定する事は不得已唯一人のみに歸すべし。

細織部の意見書

阿部閣老の樺太案去の説を許さず  
プウチヤチン閣老に望す

プウチヤチン書を兩使に寄せ實地に就き分界の事を議せんと述べたる後長崎を出帆せり是れ翌安政元年正月なり幕府にては從來漸次兩使より具申せし所を聞き既に目付勘定方の屬吏を唐太に派遣して其形勢を實驗し猶堀織部を以て兼て松前藩領函館近地を公に收め開港となすの準備を爲さしめたり堀は發するに臨み狀を具して唐太州は北方遼遠の地なれば之を魯國に附し専ら宗谷以南、即本蝦夷地の取締を立て寛政の舊法を復し易風移俗の政を施したらん方守備行届くべしとの意を述べ五月下旬迄に宗谷に到り先發屬吏の取調べたる模様を聞き唐太嶋に渡り魯使に接すべしとの事なりしが阿部閣老は棄島の説を許さず取調上一應尤の如くなれども容易に割讓しては彌蠶食の念を長すべしとして飽まで島中分界の議を執り果して彼承諾せざれば其節申出づべしとの訓令を與へたり然るにプウチヤチンは之と行違に箱館に於て一書を閣老に出す其略に曰く。

我長崎に到りし後日本政府の貴官に告げしは二ヶ月を経アニワ村に赴くべしとなり然るに魯國と英、佛の不和ありしより我國の海濱を去り難きに及べり爰を以て我貴官にハカドマリ村より已前の趣向を變ずる事を告、我此主意を前廣に告ぐるを得ずして日本御役人の蝦夷島に到り遠路の苦勞を除かざるは氣の毒の到なり云々其末文に日本政府の返事を得ん爲め大阪に赴くべしと。

所謂ゆる下田條約  
樺太に干渉する定界條約第二條

依此簡井、川路の兩使は大阪に赴きて接し之を下田に延きて談判を初めたり而して通商の事は既に亞米利加に許せし如く之を許して條約を訂結せしも唐太問題は堀織部實地出張中なるを以て即決の返答致し難きを以て従前仕來の通と云ふ事に議決せり其下田條約第二條に曰く。  
今より後日本國と魯西亞國との境、エトロフ島とウルツプ島との間に在るべしエトロフ全島は日本に屬しウルツプ全島夫より北の方クリル諸島は魯西亞に屬すカラフト島に到りては日本國と魯西亞國との間に於て界を分たす是迄仕來の通たるべし。(附録) 柯太の儀は千八百五十二年(嘉永五年)迄日本人並蝦夷人アイヌ住居したる地は日本所領たるべし。  
是にて分界の事も一旦局を結び而してアニワに在る魯國の守兵は既に撤回せし趣を以て其通辨たるボツシエツトより書を出す曰く。

アニワ灣の内ハカドマリ村に在る魯西亞國領は千八百五十四年以來我軍兵立退たれば之を日本政黨の屬となすべし。此カラフトに干する決議は外交上我邦の失敗なりき蓋し仕來の通とは兩國の境を定めずして各自の競争侵略に一任するものなり而して彼は南下して我は北上す其經營の難易之を同一視すべからず千八百五十一年(嘉永四年)魯人ニコライエスタク府をアムール河口に建て後六年政廳を樺太ツイーエに設く安政二年英人數百名シラメシ、クシユンコタンに上陸す幕府力石某をして之を

堀織部正  
を建議す

堀織部正  
の折衝談  
判の答  
辯

ムラヴイ  
朝

ムラヴイ  
の國境  
談判

堀、村垣  
二氏とム  
ラヴイの  
難

訊問せしめしに彼答て曰く今や英魯交戦中なるを以て或は魯の領地を占領する必要あり故に魯人の在否を確かめん爲に上陸せり且依て樺太の日本領なるが魯領なるかを質問せしも幕吏遂に明言せざりき翌安政三年七月ホロタン附近魯人八十餘名家を建て盛に石炭を發掘する等其南進の勢到底防止すべからざるものあり於是堀織部正等は盛に條約改正の建議を爲せり。

安政五年六月ブウチャチンの通商に干する追加條約交換の爲め神奈川に來るや堀織部正を以て樺太談判を開かし堀は魯國が前段下田條約に違背し續々移民を樺太に送り盛に家屋を新築し益南下の策を講ずるを痛責し速に其境界を明了にせんことを談せり老獪なるブウチャチンいかで此不利なる定界談判に應ずべき彼は如此大事を専決するの權なしとの口實の下に此談判を峻拒せめし堀は此好機失ふべからずとなし益論難を力む曰く樺太東海岸には一の魯家なしブウチャチン曰く是余の承知せざる所曰くキツチン附近の魯家は全く下田條約以後に建てし者なれば速に引拂ふべしと曰く其家新しと雖も其人は在來の往人なり且同所の石炭山も我國人の發見したる所なれば我所有物たるは勿論なり曰く石炭は日本に於て決して棄て置きしに非ず必要の品ならざりしが故のみ近來其需用を感じ來りしも敢て手を下さざりしは條約に違慮せしに過ぎず決して貴國の發見せし所に非るなり曰く如斯事小なりと雖も兩國の争端を生ずる如き事なしとせず故に歸國の日我政府に上申し來春更に之を議定せんと、此議のち止み定境談判は遂に何の效果をも奏せざりき。

### 第五節 ムラヴイ オフの國境談判

ブウチャチンが通商條約締結の翌年安政六年七月黒龍江沿海總督ムラヴイ オフ軍艦七艘を率ひて横濱に來り其四艘は直に品川に入る是れ表面は安政五年の條約批准交換に在りしも其真意は愛暉條約の轍を踏み樺太の占領を全くせんとするに在りき幕府は若年寄遠藤但馬守、酒井右亮をして談判の衝に當らしむ而して彼の主張は從來ブウチャチンの説と其根底を異にせり曰く魯政府は清國と國境を定めアムール一帯の地は永く魯領たるべし而してサガリンは元來アムールと同一義にして其地に附屬せるものなれば勿論魯領たるべし而して貴國漁民の住地は僅に其南端アニフ港の近傍に限る然れども我敢て其業を妨ぐるなからん故に須く樺太全地を擧げて魯領に歸せしめよと例の愛暉條約に於て成效せし威嚇手段を慣用せしかば我兩使は愕然として色を失ひ如此國家の重大事件は苟も一朝一夕に解決すべきに非ずとて談判の猶豫を求めしも魯使は頑強にも之に應せず既にしてムラヴイ オフは西久保天德寺に宿し是より數回の會見談判を重ねるに到る。

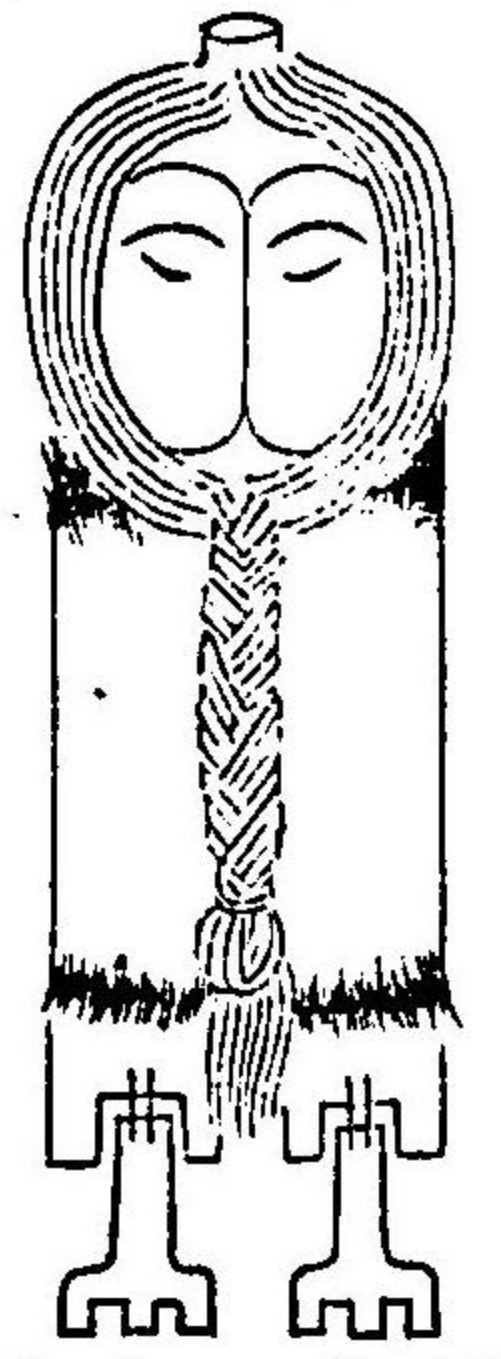
七月廿六日我二使は堀織部正及村垣淡路守を伴ひ天德寺に赴きて談判を開く彼曰くサガリンは百十七年前は魯領なりしが後支那領となれり貴國人の其地に於て漁業を營む者僅に八年前よりの事のみ今や新に清國と條約を結びアムール全土を領せりアムール、サガリン同意義なるを以

ムラヴ  
オフの  
意

て千八百五十四年始てアニワに陣營を建つ然るに警備の者少數なるを以て其效なきを思ひブウ  
 チャチンをして之を引拂はしめたるなり若し此地永く領主を定めざる時は他日之を覬覦する者  
 ある時必ず不都合の事を生せん故に速に國境を定めたし我二使曰く北蝦夷地の儀は往古より我  
 邦に於て支配せし事國史の明示する所なり其地の支那領の事は未だ嘗て聞かざる所既に前回の  
 下田條約に於ても毫も支那の干渉を受けざりき彼曰くブウチャチンの如き毫も境界の權なし我  
 二使曰く果して然らば條約は最早其效なきに非ずや而して國書明に條約云々の事を云ふ抑も何  
 の故ぞ彼曰く國書單に境を云ふのみ必ずしも樺太の境を云ふに非ずと我二使曰く然れば小土地  
 の場合は定境の權あるも大島は之が權を有せざる者の如し其非理も亦甚しからずや彼曰くブウ  
 チャチンは貴國とエトロフとの境を定むる權あれども樺太の境界を定むる權なし我二使曰くサ  
 ガリンの魯領たる確證ありや如何此に於て彼はシーボルト著の地圖を出せり堀、村垣の二氏曰  
 く樺太の我領土たる其語を以て之を證せん土人流をナイと云ひ海邊をシリと云ひ其地所と云ふ  
 事をコタンと云ふ此類其例多し是明に我領たるを證するに足る彼曰く是アイヌ語なるべし二氏  
 曰く我國北部の俗語なりと彼論じ我駁し談判は漸々枝葉に渉るを以て我二使は之を制止せし後  
 曰く貴使の意我既に了せり願くは親睦的に談判に移らん乎此に於てムラヴオフ曰く我が貴國  
 に望む所三あり第一今後サガリン及蝦夷間の海を以て兩國の境となさん第二アニワに於ける日  
 本の漁業者は其地に永住するも妨げず第三日本人は貴賤を問はずアニワは勿論黒龍江、滿洲に

織部正憤  
然として  
ムラヴ  
オフの  
意

至る迄自在に住居するを得べし而して此住居は日本人に限り許す所なり今假りに樺太の内地を  
 以て兩國の境と定むる時は日本に屬するアイヌは困苦し魯國に屬するアイヌは逸するを以て自  
 然魯國に附従せんことを願ふに至り却て兩國紛争の基となるを以て寧ろ樺太全島を舉げて盡く  
 之を魯國に歸せしむるに加かすと、如斯傍若無人の暴言には流石の我全權も一時其答ふる所を  
 知らざりき既にして遠藤但馬守曰く海峡を以て境を分つと云ふ如きは到底承諾する能はず彼曰  
 く樺太の地少土を殘すも必ず外人の乗する所とならん織部正曰く貴使の見る所僅にアニワに止  
 る我親しく巡行奥地に到る  
 アニワより七十里の奥地其  
 屯する者多くは日本人なり  
 と於此二使は極力到底海  
 然箱館奉行の一手にては之を警衛すること如何ならんと嘲る織部正憤然として其巨眼を以てム  
 ラヴオフを睥睨して曰く余不肖なりと雖も苟も命を奉じて箱館奉行たり貴使何を以てか敢て  
 此暴言を爲すと彼曰く貴國の警衛にして不完全なれば我國の迷惑少からず願くは之を以て怒を  
 なさざれと議要領を得ず同年八月二日又談判を開きたりと雖も彼は愛暉條約に於て清使を威嚇  
 せしと同一筆法を以て我に對し曰く魯國の使命は秋毫も動かすべからず貴國若し強て之を拒ま  
 ば唯出帆歸國の一途あるのみと頑平として應せざりしを以て此度の國境談判も亦更に要領を得



干 峽を以て境界となすこと  
 供 の不可を論せしに彼曰く是  
 守 貴邦の利害に干する大問題  
 ( ) ならば篤と熟考あるべし乍

日魯外交  
の一斑

前編 樺太

八四

二村垣、堀  
見氏の意見

すして彼は八月九日空しく品川灣を抜錨せり。  
此談判の様子は日魯外交の一斑を會得すべし彼は常に一步づ、進み我は常に一步づ、退く彼が  
非理なる論據を以て樺太島の全領を主張し、プウチャチンの権限を論じて下田條約を無視し加  
之のみならず樺太に於ける日本の警備を嘲笑せしも我全權は空しく切齒憤慨するのみにて總て  
受太刀にてありき要之彼は全島所領なりと云ひ我は五十度分界の説を主張し議竟に協合せず其  
儘にて引分れ猶下田條約第二條の如き摸稜の姿にて打過たり。  
此ムラヅ・オフの強硬談判は我幕府に一大恐慌を來たさしめ遂に天下に令して北邊善後策を建  
言せしめたりき村垣、堀先づ意見を述べ曰く。  
魯國の欲する所は樺太の全地を擧げて盡く之を其有に歸せんとするに在り。此地元來寒冷にして頗る交通に不便に、會  
越年者を派遣すと雖、費用過大にして收支相償はず。佐竹右京大夫其士をクシユンコタン及トシナイに派すと雖、皆二百  
十日以前に歸り來り、未だ曾て越年したる者あらず。若し今我政府管治の及び難きを以てして一旦之を露國に與へんか、  
英佛の二國又必ずや來て強て蝦夷島の借用を乞ひ累を我に及ぼさざる事なしとすべからず。是れ斷じて之を露國に與ふべ  
からざる所以なり。然れ共今や露國其勢を恃み、到底東はタライカ、西はホロコタンを限りて境を分つる事に同意すべ  
しと思はれず。又彼の五十度説の如きも何の證據もなき所、筒井、川路の二使の長崎に談判するや、毫もアイヌの住居  
境並其地名すらも知悉せずして、單に地圖面上に於て五十度を示したるに過ぎざりき。而もホロコタン之地たるは恰も五十  
度の所にあり。然るに近來露人の南進漸くに盛なれば、今にしてアイヌ人住居の地を以て兩國の境を分つに非れば、又遂  
に恢復し得ざるに至る事なしとせず。若し堀止むを得ずばクシユンナイ及マアマイを以て境となすに非るか。是れアイ  
ヌ住居地の一部を以て外夷に歸し去る者。之を以て國威を失墜せしむる所以と爲さば止むなきも、猶ほ全島を擧げて露夷  
の掠むる所に任ずれば果して奈何ぞや。但し境をクシユンナイ以前に定むるに至れば、樺太全島の最早我管下を脱す

林大學頭  
の意見

而して外國立合役、林大學頭並びに外國奉行等曰く。  
北地アイヌ人住居地の我領たるはプウチャチンの認むる所、されば長崎の談判に於て我は彼をなしてクシユンコタンの露人  
を引き拂はしめたり。今や露使新に來りて國境を議定せんとし、其言實に亂暴を極む。若し威迫せられ之に屈服したらん  
には、是れ下田條約を無視する者、國辱之に過ぐるなし。斷じて拒絶すべきのみ。然らざれば外夷争ひ來りて我國土を觀  
觀するに至るの患なしとせず。又評定所一座は曰く、ムラヅ・オフの請求實に其當を得ず。アイヌ人の住居が日本領たる  
べきは、下田條約及其附録の明言する所、プウチャチンも亦之を確言せり。其境界劃定の事はホロコタン附近を基とし、  
山河の形勢に應じて之を定むべきのみと。

評定所一  
座の意見

### 第九章 國境談判委員の派遣

#### 第一節 竹内下野守、松平石見守の魯國派遣

國境談判  
委員竹内  
下野守、  
松平石見  
守等魯國  
に派遣す

ムラヅ・オフ氏去てより魯人の南侵するもの歳月に増加せるを以て我幕府は進んで境界の劃定  
を彼に請求せざるを得ざるに至りぬ折柄西洋各國に兩都兩港延期（大阪、江戸、新潟及兵庫）  
に干し特使を派遣するの必要に會したれば之を好機となし文久元年勘定奉行兼外國奉行竹内下  
野守保徳を正使とし外國奉行兼神奈川奉行松平石見守康直、御目付京極能登守を副使となし隨  
行員三十七名（中に組頭には柴田真太郎、御書翰係には水品梅處、岡崎撫松、通辯方には福地  
源一郎、立廣作、太田源三郎、翻譯方には松木弘安後の寺島宗則、箕作秋坪、福澤諭吉、庶

第九章 國境談判委員の派遣

八五

務には上田友助、齋藤大之進、醫官には高崎祐啓、川崎道民等あり猶家來の名を旨し杉孫七郎、佐野鼎も此一行中に在りきを派遣す此使節の一行は十二月江戸を發し翌文久二年英吉利、佛蘭西、和蘭、普魯西を経て七月十四日魯京ペーテルブルグに着しぬ使節は第一開港延期の同意を得第二貨幣本位改正には應ぜざりき最後に樺太定界談判に移る是れより先幕府が使節を歐米諸國に派遣するの議あるや松平石見守其撰に洩れたり英公使アルコック閣老安藤對馬守に告げて曰く開港延期の事恐らくは各國の拒絶する所となるに近し已むなくんば松平石見守をして此一行に加へしめよ此人才氣横溢或は以て成功を望むを得んと此議遂に用ひられたるなり此石見守（後に本家を相續して周防守と改名し御老中と成れり）は門閥の旗本に似ざる敏捷の人にして開港後幾もなく外國奉行兼神奈川奉行となり才智辯舌を以て外國公使間に稱揚せらる。

魯國外務大臣コルチャコフは亞細亞事務總裁イグナチーフを談判委員に任せり此人當時歐米外交界の一奇傑として名聲夙に噴噴たり兩國全權委員の相會する前後八九回七月二十六日より八月十九日に至る相互に論難駁撃し龍關虎攫の一大奇觀を演ず當時隨行員たりし福地源一郎並に福澤諭吉の記事の一節を左に掲ぐ或は其一斑を窺ふを得ん乎福地著懷往事談に曰く。

亞細亞事務總裁イグナチーフを談判委員に任せり  
福地源一郎の懷往事談

抑も此經界は往年魯國よりプウチヤチンに全權を授けて日本に申込みたりしに其要領を得ず其後又ムラダグキョフ伯を使節に命じ全權を與へ日本に派遣したりし時には日本は其言ふ所を主張して更に經界を定むる事を肯ぜざりし去れば今度日本の申込には應ずる事を好まずと雖も折角の使節ゆへに枉げて談判せしむべしとてイグナチーフ伯を全權に命じて其談判に及ばしめたり幕府の三使は飽まで北緯五十度經界就を主持して此境界は萬國の地理學者が公認する所なりと述べたるにイグ

イグナチーフの論

ナチーフ伯は嘲り笑て地理學者の學說や地圖の色分は決して政治上の證據とするに足らず。若し地理學者の說に従へば薩哈隣と此地を名づく。其語は則ち滿洲語なり。現に日本にて唐太と唱ふも唐人の轉訛に非ずや。又地理の形勢より論ずれば唐太は日本の地に非ずして寧ろ滿洲大陸に屬するの地勢なりと云ふこと學者の定説なり。扱又地圖は歐洲諸國にて種々に色分を勝手になし、其中には五十度を以て經界としたる實說の如きもあれば五十二度、若くは四十四度のものもあり。又全く日本に屬したるもあれば之に反して全く露國に歸せしめたるもあり。御所望とあらば其等の地圖何十幅盡く取出して實證に呈すべき歟。然れども露國はさる迂遠なる學說を證據には致さず。常に實際の政治問題として談判に涉るべし。夫れ兩國の經界は山岳又は河流の地勢に據て定むべし。徒に緯緯度を以て劃する時は、其爲めに經界上に實地の不都合を醸して却て將來の紛議を招き、寧ろ經界を定めざるに若かざるの恐あり是一つ。次は露國は貴國の說に従ひ既に經界を定めずして其領の委となせば今更に不都合なる經界を定むるの必要を感ぜず。是二つ。次に露國の移住は現に薩哈隣に於て五十度以下の所まで南下したるに日本人民は僅に其南方の海岸に於て漁獵を營めるのみにて會て一人の五十度内外の地に住居するを見ず。是れ三つ。此三ヶ條の事實あれば魯國は五十度の經界は素より承諾すること能はず。然るに四十八度内外の所には河流と山岳とありて天然に自ら經界をなせる地勢あり。此山河を以て經界に定め、魯國と日本との國境と成さば此境劃然として將來の紛議もなく貴國の爲には十全の利益なるべし。此議は魯國に於て欲せざる所なれども、使節に對して其面目を得せしめ以て魯國が日本に對するの好意を表する爲に枉て承諾いたすべきが如何に候ぞやと演べたりけり。竹内下野守は蝦夷地の實況を詳知せる人なりければ魯國全權委員イグナチーフ伯が言へる如く唐太北緯五十度内外の處には一の日本人も居住せず。又事實に於て日本の政令の行はれざる所たるを識れり。松平石見守は慧眼にして多少外交談判に經歷ある人なりければ五十度經界説は到底魯國に於て承諾せざるの問題たる事を識れり。依つて京極能登守にも謀り組頭の意見をも聞き終に隨從の諸員を集めて其所存をも尋ねられたり。但し此會議に列したるは調役御勘定御徒目附以上にて其以外は與ることを得ざりし故に其會議の機嫌は森山氏其外の諸氏より傳聞したる而已にて余は親しく其席に列したるに非ず。蓋し竹内松平正副兩使の趣意は我等魯國（魯國）に於て唐太經界談判の全權を承はつて遷越し既に其議に涉つたるに到底五十度を以て日魯兩國の境を劃せん事は行はるべしと思はれず。布恬廷ムラダグキョフ兩使が前年より主張せる趣意と云ひ、今又魯國全權が辨論する所と云ひ到底その最後の目的は唐太全島を己が所領となすの望たるは明白なり。

然るに此程よりの談判に於て四十八度内外の所に由て山河の形勢に由て其經界を定むべしと發議したること此上も無き幸なれ。我等兩人は彼に譲りて此を許し即ち談判の上にて就て經界を確と定め、將來に動す可らざる公の約定書を取替し以て他日の葛藤を絶ち唐太南部の地を安穩に維持せんとは思ふなり。依て速に露國全權委員に對し其決議に及ばんとする所存なりと云ふに在り。京極は之に反對して唐太經界談判の全權は我等三人御委任を蒙つたれども對馬守(安藤閣老)の内意には余が在職中に於て日本の土地を一寸たりとも外國に讓與する事を欲せざれば其旨想得て談判せらるべしとの内訓あり。然るに五十度を退きて經界を定めんと此内訓に背く而ばならず。實に我日本國に取つては再び恢復し難きの國損也。故に拙者は同意することを肯せずと云にありて一條の大議論と相成つたり。兩使は微然として今日の機會一たび失はば決して再び得ること能はざるなり。我等兩人は日本國將來の計を思ふが故に閣老の内訓を顧みず。將軍家より公然と與へられたる全權を以て此經界を四十八度の邊に定めんとは欲するなり。歸朝の上その御咎を被らば我等兩人切腹して申譯を致すべし。國家の御爲に一命を棄るること素より覚悟の所なりと演べたれば。京極も亦憤然として一命を棄るに於ては拙者とて何ぞ公等に劣るべき。但し日本の國辱國損は我等が腹腹幾百切たりとて取返し附べきものに非ず。拙者は飽まで内訓の旨を守り全權御委任外に出で經界を定むる事に同意せず。然るを強て約定せんとあらば御日附の職權を以て差止むべし。勿論その談判にも列席せず。約定書にも記名調印せざるべしと論じて、各其説を異にしたり。是に由て組頭以下已々勘考を盡くしたる上にて意見を三使へ申立べしとの事にて其日の會議を散じたり。扱これよりして右の兩議の中に於て孰か採否せらるべきかと隨行員中區々の評論と成りければ、青年少壯にして外國の事情を知る輩は兩使の宜ふ如く四十八度にて七度にて此機會を以て經界を定めらるべし。畢竟露國全權が此議を提出したるも初めて日本より派遣せられたる使節へ對しての義理もあり。且や此談判は歐洲各國の政治家が若目する所なれば輿論の是非も如何なりと顧慮する所あるが故なり。然らば則ち四十八度經界案は我方より見れば彼に一步を譲るが如く思はるれども彼より見れば一步は愚か、十歩も百歩も我に譲りたる考なるべし。若し此好機會を失はれて經界御定めは唐太全島は遠からずして露國の有たると鏡に懸て見る如く候ふべしと議すれば。又一方の老練着實を得意とせる俗吏の輩は否々然して然らず國を維持するは實力に在て約定にあらず。苟も日本國にして實力が乏しくば假令今日經界を定めても明日彼に侵食せらるゝの恐あり。又その實力さへ是あれば經界は是迄の通り未定に據置ても遂に彼が爲に全島を掠奪せらるゝの憂ある可らず。右情延が初

めて長崎に來りて經界論を提出してより已に十年を経て未だ經界は定まらざれども露國の移民は南下して我が住地に迫つたりとも聞かず。過去の十年斯くの如くなれば將來も亦推して知るべきなり。是故に輕忽に彼に譲つて經界を定めんと考々然る可からず。露國全權愈々五十度に不承知とあらば寧ろ談判を中止せらるべき歟と議して其說漸く勢力を得て兩使最前の決心を動かさんとする至れり。是に於てか經界取極斷行説と不斷行説とは各々見る所を取つて動かす。右に説き左に論じて是非を争ひ、或は口頭を以て或は書面を以て、所見を三使に陳述したり、而して余は初より英斷説なりければ密に箕作秋坪と謀り、凡そ美濃紙六七枚計りに趣意を背並べ兩人連署して是を下野守に差出したり。然れども組頭柴田氏は初より斷行を不可なりとせる人なりければ頻りに利害を説きて兩使を諫め加ふるに此一行にて外交上尤も老練の才ありて閉間に備へたりける森山氏は熟考の上にて遂に不斷行を採りて論じたるに由り數日の評論の後には竹内、松平の兩使も喧嘩の不同意を壓伏するの術なれば其持説を狂て不斷行説に従はれたるを實に残念至極の次第なる。却説使節一行の議は北緯五十度を降りては唐太の經界を定む可らずと評決したり。然らば此談判を如何にすべき乎を頗る苦慮したる末に於て其次の應接に於て此旨を使節より發言したりければ露國全權は大に残念の事と思ひ。然る上は唐太經界は日露兩國これを定むるの存意なるを以て露國は全權委員として西比利亞總督より海軍少將カサクツツチを派出すべし。日本政府も亦其通知を得て同じく相當の全權委員を派出すべし此兩國の全權委員は相與に唐太に會し其地形を臨驗し實地の宜き所を撰び協議の上にて經界を取極むべしと約すべしと發議したり。幕使は其議尤も然るべしと。是に同意し約定書に調印したりき。

福澤諭吉は「福翁自傳」に於て當時の經驗を語りて曰く。

使節が露西亞に行つた時に此方から樺太の境論を提出して其談判の席には私も出て居たので日本の使節がソレを云出すと先方は少しも取合はない。或は地圖などを出して地圖の色は斯うく云ふ色ではないか、自から此處が境だと云ふと露西亞人の云ふには地圖の色で境が極れば此地圖を皆赤くすれば世界中露西亞の領分になつて仕舞ふだらう。又これを青くすれば世界中日本領になつたらうと云ふやうな調子で漫語放談、逆も奇付かれない。マア死にも角にもお互に實地を調べた以上の事に爲やうと云ふので樺太の境は極めずに官加減にして談判は罷になりましとあり。





となし  
川使河石  
を副使と  
にし魯國  
に派遣す

石川大和  
守と亞細  
亞局長ス  
ツレンモ  
ホフとモ  
交渉論難

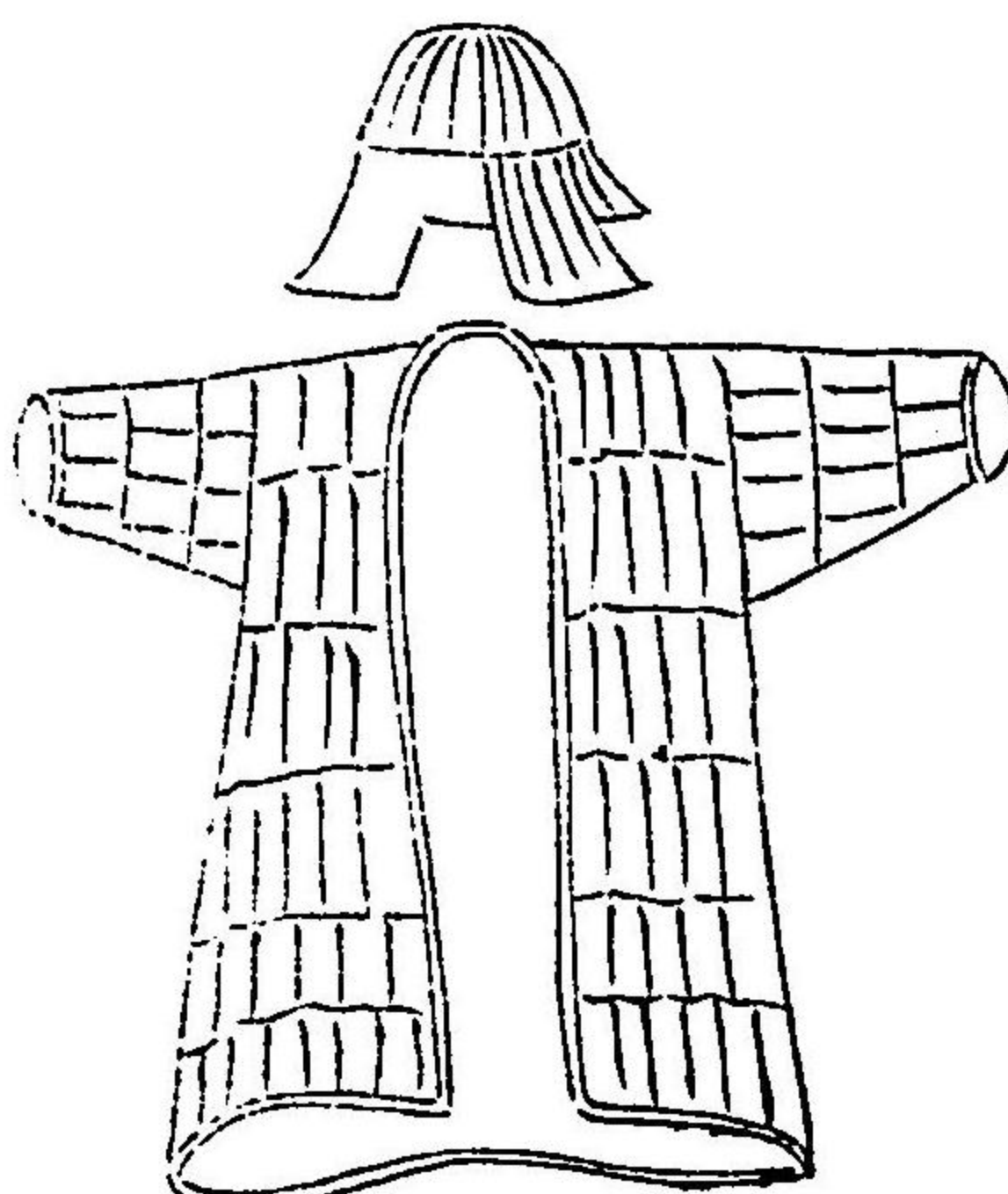
大和守と  
魯全權と  
の第一回  
の會合は

て之を魯國に派遣す此一行は十二月魯都ベートルスブルグに着し國書を呈す此月二十日亞細亞局長スツレモウホフ之を接見し往年の食言を責め且曰く權太は我黒龍江の地と一帯帯水隔てゝ相對す故に此島占領のことたる我國直接の利害得失に影響する尠しとせず若し此地にして一旦他邦に歸せん乎我何んぞ安じて里龍江一帶の地を守るを得ん往日ムラヅキオフの貴國と交渉するや兩國の境界を劃定するに陸を以てせずして海を以する所以實に此處に在り貴國若し我望を容るれば我請ふウルツプ以東の諸島を割て權太と交換せん大和守曰く權太の地元來未だ兩國の界を定めず而して貴國擅に戍兵を此地に置くは何たる不都合ぞや文化年度貴國人の權太屯在の我土民を掠奪する貴國は之を捕へて歸したり是れ明に權太の我領地たるを示す者に非ずや且プウチャチンと雖其南陔の確かに日本所屬たるを認む貴言は之れと矛盾するに非ずや彼曰く魯國のウルツプ以東を割て權太と交換せんとする所以は貴國の雜居を欲せざるに由る大和守曰く往年竹内、松平の貴國に使用し五十度の地を以て兩國の境界となさんとするや貴國之に答ふるに其既に五十度以南クシユンナイに於て兵營を建築せしとの口實を以てして我邦の請求に應ぜざりき貴國眞に言責を重ずれば宜しくクシユンナイを以て界と爲せ彼曰く權太の地境界を畫せざる時は一旦外人の之を侵略するあるも魯兵之を防ぎ得べし若し一度其境界を畫する時は變に會するも魯國能く之を防ぐの術なしと此日の會合は大和守と魯全權との間に一大衝突を來し爲に魯全權は大に激する所ありき故に次會には大和守疾と稱し出でず駿河守代て魯全權に應接し説

大衝突を  
來たし魯  
全權大に  
激す

雜居假條  
約を締結  
す

て曰く二族同居する者あり其一は裾せんと欲し其一は座せんと欲し互に所思を固執して論争す此時に於て一族を移らしめ獨り他の一族をして其全家を占領せしむるものは是れ豈公平の處置と云ふべきか若かず其居る所に就いて障壁を設け各其半を保たしめんには庶幾くは二族各其望を得て長く相争ふ事なからんと魯全權曰く貴説理に似て尙非なる所あり二族庭園を共にする者あり其便ならざるを以て剪て兩斷せば二人皆其用を失ふ若し一衣を裁し二人をして各一衣を有せしめば各其用を受けんと。兩國全權の會合は五回に及ぶと雖も魯は飽まで我意を主張して聽かず談判遂に調和せずして我兩使



(冑甲製ケツケルコ)

の折衝辯難も其効なく已むを得ず從來の如く雜居として假條約を締結せり是れ實に慶應三年二月二十五日なりき(魯國紀事補遺維新の時)其條約文左の如し。

權太島假規則

屬ナレバ島中ニアル兩國人民ノ間ニ行違ノ生セン事ナ敷リ互ニ永世ノ懇親ヲ瀾堅クセンガタメ日本政府ハ右島中山河ノ形勢ニ依リテ境界ヲ議定センコトヲ望ム旨ヲ日本大君殿下ノ使節ハしんとべしとるすぶるぐへ來リテ外國事務所へ告知アリシト雖モ魯西亞政府ハ島上ニテ境界ヲ定ムルコトハ承知イタシ難キナ亞細亞局長じんくとる、たいにいそつに、すつれせうほふヲ以テ雜答セリ其事ノ巨細ハ大君殿下ノ使節へ陳述セリ且魯西亞政府ハ右からふと島ノ事ニ付テ双方親睦ノ交際

ヲ保シテ欲シノ存意ヲ述ヘタリ。

第一 兩國ノ間ニ在ル天然ノ國界ニ於テハ海峽ヲ以テ兩國ノ境界トシカラフト全島ヲ魯西亞ノ所領トス可シ。

第二 右島上ニテ方今日本ハ屬セル漁業等ハ向後トモ總テ是マテノ通り其所得トス可シ。

第三 魯西亞所屬ノうるつゝ其近傍ニアルるばい、ぶらつ、れるばい、ぶろとんノ三個ノ小島ト共ニ日本ハ譲リ全ク異論ナキ日本所領トス可シ。

第四 右條々承諾難致節ハからふと島ハ是迄ノ通り兩國ノ所領ト致置ク可シ。

前書ノ際々互ニ協同セサルニツキからふと島ハ是迄ノ通り兩國ノ所領トナシ置キ且兩國人民ノ平和ヲ保タンカ爲メ左ノ條々ヲ假ニ議定セリ。

第一條

からふと島ニ於テ兩國人民ハ睦シク誠意ニ交ルヘシ萬一爭論アルカハ不和ノコトアラハ裁斷ハ其所ノ双方ノ司人共ヘ任ス可シ若其司人ニテ決シ難キ事件ハ双方近傍ノ奉行ニテ裁斷ス可シ。

第二條

兩國ノ所領タル上ハ魯西亞人日本人トモ全島往來勝手タル可シ且イマタ建物並園庭ナキ所領總テ産業ノ爲ニ用ヒサル場所ヘハ移住建物等勝手タル可シ。

第三條

島中ノ土民ハ其身ニ屬セル正當ノ理並附屬所持ノ品々トモ全ク其モノ、自由タル可シ又土民ハ其モノ、承諾ノ上魯西亞人日本人トモニコレナ風フコトヲ得可シ若日本人又ハ魯西亞ヨリ土民金銀或ハ品物ニテ是迄既ニ借受ケシ款又ハ既ニ借財ナナスコトアラハ其モノ忍ノ上前以定メタル期限ノ間職業或ハ使役ヲ以テ是レヲ償フコトヲ許ス可シ。

第四條

前文魯西亞政府ニテ述タル存意ヲ日本政府ニテ若前後同意シ其段告知スルトキハ右ニ付テノ談判議定ハ互ニ近傍ノ奉行ヘ命ス可シ。

第五條

前ニ掲ケタル規則ハ樺太島上ノ双方長官承知ノ時ヨリ施行スヘシ但シ調印後六ヶ月ヨリ遲延ス可ラス且此規則中ニ擧ケタル瑣末ノ事ニ至リテハ都テ双方ノ長官是迄ノ通り取扱フ可シ。

右條トシテ双方全權委任ノモノ此假ノ規則ニ姓名ヲ記シ調印セリ此ニ双方ノ譯官名列ヲ記シタル英文ヲ添ヘタリ。

日本慶應三年丁卯二月二十五日 魯曆千八百六十七年三月十八日 於此特堡

小出	大和	守	花押
石川	駿河	守	花押
亞細亞	長	タイニ	ソウエツニク、スツレモウホフ手記

大和守等は其年五月歸朝復命するに及び前約條書兩様の一を擇取せんことを稟議せり幕府遂に交換の方を取らず樺太を以て兩國の公領とせんことに議決し即ち其旨を露西亞コンシユルに報じ並に各國公使に通知して樺太島の事は一段落を告げたりと雖も結局前年度のとる下田條約の外に出でざりき。

第十章 千島樺太の交換

第一節 明治初年より交換條約に至る樺太

明治元年五月函館裁判所に於て樺太事務を兼掌す二年九月開拓判官岡本監輔を楠溪に遣し事務を執らしむ金拾貳萬圓米五千石を以て歳額に充つ三年二月十三日樺太開拓使を置き舊裁判所支廳舎に充つ四月東富内、西白濱、白主等主張所を設け五月兵部大丞黒田清隆を開拓次官に任じ

開拓判官  
岡本監輔  
楠溪に遣し  
事務を執らしむ

明治三年  
二月十三日  
樺太開拓使を置く

四年八月  
樺太開拓使を廢し  
北海に合併す

樺太支廳を楠溪に置き開拓判官長官を置る

委するに樺太事務の全權を以てす八月十五日日本島に赴任す之より樺太に於ける我勢力漸次陵夷し去る六月東京八丁堀に樺太開拓使假請所を設け超て十月之を出張所と改稱す十二月樺太使廳火災に罹る東富内出張所を廢す四年五月參議副島種臣に命じ魯國ボスエツト灣に入り樺太境界の談判を爲さんしめんとせしも終に行はれず七月八丁堀の出張所を廢し芝増上寺の北海道開拓使出張所内に併す八月又樺太開拓使を北海道開拓使に合併せり露人我邦人市藏を樺太獅子谷に殺す九月樺太開拓費額を更定し申酉二年の間金六萬兩米五千石を給す此年十一月特命全權大使岩倉具視等の一行歐米巡回に際して露京に着し又樺太の境界を議せんとしたれ共終に結果を得ざりき五年西白漕、及自主の出張所を廢す露人函泊に於て邦人藤次郎、及辨次郎夫妻を殺し物品を掠取し其家を焼く八月遷卒屯所を楠溪に設く九月樺太支廳を楠溪に置き開拓判官谷部辰連廳事を掌る十月出張所を小寶、西富内、茨波、鶺鴒、靜河、及東白漕に設く十一月マアスイ山道以東を東白漕出張所所轄となし以西を西白漕出張所所轄となす六年三月露人函泊の板倉に放火す邦人往て之を救はんとす露人兵を屯し之を遮り消火器を奪て火に投じ暴行を極む五月アリシカ沼口を限り西富内、鶺鴒出張所所轄の經界と定む九月英艦楠溪に來り少判官堀基に接し露人暴慢の狀を問ふ十一月楠溪外二十ヶ所を除き其他の地名は都て片假名を以て記さむ露人東富内土人トシトリの妹及ヘイミシハの妻を強姦し之を殺す十二月支廳新築成りて移轉す六年三月より漸次各出張所を廢す七年一月侍從長東園基愛、堀基、時任爲基と共に玄武丸に駕し長

沿革參考表(明治八年即ち樺太千島交換當時に際し樺太經營の先考として左に掲ぐる)

# 明治七年開拓使樺太支廳調査

白米	千二百七十三石七斗九升七合	廣米	千二百七十三石七斗九升七合	廣米	千二百七十三石七斗九升七合
白米	百八十八石三斗五升二合	廣米	百八十八石三斗五升二合	廣米	百八十八石三斗五升二合
白米	十二萬石	廣米	十二萬石	廣米	十二萬石
金	五萬五千五百兩	金	四萬二千圓	金	五萬二千五百兩
金	五萬二千五百兩	金	四萬二千圓	金	五萬二千五百兩
金	五萬二千五百兩	金	四萬二千圓	金	五萬二千五百兩

算概場漁官		算概場漁稼出	
東白	至明治三庚午 凡五ヶ年	東白	至明治三庚午 三ヶ年
西白	至明治三庚午 二ヶ年	西白	至明治三庚午 三ヶ年
鶺鴒	至明治三庚午 凡五ヶ年	鶺鴒	至明治三庚午 三ヶ年
鶺鴒	至明治三庚午 凡三ヶ年	鶺鴒	至明治三庚午 三ヶ年
鶺鴒	至明治三庚午 凡三ヶ年	鶺鴒	至明治三庚午 三ヶ年

官舎		管内里程	
東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年
西	至明治三庚午 三ヶ年	西	至明治三庚午 三ヶ年
東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年
西	至明治三庚午 三ヶ年	西	至明治三庚午 三ヶ年
東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年

官舎		管内里程		算概場漁稼出		算概場漁官	
東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年
西	至明治三庚午 三ヶ年	西	至明治三庚午 三ヶ年	西	至明治三庚午 三ヶ年	西	至明治三庚午 三ヶ年
東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年
西	至明治三庚午 三ヶ年	西	至明治三庚午 三ヶ年	西	至明治三庚午 三ヶ年	西	至明治三庚午 三ヶ年
東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年	東	至明治三庚午 三ヶ年

概算

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金四萬二千八百八十一圓三十二錢四厘), and year (明治三年).

管内

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金六千六百九十九圓八十三錢九厘), and year (明治三年).

官舎

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金六十一萬七千五百九十九圓八十二錢二厘), and year (明治三年).

總數

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金四十四萬七千六百七十二圓五十六錢四厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金八千五百三十一圓七十六錢三厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金九千三百三十三圓二錢四厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千五百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金八千五百五十一圓七十三錢四厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

伊原

Table with columns for location (東白河, 山田佐兵衛), amount (金七千七百五十八圓六十六錢九厘), and year (明治三年).

Population survey table for Meiji 7th year, showing counts for officials, family, and residents across different months.

Temperature and weather data table for Meiji 7th year, showing monthly averages and extremes.

Production and consumption data table for Meiji 7th year, listing various goods and their quantities.

Administrative and organizational data table for Meiji 7th year, listing various entities and their details.





八年八月  
樺太の約  
交換のの  
成る約島  
十月開拓  
使を拓北  
廳に支す

林三  
北三  
海三  
北三  
事北  
事北

谷部辰連に面し詔を傳へ物を賜ふ衆大に感奮す同月魯人楠溪に暴行をなす二月幌溪を限り鶴城出張所所轄となす八年八月樺太久留里(千島)の交換の約成り十一月樺太支廳を廢す而して此年間魯國は如何に其士民を移任せしめ蠶食呑噬の策汲汲たりしぞ魯國軍人の跋扈梁跳日一日より太甚して我邦人の受くる屈辱、土人の被る壓迫とは頻年連月に起り紛擾、争鬭の訴訟は殆んど絶ゆることなかりき而して我政府は内外多事の秋に際し一切「事なかれ」主義を取り單に一時の彌縫を是れ力めしかど内外人の訴出は遂に時の外務卿副島種臣をして奮激せしめ四年九月外務大丞宮本小一(鳴北と號す今貴族院議員)を特派委員となし日進艦に乗じて樺太楠溪に赴かしむ是れ魯軍隊と我邦人並にアイヌ人との争鬭を所理せしめんが爲めなるを以て魯國公使館よりも亦書記官ケレイチを特派せり而して魯國軍衛に於ても事實調査の結果軍法會議を開き首領三人を所罰して事漸く解決せり會々自主に於て我漁民魯人コンザミハイルの爲めに殺せられたりとの報ありしも時正に航海漸く困難の季となり或は越年せざるべからざるに到らんとて艦長(澤野中佐)の歸航を取急ぎたるを以て遺憾ながら其取調を爲さずして匆惶歸京し此顛末を復命す此時副島は既に其職を辭し寺島宗則外務卿たりしかば又一人の此問題を顧むる者なりし明治六年石川縣人林顯三北海道並樺太を旅行視察す其記事に曰く。

即今南隔クシニコタンの地に開拓使支廳を置かるゝと雖多くは土人にして内地人民の移住し前農業を爲す者寡く以北は概れ魯西亞の有となるの勢あり彼國よりは農兵數百を備へ類に開拓を爲すクシニコタンの地も今既に魯人と雜居の地と





最後の  
一妙策は  
何ぞや  
樺太買  
の議起  
る

眞に我政府に歸服せしに在りて。彼等曰く日本人に軍艦なく又堅固なる城壁なし。故に之を驅逐して樺太全島を占領するは、我等の方寸にありと雖、只恐るゝ所は土人の歸服し居るの一事にありと。然りと雖、當時樺太の全土到る所魯人を見ざるなく、日本の勢力日に地を拂ふて去る。此時に當りて、我に最後の妙策を講ずるものあり此策にして行はれんか或は善後の良計なりしならん何ぞや曰く樺太買地の議是なり。

### 第二節 樺太買收説

魯國は  
熱心は  
太南に  
我はた  
我はた  
傍観す  
し袖手  
空

樺太定界の談判は幾回か魯國と協商を試みたるも終に其效なく僅かに雜居の制を定めたるのみにして彼は銳意熱心汲々として南侵せるに反し我は唯袖手傍観、彼の掠奪に一任せるやの有様なりき明治の初年魯人のトゥフツに在るもの其戸數僅に二十五六なりしに翌年は大に増加して人口千五〇五十二人となれり然るに當時我が戸口は百に満たず明治五年に於てもクシユンコタ領内の人口八百五十六人(土人を併せ)に過ぎざりき於是樺太全島到る處魯人を見ざるなきに至れり。

外務大臣  
副島種  
の樺太  
買收策

慶應三年魯國はアラスカ半島を合衆國に賣渡したることあり外務卿副島種臣以爲らく數十年來の屈辱を回復するは此機に在り宜しく樺太買收策を立て、之を我有に歸し以て後患を斷つべしと由て買收金支出の餘裕あるや否やを大藏卿大隈重信に質したるに重信は其能く辨すべき旨を

樺太五十  
度以北の  
二萬圓に

五年十月  
十日の  
一談列の

答へたり於是五十度以北を二萬圓を以て買收するの議を定む明治五年春魯國代理公使ビユツォフ新に樺太談判の命を帯び來る種臣屢之と私邸に會見し議定の樺太五十度以北の地域を二萬圓を以て買收するの旨を談じ曰く貴國版圖の大より見れば樺太の如きは彈丸墨子の地のみ何ぞ自ら好んで煩勞せん宜しく我に買收せしめよ魯公使飽まで之に反對して樺太千島交換の議を唱ふ種臣は交換の不穩當なるを論じ彼我互に相譲らず數十日を費すも一の要領を得ざりき彼曰く外交協商の事若し一案により二國和解する能はざれば更に他の案を求めて速に之を決するのみあらざるなり貴國買地の外他の策の求むべきなきか種臣傲然として曰く是あり唯黙して今日に及ぶ所以の者は聊か貴官に憚る所ありしに由る請ふ之を説かん我國にして將來已むを得ずして兵を亞細亞大陸に派遣するに際し貴國其領土の何處たるを問はず我軍隊をして自由に通行せしむべしとの堅き永久の條約を締結することを得ば我は速に樺太全島を貴國に讓るべしと彼は此大膽なる申込に辟易し曰く是れ容易ならざる大事件なれば兎に角本國政府の訓令を待たざるべからずと談判茲に一段落を告ぐ是れ實に明治五年十月の事なりき。

明治六年三月種臣支那に使して外交の大手腕を振ひ聲名噴々普く歐洲外交界の嚆矢する所となる其歸朝後幾もなく八月初旬佛公使來りて曰く魯國政府は愈貴國の請求を容れて樺太を貴國に賣渡す事に一決せりとの秘密報告を得たり是れ深く貴國の爲めに賀すと種臣も亦得意の色ありと云ふ魯國が何故に如此讓歩の姿を示せしか他なし當時魯國は裏海の東南岸にニラスノヴオツ

英魯の衝突の間に在りし副島権臣の憤慨

黒田清隆の建議

前編 樺太

111

ク附近の地を得てアフガンの境に迫りシエル、アリーカンと結びて其國權を英人の掌中より奪ひ英魯の衝突危機一髪の間在るの時なりしに由るのみ然るに意外の事は起れり一日參議板垣退助來り告げて曰く頃者開拓次官黒田清隆樺太可棄論を唱へ廟議既に一決せりと種臣聞き憤慨に堪へざりしと雖も復た奈何ともする能はず蓋種臣は專任外務卿にして參議の職に在らざるのみならず此建議を爲したるは此年五月種臣の支那に在る間なりしを以て毫も參與せざりしなり種臣深く此事の魯公使の聞知せざらん事を望みしも其甲斐なく數日後魯公使來訪し曰く樺太買收論は外務卿一人の議のみ貴國政府は明に我に讓與するも苦しからずと決せしと聞く願くは貴官速に此問題を放棄し樺太をして我魯の有に歸せしめよと於是有望なる樺太買收談判も亦空しく水泡に歸し了れり開拓次官黒田清隆の建議なるものは左の如し。

臣竊かに言す彼地中外雜居の形勢を見るに僅に數年の安を保つ可くして永く其親睦を全ふする能はず今速かに之を謀るべきを得ず然りと雖も事固より前後緩急の序あり北海道の近きを捨て樺太の遠きに及すは策にあらざるなり故に先づ樺太府を石狩に置き諸藩の支配地を収め氣脈を通じ政令を一にし能者を海外に招き將來の方法を議定し百五十萬圓を以て歳額となし北海道の進歩に従て漸次之が謀をなすに若かず獨り力を樺太に專にするに至れば其成否臣の能く愚料する所に非ざらざるなりと廟議を呈納し臣をして歐米諸國を経て開拓の實況を探り且其業に長ずる者を招て以て開拓の顧問となさしむ臣の歸るや詔して兩使を合し以て諸藩の支配地を罷めて定額を立つ是に於て臣の歴見する所と教師の説とを商量し更に其方法を議定し已に之を實地に施す事其宜きをを得ば數年の後種植牧畜以て衣食を給するに足る可し加ふるに海産鹽礦の利を起し有無を通じ不足を補ひ益之を擴充せば全道の開拓功を奏する當に日ある可し獨り樺太の事に至ては臣終に從の施す可きを見ず即ち之を教師に質すも亦奇策の以て應ずるなし臣竊に外國に赴くの時常に嘗て上言して曰く力を無用の地に用

て他日益なきは寧ろ之を顧みざるに如かず故に之を棄つるを上策となす便利を争ひ紛擾を致さんより一著を讓て經界を改定して雜居を止むるを中策とす雜居の約を維持し百方之を嘗試し左支右吾遂になす可らざるに至て之を棄つるを下策とすと臣猶遂に之を棄つるに忍びず姑く方法を以て之を實地に試むる並に年あり而て猶未だ成業の算を定むる能はざる者は地勢の已むを得ざる所あればなり夫爾遠より東北數省に至る九十四里西北鶴城に至る一百二十六里其間人口僅に三千七十三人其内土人二千二百二十四人而て地方曠荒之を墾する經費巨大と謂ふべし昨壬申臣試に金六萬圓米五千石を以て歲額となし附するに小漁船一艘を以てし官員の俸給人民の撫育及往復運輸等の費用を總計するは曾て其餘の所を見ず且其風土たる唯氣候寒烈のみならず土地礫砂斥鹵にして固より栽培の施す可きに非らず漁獲の利ありと雖も衣食に給するに足らず石炭を産するも其得る所を償ふ能はず故に毎歲夥多の金銀を費し之を撫育するも其人民遂に自然の産をなす能はざる可し然らば則ち力を無用の地に用る獨り他に益なきのみならず其害を生ずるに至る必然なり是れ臣が之を棄つるを命じんとす所以なり臣今千思百慮國家の爲めに之を計るに樺太の如きは姑く之を棄て彼に用る力を移して速に北海道を經理する者今日開拓の一大急務にして抑又我國の富強に關する所なり且千八百六十八年に至り魯國所有米利堅北方の土地大約十九萬八千方里其土人四百餘人を併て七百萬弗を以て米利堅合衆國に賣るも益し善く其得失を豫算し謀あり斷ありと謂ふ可し今樺太の事何ぞ此に異ならん輕くは其名を棄て其實に就き姑く消を去て果斷に出で速かに富強の大木を立て永く國家を富岳の安におかんこと是臣が腹心を披て愚思を効す所なり。

### 第三節 樺太讓與始末

廟議既に黒田清隆の建議を容れ樺太を魯國に交付するに決せり乃ち明治七年一月魯國駐劄公使榎本武揚に命じ樺太千島交換の事を議せしむ同年八月二十九日魯京外務省亞細亞局に於て往年小出大和守と討論し頑強不屈終に大和守を屈服せし亞細亞局長スツレモーホフと第一回談判

第十章 千島樺太の交換

111

七年一月榎本武揚に命じ樺太千島交換の事を議せしむ

形式的結果  
に換ての  
樺太千島  
と千島  
の不便  
丸山作樂  
の不便  
池邊吉十  
郎の慷慨

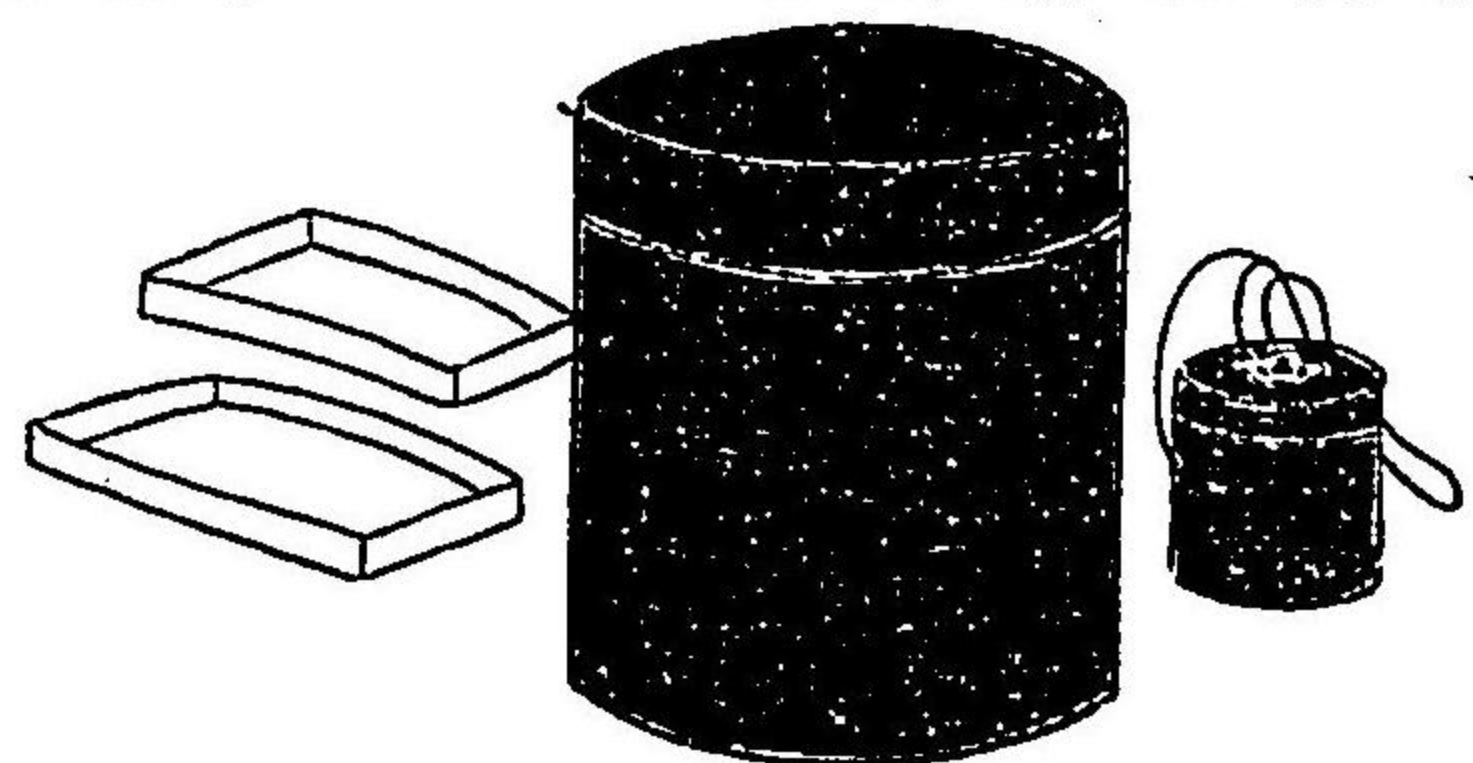
を開く亞細亞副長オステンテーターン筆記者ウィルウキー、譯官市川文吉等之に侍す九月二十  
二日第二回談判を開く彼は頗る強硬なる態度を取りラベルズ海峽を以て兩國の境界と定むる  
事を主張し我は島上に於て天然の境界を立てんと主張す彼れは其紛擾を醸すこと難居より尙甚  
しき者ありとて敢て聞かず武揚即ち樺太に關する兩國交渉の顛末を述べ曰く初ブウチャチンの  
長崎に於て簡井、川路の二使と相會するや魯國は未だラベース海峽を以て境界となすの定見あ  
らざりき續てムラヅキオフ始て全島併呑の意見を執り爾來今日に至るも依然たり之に反し我邦  
は肥前守ホロコタン五十度の地を以て境界となさんことを主張せしも調はず、次で大和守はク  
シユンナイ境界の談判を爲せりと雖も魯國遂に之を承諾せず之を要するに敢て簡井、小出の所  
説を執拗するものに非ずと雖も唯島上自然の山河地勢に就て彼我兩國の境界を劃せん事を望む  
者なりと而して魯は他く迄全島占領説を執て動かす且既に日本が樺太讓與の意志を充分知悉し  
たれば寸毫も我に譲るの愚を學ぶべくもあらず形式的談判の結果は遂に豫定の樺太千島交換條  
約となり千島と交換すてふ一の美名の下に樺太讓與の一大屈辱を受くるに至れり當時我外務大  
丞丸山作樂等は此交換を不服なりとし其言若し聽かれずんば三條公の面前に於て潔く割腹すべ  
しと絶叫し肥後の志士池邊吉十郎は廟堂の失計を慷慨して。  
丹心唯希魯陽戈。奈三此皇威日墮何。聞説蝦夷交換事。丈夫亦自淚痕多。  
と歌ひたりしも所謂ゆる無駄骨折として廟堂の一顧をも買ふに由なかりき。

樺太讓與  
式と千島  
讓與式

樺太經界  
問題は讓  
與して以  
て着るを  
告

樺太千島  
交換條約

此條約は翌明治八年五月七日を以て締結せられ八月二十二日東京に於て交換せられ九月開拓中  
判官長谷部辰連魯國理事官バラブレと樺太クシユンコタンに相會して樺太島讓與式を行ひ十月  
開拓使五等出仕時任爲魯國理事官マチユニンとクリール島に相會し千島讓與式を行ふ此事は同  
年十一月十日太政官日誌を以て公  
布せられ茲に一世紀間日魯兩國間  
に於ける紛争の動機たりし樺太經  
界問題は讓與てふ文字を以て着る  
を告げざるべからざるに至りぬ嗚  
呼今左に樺太千島交換條約を載せ  
以て本章を了らん乎哉。



(桶証)

(モカ)

\*ニ存スル交誼ヲ聖年ナラシメンカ爲メ大日本  
國皇帝陛下ハ樺太ニ存スル領地ノ權利全魯  
西亞皇帝陛下はくりの群島上ニ存スル領地ノ  
權利ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ハント欲ス。  
(モカ) 大日本國皇帝ハ(海軍中將兼魯京特命全權公  
使從四位)榎本武揚ニ其全權ヲ任シ魯西亞  
國皇帝陛下ハ太政大臣(勳章略之)公爵あれき  
さんどる、ごらちやこふニ其全權ヲ任セリ。  
右各全權ノ右左條款ヲ協議シテ相臨ス。

第一款

大日本國皇帝陛下ハ其後胤ニ至ル迄現今樺太  
島ノ一部ヲ所領スルノ權利及君主ニ屬スル一  
切ノ權利ヲ全魯西亞國皇帝陛下ニ讓リ而今以  
後樺太島ハ悉ク魯西亞國ニ屬シらるべし  
海峽ヲ以テ兩國ノ境界トス。

大日本國皇帝陛下  
全魯西亞國皇帝陛下ハ今般樺太島(即薩哈  
連島)是迄兩國雜領ノ地タルニ由ツテ屢次  
其間ニ起レル紛議ノ根ヲ斷テ現今兩國\*

第二款

第十條 千島樺太の交換

島第二あらいも島第三ばらむしり島第四まかんる一島第五をんれこたん島第六はりむこたむ島第七こんかま島第八しや  
すこたん島第九むしる島第十らいこけ島第十一まつあ島第十二らすつあ島第十三すれどれわ及うししか島第十四けとい島  
第十五しむしる島第十六ふとん島第十七ちえるはい並にぶらつと、ちえるぼるへふ島共計十八島の権理及び君主ニ屬ス  
ル一切ノ權利ヲ大日本國皇帝ニ譲リテ而今而後くりる島ハ日本帝國ニ屬シ東察加地方らばつか岬トしゆむしゆ島ノ間ナル  
海峡ヲ以テ兩國ノ境界トス。

第三 款

前條所載ノ各地並ニ其產地ハ此條約批准取爲換ノ日ヨリシテ直ニ全ク所領主ニ屬スル者トス但其各地受取渡ノ式ハ批准  
後双方ヨリ官員一名又ハ數名ヲ撰テ受取掛トシ實地立會ノ上執行ヲ可シ。

第四 款

前條所載交換ノ地ニハ其地ニアル公園ノ土人ノ下手セサル地所一切公共ノ造營廢壁屯所及ヒ人民ノ私有ニ屬セサル此ノ種  
ノ建物等ヲ所領スルノ權理ヲ兼存ス現下各政府ニ屬スル一切ノ建物及動産ハ第三款ニ載スル双方ノ受取掛取調ノ上其代價  
ヲ按査シ其金額ハ其地ヲ新ニ領スル政府ヨリ出ス者ナリ。

第五 款

交換セシ各地ニ住ム各民(日本及魯人)ハ各政府ニ於テ左ノ條件ヲ保證ス各民並共ニ其本國籍ヲ保存スルヲ得ルコト其本國  
ニ歸ラント欲スル者ハ常ニ其意ニ任セテ歸ルヲ得ルコト或ハ其交換ノ地ニ留ルヲ願フ者ハ其生計ヲ充分ニ營ムヲ得ルノ權  
理及其所有物ノ權理及隨意信教ノ權理ヲ悉ク保全スルヲ得ル全ク其新領主ノ屬民(日本人及魯人)ト差異ナキ保護ヲ受ル  
事。

第六 款

雖然其各民ハ並共ニ其保護ヲ受ル政府ノ支配下ニ屬スル事。

第七 款

樺太島ヲ讓ラレシ利益ニ酬ユルタメ全魯西亞國皇帝陛下ハ次ノ條件ヲ准許ス。

第一 日本船ノころさこふ港即くしゆんこたんに來ル者ノ爲メニ此條約批准爲取換ノ日ヨリ十ヶ年間港稅モ免スルコト此  
年限滿期ノ後ハ猶之ヲ延ハスモ又ハ稅ヲ收メシムルモ全魯西亞國皇帝陛下ノ意ニ任ス全魯西亞國皇帝陛下ハ日本政府ヨリこる

さこふ港ヘ其領事館又ハ領事兼任ノ吏員ヲオクノ權理ヲ認可ス。  
第二 日本船及商人通商航海ノタメをばつく海諸港及東察加ノ海港ニ來リ又ハ其海及海岸ニ沿テ漁業ヲ營ム等澤ヲ魯西亞  
最懇親ノ國民同様ナル權理及特典ヲ得ル事。

第七 款

海軍中將樺本武揚委任狀到來セスト雖モ電信ヲ以テ其送致スル旨ヲ確定セラル、ニ依リ其到ルヲ待タズシテ此條約ニ記名  
シ其到ルヲ待テ各全權委任狀ヲ相示スノ式ヲ行ヒ別ニ其事ヲ記シテ以テ左券トス可シ。

第八 款

此條約ハ大日本國皇帝陛下並ニ全魯西亞國皇帝陛下並ニ互ニ相許シ而シテ批准ス可シ但各皇帝陛下ノ批准爲取換ハ各全權  
記名ノ日ヨリ六ヶ月間ニ東京ニ於テ行フ可シ。  
此條約ニ權力ヲ附スルタメ各全權各其姓名ヲ記シ並ニ其印ヲ鈐スル者ナリ。

明治八年五月七日

魯曆千八百七十五年四月二十五日

條約ニ屬スル公文

日本國皇帝陛下ノ政府ト魯西亞國皇帝陛下ノ政府ハ本日兩帝國間ニ結ビタル條約第四款ニ載セタル條件ヲ完成センタメ下名  
ノ者協議ノ上左ノ條款ヲ定ム。

第一 款

魯西亞帝國政府ハ本條約ノ旨ニ基キ日本政府ノ建物及動産ヲ引受ヘキヲ以テ其代價ヲ日本政府ニ拂フコトヲ承諾シ日本政  
府ヨリ報知セラレシ金額即種數一百九十四軒代價七萬四千〇六十參圓(日本ドルラレ)及動産ノ代價一萬九千八百十四圓ヲ  
以テ其物價檢査ノ基トナス。

第二 款

本日取結ビノ條約第三款ニ掲グル各地受取掛双方役人ハ各地ニ在ル建物及動産ノ兩政府ニ歸ス可キモノヲ檢査シテ其代價  
ヲ決定ス可シ右双方役人ヨリ各地並ニ靜動二産受取濟及其決定セシ代價ノ屬書落書ノ後魯西亞政府附ノ物品代價差引剩餘

第十章 千島樺太の交換

條約に屬  
する公文

金額ハ各地並ニ補助ニ産公然受取済ヨリ六ヶ月内ニ比特堡府ニ於テ日本公使又ハ日本國皇帝陛下ヨリ別段ニ其命ヲ奉シタル役人ニ渡スコシ。

第三 款

日本結約ノ第五款中ニ陳スル交換セル各地ニ留ル各民ノ權利及地位並ニ各地ニ住ム土人ノ義ニ付テハ東京ニ於テ日本政府魯西亞辦理公使ト尙之ニ附録ス可キ條款ヲ取極ム可シ其爲メ入用ナル全權ヲ魯公使ニ附スル者ナリ。

第四 款

前條ニ載セタル議定セシ件ハ同日記名セシ本條約ノ列ニ加ヘタルモ同シ權力アル者ナリ。

右ヲ確定スルタメ下名ノ者此公文ヲ作り以テ各其印ヲ調スル者ナリ。

明治八年五月七日

一千八百七十五年四月廿五日

樺太千島交換條約附録

樺太千島交換條約附録

明治八年五月七日即チ千八百七十五年四月廿五日魯國聖比特堡印濟ノ公文第三款ニ基キ及同日調印ノ條約第五款ノ旨趣ヲ完全ナラシメ且施行セシカ爲メ双方議與濟ノ領地ニ在住セル各政府臣民ノ權利及其身分且兩地方土人ノコトニツキ日本皇帝陛下及全魯西亞皇帝陛下ハ爲メニ各全權委員ヲ命ジタリ即チ日本皇帝陛下ハ其外務卿寺島宗則子之ニ任ジ又全魯西亞皇帝陛下ハ侍從兼國議院議員日本在留辦理公使トシテ之ヲ充テ双方委員ノ書ヲ照應シ狀實良好ニシテ其至當タルヲ見テ左ノ條款ヲ合議決定スル者ナリ。

第一 條

交換済ノ各地ニ住ム日本及魯西亞ノ臣民現ニ其所有セル地ニ在住セント願フモノハ自個ノ職業ヲ十分營ムヲ得且其保護ヲ得ヘシ又現在所有地界限中ニテ漁獵及鳥獸獵ヲナスノ權ヲ有シ且其生涯中自己職業上ニ關スル諸稅ヲ免ル可シ。

第二 條

樺太さかりん島及くりる島ニ在住セント決スヘキ各臣民ハ所有ノ權利ヲ有スコシ又現今所持ノ不動産ヨリ收入スル物件及所有ノ權利ヲ證明セル證書ヲ渡シテ可シ。

第三 條

樺太さかりん島及くりる島ニ在ル各臣民ハ自個ノ宗旨ヲ尊崇スルコト全ク自由タルヘシ又禮拜堂寺堂及墓所ハ毀害ス可ラス。

第四 條

樺太さかりん島及くりる島ニ在ル土人ハ現ニ住スル所ノ地ニ永住シ且其儘現領主ノ臣民タルノ權ヲシ故ニ若シ其自個ノ政府ノ臣民トシテ欲スルハ其居住ノ地ヲ去リ其領主ニ屬スル土地ニ赴ク可シ又其儘在來ノ地ニ永住ヲ願ハ、其籍ヲ改ム可シ各政府ハ土人去就決心ノタメ此條約附録ヲ右土人ニ達スル日ヨリ三ヶ年ノ猶豫ヲ與ヘナク可シ此三ヶ年中ハ是迄ノ通り樺太島及くりる島ニテ得タル特許及義務ヲ變セシテ漁獵鳥獸獵其他百般ノ職業ヲ營ムコト妨ナシト雖モ總テ地方ノ規則又法令ヲ遵守スヘシ前ニ述フル三ヶ年ノ期限過キテ猶双方交換済ノ地ニ居住セント欲スル土人ハ總テ其地新領主ノ臣民トナル可シ。

第五 條

樺太島及くりる島ノ土人ハ各自ノ宗旨ヲ遵崇スルコト全ク自由タル可シ又寺堂及墓所ハ毀害ス可ラス。

第六 條

此條約附録ノ右五ヶ條ニ載セタル議定ノ件々ハ明治八年五月七日聖比特堡ニ於テ調印簿ノ條約ニ加ヘタルモ同シ權力アルモノナリ。

右ヲ確定スルタメ各全權委員此條約附録ヲ作り二通ト爲シ以テ各其印ヲ調スルモノナリ。

明治八年八月二十二日

千八百七十五年八月十日

東京に於て

魯西亞國辦理公使

寺島宗則 印

日本外務卿

鳴呼樺太彼の如く蠶食せられ彼の如く併吞せられ而して終に此の如く略奪せられたりぬ烟山氏の外交時報樺太懐古に於て必ずしも千島樺太交換條約と謂はす敢て之を讓與と名づけ畧奪と唱ふる所以の者蓋し其理なしとせずと喝破せるもの何人か之に首肯せざらんや。

第十章 千島樺太の交換

樺太の讓與と樺太の界事

猶参考として樺太に對する明治初年度より八年に到る經費項別を左に掲げん。

開拓使(樺太支廳)の經費項別一覽表

科目	樺太開拓使				開拓使				累計
	第一期	第二期	第三期	計	第一期	第二期	第三期	計	
俸給	2,900,000	3,000,000	3,000,000	8,900,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000	17,900,000
雑給	500,000	500,000	500,000	1,500,000	500,000	500,000	500,000	1,500,000	3,000,000
旅費	100,000	100,000	100,000	300,000	100,000	100,000	100,000	300,000	600,000
營繕費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
外國行請費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
外國留學生費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
船泊費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
農事試験費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
生産試験費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
開墾費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
病院費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
土木費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
警察費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
恩賜費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
救助費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
四人請費	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	30,000,000	60,000,000
計	100,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000	100,000,000	100,000,000	100,000,000	300,000,000	600,000,000

開拓使(樺太支廳)經費項別表

(細川峯北調査財政總覽摘要)

樺太の回復

第十一章 樺太の回復

然るに今や天運循環此舊領土たる樺太島は再び我に回復せらるゝに會ふ豈に快ならずや抑も明治三十七年我國露を魯國に開くや連戦連捷陸に於ては敵を開原以北に驅逐し海に於ては敵の艦隊を殲滅し以て全然制海權を占有す是に於て樺太を征略するに決し陸軍中將原口兼濟をして軍を率ゐて之を討たしむ明治三十八年七月七日樺太軍の一部は北道艦隊と策應して豫定の上陸メレンヤ附近を占領し八日早朝南部樺太の首都コルサコフを占領し四日間の殘敵掃蕩全く南部樺太の占領を確實にす同月二十四日樺太軍の主力は北道艦隊と策應して豫定の上陸點アルコフ附近を占領し引續き北部樺太の首府アレキサンドロフスキーを占領し越へて二十八日同島中央の首府ルイコフを占領す後軍の獨立騎兵は敗殘の敵を急追してルイコフ南方約十里のタウランに至るや敵は其南方約十里附近のオールに停止し三十日午前軍使を遣し降伏に決す守備隊司令官リヤブノフ以下茲に悉く投降俘虜となり樺太全島全く平定し了れり而して其平定が明治八年八月二十二日東京に於て(大日本帝國皇帝陛下は其後の亂に至る迄現今樺太島の一部を所領するの

權利及君主に委する一切の權利を全魯西亞國皇帝陛下に譲りて而後樺太島は悉く魯西亞帝國に屬シラベルース海峽を以て兩國の境界とす」と云へる所謂樺太千島交換條約の滿三十年に相當する亦奇ならずや我國民の宿怨は斯の如くにして除かれ我國家の名譽は斯の如くにして恢復す國民皆手を額たして相慶賀する所以の者亦宜ならずや。

### 第十二章 樺太の地勢

薩哈噠島は東經百四十一度廿八分乃至百四十四度四十分北緯四十五度五十四分乃至五十四度二十分の間在りて南北延長二百二十二里半(八百九十魯里)幅員約八里乃至五十里(三十二魯里乃至二百魯里)面積約四千八百三十八方里(六萬六千方魯里)北東は「オホツスク」海、南は宗谷海峽西は間宮海峽に臨み沿岸には幾多の港灣あるも港口總て開放し風浪を防ぐに足る者なく從て錨地として有望なるは少く且つ冬季沿岸結氷久しきに亘るは本島の一大缺點なり港灣中重なるものは東海岸に於ては「ヌイ」灣にして北緯五十二度に在り延長三十三魯里最も廣き所に於て十魯里、外海とは沙嘴を以て相隔て狹隘なる水渠にて相通じ港内淺く且つ門洲多し「ナビリ」灣は「ヌイ」灣を距る南に二十三魯里長さ二十六魯里幅十六魯里灣口至て狹し「テルベニエ」灣は本島港灣中最大なるものにして灣口兩岬間(近藤岬「ノネト」及七郎灣「テルベニエ」岬)の距離百二十魯里に達し灣入四十五魯里に及ぶ本島南岸には東伏見灣「アニツ」灣あり長さ

樺太千島  
交換條約  
の滿三十  
年相  
當す

位置

港灣

山脈

(北より南へ)約五十五海里、西海岸南部には「ラクマカ」「マツカ」及「ボロトマリ」等の小灣あるも港と稱すべきものなく且つ沿岸一帯門洲相連り僅に狹き水渠にて灣内に通ずるのみ概して西海岸は冬季寒氣最も嚴酷ならざれば結氷せず又同沿岸北端には「バイカル」灣「クエグタ」灣あり。

本島は山嶽極めて多く且つ山脈各々獨立す重なる山脈は五つあり即ち西海岸山脈は北緯五十一度二十一分より初まり海岸に沿ふて島の南端に達す該山脈は島中の最高嶽にして其尖嶺「リヤ、マルチニエ」(「ツエ」の南にあり)は高さ四千九百五十呎に達し山脈の平均高さは「エスツリ」「スバンベルグ」「ベルテゼット」最も高し)二千九百七十呎なりとす東海岸山脈は西海岸山脈に比すれば長からざるのみならず高さ亦大ならず北緯五十一度四十分に始まり「テルベニエ」岬に終る高さは平均六百六十呎にして最高嶺「チイアラ」は二千呎に過ぎず本島南部には二個の山脈あり其一を「ススナイ」山脈と稱し其二を「トニノ、アニツ」山脈と稱し「アニツ」半島に在り山脈の高さは平均千五百呎なり「ススナイ」山脈又は南部中央山脈とも稱する山脈は東海岸「ススナイ」岬に初まり「アニツ」灣の北岸宗谷「チビサニ」兩岬に至りて盡く平均高さは約二千五百呎なりとす第五の山脈は本島の北部に在りて北部中央山脈と稱し本島北端に初まり北緯五十一度二十一分に達す内「ツリ、プラーター」及「エングイス、パール」の如きは二千呎に達するも他は五六百呎に過ぎず。



河

本島の平地は山脈に沿ひ北より南に擴がり其重なるもの四あり最も大なるものは本島北部にありて北部中央山脈にて横断せられ北緯五十三度五十分に達す該平地及中央山脈の面積は幾んど全島三分の一を占む平地の多くは樹木なく灌木又は苔にて覆はれ唯だ僅に寒帯地に生ずべき樹木を看るのみ第二平地は本島中部に在り東西山脈の間に位し北部は最も狭く南に進むに従ひ樹く七郎灣「テルベエニエ」灣北岸に至て終る前記兩平地は最も著しきものにして其外小なるものは本島南部にあり一は西部山脈及「ススナイ」山脈間に一は「ススナイ」山脈及「トーニノ、アニワ」山脈の間に在り。

本島西海岸は山脈重疊し唯だ時に狹隘なる平地にて遮断せらるゝが故に間宮海峽(樺根海峽)に注ぐべき河は總て長からず常に溪泉の趣あり内三十魯里以上の長さをも有するものは「チフナイ」「イフダム」「シチエグロコフ」「アレクサンドロフカ」「ツイカ」とも稱す等の諸河とす樺太中重なる河流は二平地へ流れ中部の平地は「ボロナイ」大「ツイミ」「ノコロ」の三大河にて灌漑せられ南部平地には「リュトガ」「ススヤ」及「ナイブチ」の三流あり。

「ボロナイ」河は源を西部山脈東側北緯五十度四十一分の所に發し「テルベエニエ」灣北西部に注ぐ延長二百魯里以上幅河口附近にて凡そ二百「サアジエン」右岸下流に於ける水深は四乃至五十「サアジエン」とす上流に於ける谷地は狭く山嶽の爲め壓せらるゝも中流及南部に至ては幅員三十乃至四十魯里に及ぶ「ボロナイ」河は河口より一百魯里は舟楫を通すべく若し水渠を改修せば

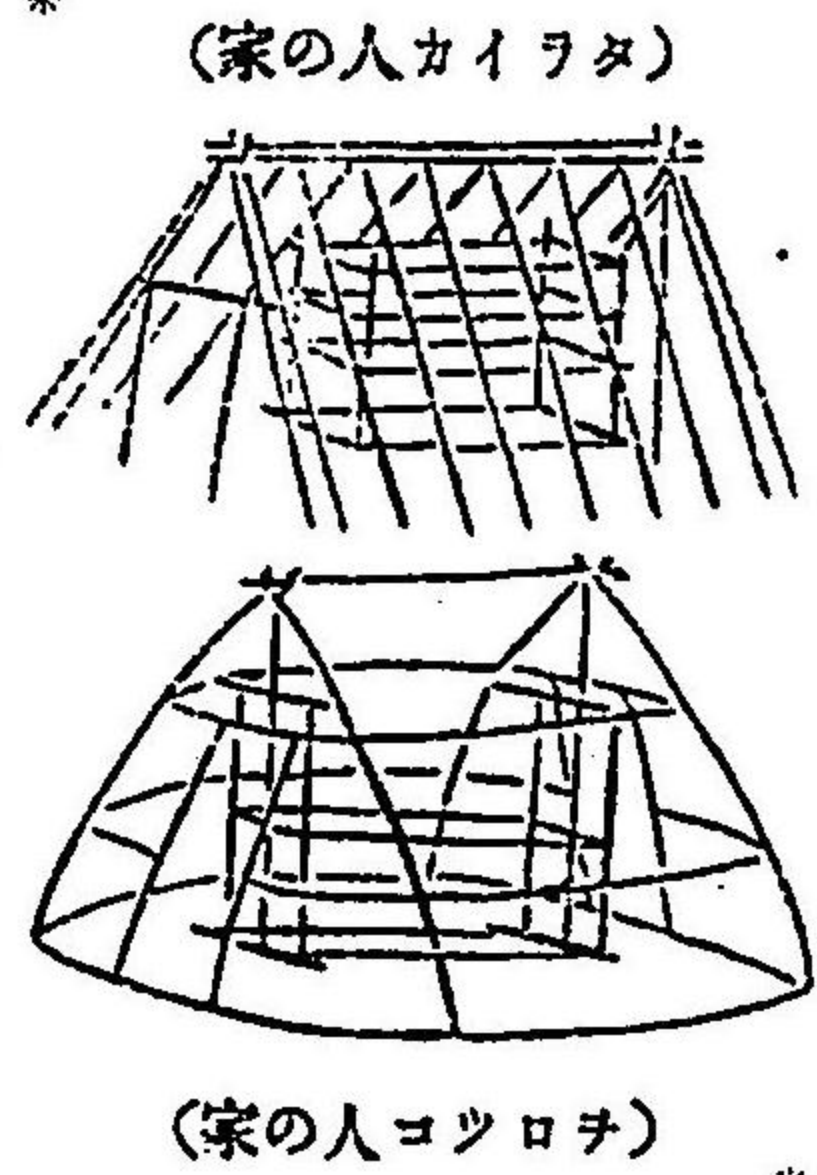
其以上に及ぶべし河口を距る約十二魯里の所、左岸に「タランコタン」河あり本流と別れて海に注ぎ右二流の間は三角洲を成立す此外支流の重なるものは右岸には「シッカ」「ウマンガ」「サヂヤ」「ツマンガ」左岸には「バラムイクチ」「チケブ」「ムイギ」「ウラチ」其外數多の小流あり。

全島中最も大なる河を大「ツイミ」と稱し「ボロナイ」河と同じく中部平地に流るゝも其方向は之れに異れり水源は「ボロナイ」水源より三十魯里を距る東部山脈中より發し「ヌイ」灣に注ぐ延長三百五十魯里に達す「ツイミ」

河の谷地は兩方より山脈にて覆はる河身の屈曲甚だしく流勢頗る駛し中流以上は春季に當り減水すること多し支流の重なるものは右岸には「ツブ

に源を發し北より南に流れ「テルベエニエ」灣に注ぐ延長八十魯里「ナビリ」河は源を東部山脈の北東斜面より發し南より北に流れ「ナビリ」灣に入る。

本島南部の河川中「リュトガ」及「ススヤ」の兩河は「アニツ」灣内「ロンシ」入江に注ぐ「リュトガ」は源を西部山脈に發し其源流は近く間宮海峽(樺根海峽)に接するが故に土人は常に流に沿て湖り夫れより陸路西海岸「マウカ」灣に到るとあり「リュトガ」の長さは源を「クスナイ」附近に發す



「レンクーチ」「アドツイミ」「タング」「アミウオ」左岸には「ガリウオ」「チリウオ」「ウオシ」大小「ブリマ」小「ツイミ」「バレウオ」等あり。

る支流「クリチナイ」を合し幾んど二百魯里に達す幅五十「サアジエン」深サ八呎、河口より少しく湖れば支流「チヨウブト」あり長さ二十五魯里。

「ススヤ」河は「ススナイ」山脈に沿て流れ延長百魯里餘幅二十「サアジエン」以下深さ四呎。

「ナイブチ」河は源を「スバンベルグ」山麓に發し「ススナイ」岬より少く北に於て「オホツスク」海に注ぐ長さ約百五十魯里右岸には大小「タコエ」の兩支流あり大「タコエ」河の上流は「ススヤ」河の支流「エクロキ」河の上流に幾んど相接す。

湖は總て海岸に接近し或るものは多少大なる支流に因り海と連絡し湖水爲めに鹹味を帶ぶ最も大なるものは「タライカ」湖にして「テルベエニエ」灣内「ボロナイ」河口より北東二十魯里にあり面積約八十五平方魯里、西海岸に在ては稍々大なるものは「ライシスカ」湖にして北緯四十八度二十五分の所にあり「ボロンゲ」湖は島の北端に位す東海岸にては「テルベエニエ」岬に「トウケイ」湖アリ「トンナイチャ」湖は「モルドウイノフ」灣に近く接し面積七十五平方魯里更に南に進めば「アラクオイ」河を以て連絡する大小「チビサニ」湖「ワウイト」湖「ブッセ」灣及「オムト」淡水湖あり。

本島中道路と稱すべきものは「ユルサコフ」「ナイブチ」間及「アレクサンドロフスク」より「ルイコフ」を経由「オノール」に至るの二道路にして車馬を通するに足る其外「オノール」「シッカ」間「シッカ」より東海岸を経て「ナイブチ」に至る道路及西海岸一帯の地は多くは人道を通するのみ

湖

道路

島嶼

海馬島

にして車道と稱すべきものなし冬季は「アレクサンドロフスク」大陸間及「シッカ」「ユルサコフ」間は犬を以て轆車を牽かしめ「オノール」「シッカ」間は馴鹿を以て轆車を牽かしむ。

本島に付屬する島嶼は東海岸「テルベエニエ」灣に在る「チユレニ」「海豹島」「ロペン」島及西海岸「マウカ」の南西に在る海馬島「マチロン」島にして前者は臘臘棲息地たるを以て名あり島の周圍凡そ一魯里にして實に葦爾たる一小島なり又海馬島は樺太西部の一孤島にして本邦人之を海馬島と稱し土人は之を「トモジリ」と云ふ明治八年樺太と共に魯國の版圖に歸し其後之れを「マチロン」島と改稱せり、南宗谷海峡を控へて我が利尻禮文の兩島と相對し北緯四十五度二十五分東經百四十一度二十分の間にあり南北の長さ一里余東西凡そ二十丁周回三里余東部西北利「ハバロフスク」府總督の管轄する所にして無人の一孤島となす。

本島の地勢は南北二面岩礁羅列し船舶を近づくべからず東北は自然の灣形をなし船舶の碇繋に適し海底深く漁船の避難所としては屈強の良灣なり西部は斷崖絶壁山甚だ高からず樹木は北部に繁茂して自然の魚附林を形成せり地味又農耕に適す氣候は宗谷及利尻島に比して大差なし飲料水は海岸所々に湧出し給用の不足を感ずる事なし用材及薪炭は樺太島より供給を仰がざるべからず然れども流木の漂着したるもの太だ多く四五年間は供給に不足なし。

水族は甚だ饒多にして數十萬頭の海馬は海中と陸上と四季とを問はず棲息し其奇觀名狀すべからず又た無数の鷗は空中に翩翔して岩角沙汀に到る所に巢を結び六七八の三ヶ月間は産卵處々に

累々たり鳥糞各處に小丘をなし彼の南洋の鳥島に比し敢て遜色あらず且つ諸般水族の豊富なること實に驚くべきものあり子粕(數の子)濱海に打寄せられ數町の間堡壘を築きたるの觀を呈せり其子粕と云ふは鯨群海藻に産卵し海波激動の爲め揺り落されたるものが海潮の作用によりて海濱に打寄せたるものにして年々空しく之れを腐敗せしむるは實に金玉を放棄するに齊しきなり以て本島鯨魚の富饒なる推して知るべきなり又た海鼠の繁殖太だ宜しく間宮海峡(韃靼海峡)中外に其比を見ずと云ふ鯨も亦た鯨漁に譲らざる游栖を見る其他昆布、石花菜、布苔雜魚等も尠からず實に天藏無盡と稱するも過等にあらざるなり。

本島は之を我千島列島に比すれば海面遙に穩和にして潮汐の漲落稍や緩なれども冬季北西風の多き時に際しては波浪頗る高く殊に南方宗谷海峡内外に於ける潮勢は常に不規則にして流行風の爲めに潮路を左右せられ其影響として能取岬附近に於て相競激し益す潮勢をして險惡ならしむ此方面に於ける潮流は北海道西海岸より來り本島東西兩側を洗ひ北方に走り一部は宗谷海峡を東方に流れて「オホツク」海に入るを例とす本島は韃靼海に面し潮水黒龍江の淡水を容るゝ多きが故に鹽分稀薄なり且つ冬季中は結氷し翌年三年下旬に至りて漸時解漸す鯨の漁季は四月より六月迄子粕は五月より六月迄海鼠は七月より九月迄昆布、右花菜、布苔は七月より九月迄、鴨卵、鳥糞等は六月より八月迄鷗の捕獲は四月より九月迄海馬の捕獲は九月より四月迄鰈漁は季節を問はず漁收あり。

風位及潮流

### 第十三章 樺太の氣象 (風位、潮流、溫度、結氷、氣壓)

本島は南北延長八百九十魯里なるに比し其幅員僅かに三十二魯里乃至二百魯里に過ぎずして潮流及風向の本島北部中部南部に於ける氣候に及ぼすべき影響は頗る著大にして緯度の位置より生すべき自然的氣候を變化すると多きが故に單に地理上の位置に據り本島の氣象を論ずるは恐く其當を得ざるとあるべし又本島は最も多濕にして雨雪及霧極めて多く東海岸特に甚だし。

本島に於ける重なる風二つあり一は「オホツク」海北部及日本海溫度の差より生し一は大陸の溫度と「オホツク」海の溫度との不平均より生するものにして特に第一の不平均は著しきものあり故に重なる風向は南北にして其風力最も強し又本島山脈は總て風向と同じく南北に蜿蜒たるが故に風向に對し何等の防衛を爲すとあるなし。

潮流に關しては露人「シレンク」は本島沿岸に於ける寒流を別て二となし一は「オホツク」海の東北部に始まり南西に向ひ更に別れて二となり其一は本島の北端部を洗て北東岸に沿ひ南向し「テルベニエ」灣にて暖流に會し一部は千島群島に向て奔り一部は茲に全く消失す第二の寒流は「オホツク」海北西部より來り本島西海岸に沿て南に向ひ終に日本海に注入す所謂對馬潮流なる名稱を有する「サハリン」暖流は黒潮の支流にして宗谷海峡に於て二に分れ一は本島南端に沿て進み「テルベニエ」岬に於て寒流と遭遇す他の小暖流は本島西海岸に沿て流る第一の暖流





本島一ケ年間の氣壓は四百乃至六百「ミリメートル」にして「ニコラエフスク」に均しく南島蘇里州に譲るも各年に於ける高低の差は頗る著し數十年間薩島三要地に於ける氣壓を記すれば左の如し。

地名	中	最高度	最低度	昇降極度ノ差
アレクサンドル	五六七	八八〇	三五七	五二三
十六年間ノ實測				
ルイコフ	五六〇	七五五	四二〇	三三五
十二年間ノ實測				
コルサコフ	四〇六	五九五	一四七	四四八
八年間ノ實測				

又千八百九十八年に於ける「ヨルサコフ」外數ヶ所に於ける四季平均氣壓を調査するに左表の如し。

地名	冬	春	夏	秋	一ケ年平均
コルサコフ	五六六	二〇〇	一一五	一九一	五六三
ガルクノ、ウラスコエ	五六六	二〇〇	一一五	一九一	五六三
マカ	五六六	二〇〇	一一五	一九一	五六三

### 第十四章 樺太の人種 (日本人、自由民、流刑人、異種人)

本島千島交換前本島に居住したる人種は日本人魯西亞人「アイノ」人「ギリヤーク」人「オロチヨ」人「ツングー」人及「ヤクーツ」人にして内、勢力の最も盛なりしものは日本人にして魯西亞人之れに次ぎ而して雑居の結果日魯人間の紛擾常に絶えず終に明治八年千島と交換の條約締結せられ爾來日本人は漁業の爲め渡航するの外曾て永住したるものなく從て本島に於ける魯國の經營初めて其緒に就くを得たり然ども魯國政府が本島拓殖の方針たる先づ歐魯より重罪犯人を移殖して地方の開拓に従事せしめ本島を以て一大監獄島と爲すべき計畫にして土地を開拓すると同時に罪人をして國家の害毒たる分子を歐魯より追放すべきこととなせり其政策たる一見智巧なるが如くにして當初數年間は效果あるもの、如くなりしも年を経るに従ひ又大に有害無益なるを發見するに至れり蓋し移殖せられたる罪囚は固より勤勉貯蓄の精神なく殺人強盜等の犯罪は彼等の常業にして此の如き人種を驅て比較的生産力寡少なる本島の拓殖に就かしめ其の成功を望むは抑も能はざるを責むるに均しきのみならず尙ほ他良民の移住を阻害すると頗る大に

魯國の拓殖策

住民ノ區別

して魯國政府三十年間の經營幾んど失敗に歸したるは固より當然の結果と稱すべし若し魯國政府にて最初より移住せしむるに良民を以てし本島に於て將來發達の見込あるべき礦業林業漁業を獎勵したりしならんには效果觀るべきもの蓋し今日と霄壤の差あるべきを信す且つ罪囚たりし殖民は元來經實堪久の性質に乏しきが故に一旦刑期滿ち本島を去るの權利を得れば忽ち歐魯若くは西伯利に復歸せんことを欲し又跡を本島に止むるもの稀れなるに因り本島の人口十數年來曾て著しき増加を看ざるが如し近年魯國政府は茲に觀る所あり大に本島拓殖の制度を改正し罪囚の移殖を廢止せんとするの意あるも經費其他の都合にて未だ斷行するの時機に達せんとは本島軍務知事が親しく談話せし所なり。

左に本島在住魯國人を良民と稱すべき自由民及流刑人の二種に別ち更に細別して其種類を明かにす。

(一) 自由民

(千八百九十八年一月一日ノ調査ニ據ル)

種別	男		女		計
	男	女	男	女	
志望ニ因り流刑人タル夫又ハ妻ト同行シタルモノ	六	一、三〇八			一、三一四
同上	二、八一四	二、六四五			五、四五九
流刑民ノ兒女ニシテ農民トナリシモノ	二四三	九六			三三九
同上	二八	五三			八一
小計	三、〇九一	四、一〇二			七、一九三

(二) 流刑人

文武官吏、下士卒及同上家族	二、〇三〇	一九五	二、二二五
同上	一九八	八一	三二九
小計	二、二二八	三七六	二、六〇四
計	五、三一九	四、四七八	九、七九七

自由民

前記自由民中官吏、兵卒及其家族兒女を除けば他は皆な罪人ならざるも最も罪人に密接したる人種にして其教育及生活の程度に鑑るに亦下級民たるを免れず然れども魯國人にして本島住民中の良民と稱すべきものは此種族にして彼等は商工業を營み農業漁業に従事して本島住民中健全なるものと稱すべし又本島住民中多數を占むるものは前掲流刑人中の流刑罪人及流刑殖民の

種別	男		女		計
	男	女	男	女	
流刑罪人	六、三六六	七、一四	七、〇八〇		
流刑農殖民	七、九七七	九、五八	八、九三五		
流刑計	五、四二七	七、二五	六、一五二		
自由民及流刑人合計	一九、七七〇	二、三九七	二二、一六七		
成年	二五、〇八九	六、八七五	三一、九六四		
成内	二二、〇四九	三、九九六	二六、〇四五		
兒女	三、〇四〇	二、八七九	五、九一九		

雜種人

異種人

二種となす。  
 魯國に國籍を有する雜種人は魯領歐亞兩州内到處に居住するもの頗る多く前記本島魯國人たる流刑人中にも雜種人少からず彼等は自國の宗教たる回々教を信奉し舊國の習慣を固守し結婚葬祭等一に國式に遵て之を行ひ且つ商利に敏きと猶太人に次ぎ性質概して温良ならず魯國官廳に於ては此等雜種人を魯國臣民に算入し其戸口に關し別に統計を備へざるに因り其詳細を知る能はず。

本島在住異種人種中最も多數を占むるは「ギリヤーク」及「アイノ」兩人種にして特に「アイノ」人は本島南部に散在し日本人及魯人との關係最も密接なり左に千八百九十八年の調査に係る本島異人種の各州に於ける人口表を掲ぐ。

州名	ギリヤーク		アイノ	オロチヨン	ツングーズ	ヤクリツ	計
	男	女					
アレクサンドル州	六四〇	五〇六	—	—	—	—	一一四六
ツイモフ州	三九七	二八二	—	—	—	—	六七八
コルサコフ州	四八二	三九八	—	—	—	—	八八〇
計	一、〇八五	八二七	—	—	—	—	一九一二

アイノ人

村落及人口

今を距ると九十七年即ち千八百〇八年、間宮林藏が本島探險の節西海岸「リオンナイ」より「シラヌシ」に至る間に於て「アイノ」人の戸數百廿四人口八百六又東海岸「タライカ」より「アニワ」岬及「アニワ」灣一帶の海岸に於て戸數三百十四人口二千四十一即ち合計四百三十八戸二千八百四十七人ありしと云ふ之を今日の人口現在數千二百九十六人に比すれば同人種の減少頗る著きものあり即ち左に現今各村落居住人口の詳細を掲ぐ。

西海岸				東海岸			
番號	村落名	戸數	性別	番號	村落名	戸數	性別
一	オトス(ハスロ)	二	男	一	タナ	七	男
二	ライチス	二	女	二	ナヨイ	六	女
三	ウエンツウエサン	五	男	三	コタ	三	男
四	ウストモナイ	六	女	四	マレンキ	三	女
五	ウツ	一	男	五	ウレ	二	男
六	ウツ	二	女	六	ウレ	二	女
七	エス	四	男	七	ウレ	二	男
八	クナ	一	女	八	ウレ	二	女
九	クナ	一	男	九	ウレ	二	男
一〇	クナ	一	女	一〇	ウレ	二	女
一一	クナ	一	男	一一	ウレ	二	男
一二	クナ	一	女	一二	ウレ	二	女
計		二二		計		二九	



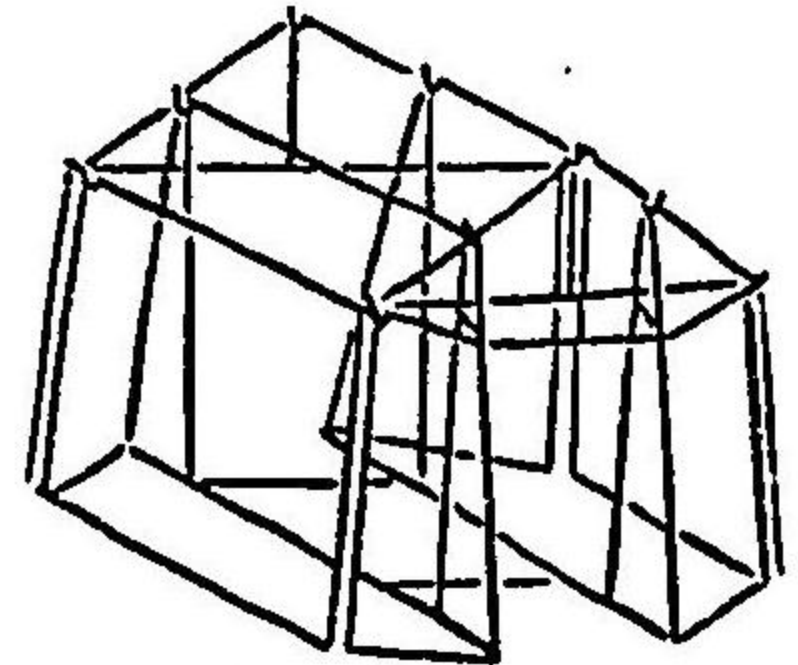
東四 海岸 合計	前編 樺太													計				
	一三 ゴ	一四 マ	一五 マ	一六 ラ	一七 プロム、 アックス ム	一八 オラ ン、ト マリ	一九 タラ ント マリ	二〇 ア ス マ	二一 ツ マ	二二 ヒ ル	二三 オ	二四 ド	二五 ト					
一八六	九四	三三	二四	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	一八六				
六七九	三六四	一四四	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	六七九				
六三三	三四六	二〇〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	六三三				
男女 合計	計	一三 オ	一四 ア	一五 ナ	一六 チ	一七 イマ ムセラ ラ	一八 ウク イ、チ ハ、ト マリ	一九 クス ナ	二〇 チ フ カ	二一 シ イ ヤ ン	二二 タ レ コ	二三 オ サ	二四 ノ ス キ	二五 コ ス ム	二六 オ チ エ フ ボ コ	二七 オ チ エ フ ボ コ	二八 ト ン ナ イ チ ヤ	二九 ア イ ロ ツ ブ
一三〇	九二	三三	二四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一三〇	三三五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一三三	二八七	三三	二四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三

(備考) 「アイノ」人口に本表と前表と差違あるは調査の年異なるに因り又明治八年樺太千島交換の際「アイノ」人は條約

に準し我北海道に移住したるもの八百四十三人内男四百十八人女四百二十五人ありしも其後或は本島に復歸し又は痘瘡に罹り死亡したるもの多しと聞く。

人口の減少

異人種に関する人口の統計は現今と雖も正確を期すべからず況んや幾んど百年前に於て間宮林藏が獨力異境に入り幾多の辛酸を経て調査したるとなれば固より精密なる能はざるべきも「アイノ」人種が年を追て減少の傾向あるは全く事實にして假に間宮林藏の調査を以て現在數に比すれば其減少實に千五百三十人即ち半數以上に達せり現に「アニツ」灣沿岸各地には二三十年前までの「アイノ」人種の村落少がらざりしも今は絶て之なしと云ふ生存競争の結果、劣等人種が優等人種の爲は醫藥の法を知らず一旦痘瘡其他傳染病が彼等種族中に流行するや最も慘狀を極め人口を減少すると頗る多し千八百九十七年東西海岸に於て痘瘡流行せし時は百人若くは百十四人死亡せしと云ふ又同人種の風俗慣習が人口増殖に妨害を興ふると少しとせず例せば早婚の弊にして凡そ男子十三歳女子十二歳を結婚期とし且つ妻の夫より長すると少からず甚だしきは妻の夫より長すると二十年に及ぶ者あり「アイノ」人は長子死すれば弟其妻を娶ることあるが故に自然妻の夫



(家の人ンアゲニ)

傳染病 惡風俗

漁業の利

より長すると多し又多妻多夫のもの少からず且つ人口少数にして自然血族間の結婚多きが故に人口増殖上に及ぼすべき影響は恐く著大なるものあるべし從來此等異種人に對する魯國政府施政の方針は頗る寛裕にして諸般の税金を免除するのみならず其舊慣古俗は變更するを欲せず從て生活上の改良進歩は實に概るべきものなし然れども近年日本漁業者の本島に渡航するもの多きを加ふるに從ひ或は時に「アイノ」人を欺瞞し漁業の利益を占むるとなきにあらざるも「アイノ」人も亦爲めて利益を蒙むると多きが故に大に生活の程度を高め其首長とも稱すべきものは食するに白米あり臥すに毛布あり室内に時計を懸くるあり家屋の如き土屋に住居するは東海岸「タライカ」「トンナイチャ」兩湖附近に看る所にして西海岸の如きは「アイノ」村落到る處木造家屋を觀ると比々皆な是れなり「アイノ」人の職業は漁業及獸獵にして漁業は不完全なる引網及鈎を使用す近年自己の名義を以て漁場を借受け之れを日本人に貸付し利益の配當を受け或は共同營業するものあり又日本漁業者に雇はれ賃銀若くは米其他物品を受くるものあり通常此等雇人に支給するは一漁期米一俵、綿入着物一枚、紺木綿半反、染木綿半反、手拭、火藥、衣服、煙草、煙管、酒等にして就中酒煙草は最も嗜好する所にして魯國地方廳が嚴に酒類の密輸入を禁するにも係はらず日本人並に其他のものが火酒を輸入するの數は一ヶ年莫大の高に達すべし漁業の季節終り十月中旬に言れば「アイノ」人は獸獵に着手す獸獵は重に黑貂、栗鼠、獺等にして河の未だ結氷せざる前に毘を以て獵するを常とす一獵期一人の獵獲高は黑貂六、七頭

職業

獸獵

犬橋車

「ギリヤトク」人

乃至十頭栗鼠五、六頭獺一、二頭に過ぎず從來「アイノ」人は各獵區を定め若し其獵區に於て自ら獵せざる時は「ギリヤトク」人に貸渡したる由なるが千八百九十四年黑龍江沿道獸獵規則發布せられ獵區を私有する能はず多くは魯國流罪殖民の爲め占據せられ「アイノ」人は更に深く山林中に獵區を見出ださざるべからざるに至れり「アイノ」人は釘を用ひす槓筋を用ひすして造りたる小舟を操り獸獵の爲め海上に出で或は三百露里を隔りたる「コルサコフ」「マツカ」間を航海すると常なり又冬季に至れば犬橋車を使用し粗造なる橋車に犬五六頭若くは十二三頭を繋ぎ東西兩海岸旅行者の用に供し又は「アレクサンドル」「コルサコフ」間數百露里なる道程の郵便線路を維持し交通不便なる本島各地に在るものに對し多大の便宜と利益を與ふるは最も彼等に向て感謝せざるを得ず從て犬は「アイノ」人に取り必要なる動物にして毎戸數頭若くは數十頭飼養せざるはなく「アイノ」人が多く干魚を貯藏するは自ら其食料に供するの外又犬の飼料となさんがためなり冬季天晴れ風暖かなるの日犬橋車を驅て滿目皆雪なる本島の山野を跋渉するは温熱帶人の夢想にも及ばざる壯快事たり然れども天候變を告げ風雪咫尺を辨せず人煙なき深雪中に犬と共に彷徨し一二晝夜に及ぶ時は飢寒交々至り餓死若くは凍死せざれば眞に幸なりとす。

「ギリヤトク」人は獨り本島に住居するのみならず黑龍江下流及「オホツスク」海沿岸の大陸に散在し或は亞米利加より遷移したりと云ひ或は亞細亞固有の人類なりと云ひ今日まで定論なきも本島へは獸獵漁業の利を追て大陸より移住し來り「アレクサンドル」州及「ツイモン」州の一部に

占居したるが如し重なる職業は漁業にして又獸獵を營む食物は魚類にして鮭鱈は其重なるものとす又唯一の家畜は犬にして「アイノ」人に均しく橇車を牽かしむ衣服及住居は滿洲風俗を混交したる點多く容貌は「ツングーズ」人に似たるも同人種の如く顔平廣ならず頬骨高からず頭髮鬚の多きは「アイノ」人に同じ性質は「ツングーズ」人の如く急激にして人を信用せず漸く慣るゝに従ひ人を容るゝものゝ如し智能ありて事に工みなり。

魯國殖民との關係

樺太魯國殖民の増進するに従ひ又漁業方法の改良せらるゝに従ひ「ギリヤーク」人種は唯一の食料たる魚類を得るの困難なる魯國殖民村落に接近せば兩者間に紛擾を生じ易く而して其結果は常に彼等の不利に歸すべきを以て成るべく遠く魯人の村落を離れて遷移するに至れり前述の如く「ギリヤーク」人は多く本島北部に居住し其南部「コルサコフ」州内に在る者は至て少きが故に彼等と日本漁業者とは未だ「アイノ」人の如き密接なる關係を有せず従て「アイノ」人の如く漁業上の利益を占むるものなし夏秋兩期に於て貯藏したる干魚は既に十二月に於て盡くるが故に「ギリヤーク」人は食料に缺乏を生じ據なく海邊に移り來りて海上の結氷に孔を穿ち「コマイ」と稱する小魚を捕て食物に供す三四月に至り氷解すれば海豹獵に着手す海豹の肉は食物に供し脂は煮焚に用ひ皮は夜服及履物とす不用なる皮は賣拂ひ大さと斑紋の如何に因り魯貨一留乃至三留に價す又海驢大餅を捕ふ夏期に至れば最も重なる食物材料たる鮭鱈を漁す總て「ギリヤーク」人は伶俐にして特に漁獵に長せり。

漁獵

「オロチヨシ」人

「オロチヨシ」人種は「ツングーズ」種族の一派として大陸にては黒龍江上流沿岸に居住し又沿海州「イムペラートルスカヤ」灣附近に在て其原始的有様を保存せるが本島に於ける「オロチヨシ」人が果して大陸に於ける「オロチヨシ」人と同一種族なるべきや否や果して同一種族なりとせば大陸より本島に遷移したる者なるべし鈴木陽之助氏は多年研究の末「オロチヨシ」人は往古本島に在住したりと稱せる「トシチ」人種の殘種にして南方よりは「アイノ」人、北方よりは「ギリヤーク」人に寄逐せられ現今重に居住を占むる「ツイミ」谷地に避け其一部分は去りて大陸に渡り「イムペラートルスカヤ」灣及黒龍江上流に散在したるものならんと云ふ前記兩説の當否如何は今俄に斷定し難きも元來「オロチヨシ」人は能力至て乏しく最も愚鈍なり夏冬の兩季漁獵を爲すは「アイノ」人「ギリヤーク」人に均しきも其生活の程度極めて低きが故に居住衣服は汚穢を極む「ツングーズ」人は西伯利北部「エニセイ」河及北方沼澤地より黒龍江及「オホツスク」海までの廣漠たる地方に彷徨し容貌に因り南部「ツングーズ」北部「ツングーズ」との兩種族に別ち南部「ツングーズ」は身高く體健に鼻直にして眼口小なり頬骨廣く手足大なるに反し北部「ツングーズ」は身軀手足皆小なり故に南部「ツングーズ」人は純粹なる「ツングーズ」人にして北部「ツングーズ」人は他の種族との雜混より生じたるものならんと云ふ本島在住「ツングーズ」人は恐らく北部「ツングーズ」に屬するなるべし性質活潑にして最も能く客を遇し盜賊強奪等は彼等の曾て知らざる所なり彼等は亞細亞異人種中最も遷移的なり河海に於ては漁業、山林に於ては黒貂獵を營

「ツングーズ」人

「ヤク」人

み馴鹿は彼等の常に飼養する所にして牛馬の用を爲すが故に毎戸必ず之を飼養す食物として魚肉、熊肉、海豹肉を用ゆ又北方土族の習慣として獸脂、魚油は其常用品たり一般に茶を嗜好す「ツングーズ」人は「ギリヤーク」人に均しく元來大陸の人種なりしも獸獵及漁業特に黑貂獵の利を追て終に同獸の棲息地たる沿海州北部に來り同北部より又本島に遷移したるもの、如し。本島在住の「ヤク」人は前表に示すが如く最も少數なるが同人種は大陸に在ては其數二十三萬に達し智識稍々發達し各種の職業及商業に従事し牧畜、農業、漁業を營み「ツングーズ」人を驅逐して「レーナ」河谷地を占有し終に北方「ヤク」州一帯の地方に蔓延せし程なれば樺太在住の他の異人種に比すれば進歩の程度著しきものありて將來或は本島に於て繁殖するが如きことあらんも目下の處にては至て微々たる人種なり。

日本人

「ニコラエフスク」市へ納付するも其他本島在住異人種は何等國稅及公稅を納むるとなし各人種には特種固有の語あるも多くは「アイノ」語に通じ又少數者は魯語及日本語に通せり「オロチョン」人は「ツングーズ」語を解するも「ツングーズ」人は「オロチョン」語を解せず。日本人は明治八年千島樺太交換後全く本島を去り九年以後に至りて單に漁業の爲め夏期中渡航したるものにして廿三年に至りて漁業規則の改正と共に鯨漁の爲め各漁場多少の漁夫を殘し冬籠せしむるの必要を生じ他は皆な四月開氷と同時に渡航したるものたり左に明治九年以來渡航し

たる本邦漁夫の數を掲ぐ。

九年	五三〇	十年	五八六	十一年	六一四
十二年	九四四	十三年	一、二二一	十四年	一、四五五
十五年	一、五八〇	十六年	一、五八一	十七年	四七五
十八年	四七〇	十九年	六〇六	二十年	九〇九
二十一年	一、一二七	二十二年	一、二四三	二十三年	一、三一八
二十四年	一、四二三	二十五年	一、四九三	二十六年	一、五七二
二十七年	一、九六七	二十八年	二、一五八	二十九年	二、七八七
三十年	三、八五八	三十二年	四、四二四	三十三年	四、三四六
三十三年	二、九一七	三十四年	三、四八七	三十五年	六、一七九
三十六年	七、一八二				

本表中三十五年三十六年を除きては單に日本漁業者雇入漁夫の數を擧げたるものにして魯國漁業者雇入に係る日本漁夫の數詳かならざるも實際渡航したる漁夫は頗る多かりしならん又右の外「タムラオ」方面漁業の爲め渡航せし人員毎年二三百名を下らず故に冬季在留及夏期渡航の日本人を合せ約一萬人と見做し大差なかるべく尙ほ此外商業の爲め「コルサコフ」及「アレクサン」ドロフスク」に在留したるもの五十名内外あり。

第十五章 樺太の市邑 (都市、村落)